

秦野市総合計画はだの2030プラン
後期基本計画 素案
(令和8年度～令和12年度)

令和7年7月

政策部総合政策課

目 次

序論	1
1 策定に当たって	1
2 総合計画の役割と基本的な考え方	1
3 計画の期間と構成	2
4 社会潮流と基本的な策定の視点	3
5 PDCAサイクルによる計画のマネジメント	7
第1部 計画の基礎指標（前提となる基礎条件）	8
1 人口の推移と見通し	8
2 土地利用	9
3 財政の状況	10
4 公共施設の状況	12
第2部 後期基本計画	15
第1 リーディングプロジェクト（先頭に立って導く事業）	15
第2 施策大綱別（分野別）計画の体系	16
第3 施策大綱別計画	18
第1編 誰もが健康で共に支えあうまちづくり【健康・福祉・子育て】	19
第1章 健康で暮らせる環境づくりの推進【健康】	19
第2章 誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現【福祉】	24
第3章 結婚・出産・子育ての希望をかなえ、若い世代が夢や希望を持てる社会環境づくりの推進【子育て】	31
第2編 生涯にわたり豊かな心と健やかな体を育むまちづくり【教育・文化・スポーツ】	36

第1章 こどもたちの生きる力を育む教育環境づくりの推進【教育】	36
第2章 生涯にわたり学び生かす環境づくりの推進【生涯学習】	43
第3章 豊かな市民文化と平和意識を育む環境づくりの推進【文化芸術・平和】	46
第4章 生涯にわたりスポーツを楽しめる環境づくりの推進【スポーツ】	49
第3編 名水の里の豊かな自然と共生し安全・安心に暮らせるまちづくり【環境・農林業・安全・安心・上下水道】	53
第1章 環境と共生する快適な暮らしの確保【環境】	53
第2章 地域特性を生かした都市農業の振興【農業】	60
第3章 持続可能な森林整備と里山林の保全【林業】	64
第4章 市民の生命と暮らしを守る安全・安心な生活環境づくりの推進【安全・安心】	66
第5章 安全・安心な上下水道の持続	73
第4編 住みたくなる訪れたくなるにぎわい・活力あるまちづくり【にぎわい・活力】	78
第1章 暮らしやすく活力ある都市機能の維持・充実【都市整備・交通】	78
第2章 多くの人が訪れたくなる観光の振興【観光振興】	83
第3章 地域に根ざした活力ある工業の振興【工業振興】	86
第4章 魅力とにぎわいのある商業の振興【商業振興】	88
第5章 良好な住環境の創出【住環境】	90
第5編 市民と行政が共に力を合わせて創るまちづくり【市民と行政のパートナーシップ】	93
第1章 協働による地域運営の推進【地域運営】	93
第2章 市民に信頼される持続可能な行財政運営の推進【行財政運営】	98
第4 地域まちづくり計画	106
1 計画の位置付け・役割	106
2 計画の意義等	106
3 地域区分と主な内容	106
4 地区別地域まちづくり計画	108
(1) 本町地区	109
(2) 南地区	111
(3) 東地区	113
(4) 北地区	115
(5) 大根地区	117
(6) 鶴巻地区	119
(7) 西地区	121

(8) 上地区	123
---------------	-----

序論

1 策定に当たって

本市を取り巻く社会環境は、本格的な人口減少、少子・超高齢社会の到来に加え、コロナ禍を経て急速に進むデジタル化を背景に、生活様式や個人の価値観にも変化が生じています。さらには大規模自然災害への対応など、行政需要は複雑かつ多様化しています。

一方で、令和8年度及び令和9年度にそれぞれ予定されている、県道705号の対面通行開始及び新東名高速道路の全線開通など、本市が飛躍する絶好の機会を迎えようとしています。

こうした背景を踏まえ、社会経済情勢の変化に適切に対応しながら、将来を見据えたにぎわいと活力あるまちづくりを進めるとともに、秦野ならではの豊かな自然と積み重ねられた歴史・文化を大切に守り、生かし、引き継ぎながら、市民力、地域力、職員力を結集して、「秦野の未来への道筋を示し、市民一人ひとりの想いがつながり実を結ぶ計画」を策定し、都市像である、「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市(まち)」の実現を目指します。

2 総合計画の役割と基本的な考え方

(1) 役割

総合計画は、まちづくりの基本理念や将来都市像を掲げ、これを実現するための基本政策や諸施策の基本的な方向を示すもので、市民と行政との適切な役割分担のもと、協働・連携し、総合的かつ計画的に市政を推進するための指針となる計画です。

(2) 計画策定に当たっての基本的な考え方

- ア S D G s ^(※1)の理念を踏まえた持続可能なまちづくりを目指した計画
- イ 多様な主体との協働・連携を踏まえた計画
- ウ 「ふるさと秦野」への誇りと愛着を育み地域の特性を生かした計画
- エ 事業の創造・縮充の視点を取り入れた計画
- オ 前期基本計画の評価を反映させた計画
- カ 実効性を確保した計画

※1 S D G s … 平成27年の国連サミットで採択された、17のゴール・169のターゲットで構成される、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標

3 計画の期間と構成

総合計画はだの 2030 プランは、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間のまちづくりの方向性を示す「基本構想」と、5 年間の具体的施策や事業内容を示した「基本計画（リーディングプロジェクト・施策大綱別計画・地域まちづくり計画）」、単年度ごとの「実施計画」の三層構造で構成しています。

(1) 計画の期間



(2) 計画の構成

ア 基本構想

まちづくりに対する普遍的な基本理念のもと、本市が目指す望ましい都市像とこれを実現するためのまちづくりの基本的な方向を示す目標を定めるものです。

イ 基本計画

(ア) 施策大綱別（分野別）計画

基本構想に基づき、施策の大綱を具体的に推進するための基本的な施策を総合的・体系的に示し、行政施策展開の指針とするものです。

(イ) 地域まちづくり計画

地域の目指すまちの姿を掲げ、市民一人ひとりが地域に愛着を持ち、地域の個性や魅力を生かしたまちづくりを市民と行政が協働・連携して進めるための指針とするものです。

ウ 実施計画

基本計画に定める基本施策を計画的に推進するため、まちづくりの骨格となるハード事業やリーディングプロジェクトに掲げる主要事項等について定めます。

4 社会潮流と基本的な策定の視点

(1) 急速に進む人口減少、少子・超高齢社会への対応

わが国では、出生数の急減や、2025年に団塊の世代が全て後期高齢者となる75歳を迎えたことなどから、医療・介護をはじめとする社会保障費の増加や、見守り・外出支援などの日常生活支援への需要の高まりなどが見込まれています。加えて、団塊ジュニア世代が65歳を迎える2030年代半ば以降には、ひとり暮らし高齢者の増加や、より深刻な支え手不足が想定される中、国は、社会の持続可能性を確保するため、年齢によって分け隔てられることなく、若年世代から高齢世代までの全ての人々が、それぞれの状況に応じて、「支える側」にも「支えられる側」にもなれる社会を目指しています。

本市においても、国が掲げる「全ての人に安心と安全を保障し、希望と幸せを実感する社会」の実現に向け、結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境の整備や、移住・定住の促進による社会増の確保のほか、多様な人が集い、安心して暮らすことのできる魅力的な地域づくりに向けた総合的な施策の展開を図り、全ての世代がいきいきと暮らせる持続可能な地域共生社会を築いていく必要があります。

(2) こども・若者が未来に希望を持てる社会の実現に向けて

国では、令和5年に施行した「こども基本法」に基づき決定した「こども大綱」において、全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことを掲げ、こども政策の司令塔として設置した「こども家庭庁」のもと、様々な取り組みを進めています。

本市においても、令和7年3月に、こども・子育て支援施策を総合的に推進する計画として「秦野市こども計画」を策定し、こども・若者が未来に希望を持ち、「ふるさと秦野」への誇りと愛着を育むことができる社会環境の実現に向けた施策を展開しています。今後も、次代を担うこども・若者の声に耳を傾け、その思いや願いをまちづくりに生かしていく視点を持つ必要があります。

(3) 地球規模の環境問題への対応と脱炭素・循環型社会の構築

気候変動や生物多様性の損失、環境汚染といった環境問題が世界規模で深刻化する中、わが国では「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた取り組みを加速しています。国の「地域脱炭素ロードマップ」では、自治

体はもとより市民や地域企業など、地域の関係者が主役となった地域発の取組みが求められており、特に、再生可能エネルギーの活用や省エネの推進など、地域・暮らしに密着した地方公共団体が主導する「地域脱炭素」が重要な取組みとして位置付けられています。

こうした動きの中で、地域資源を生かしながら、バイオマスの利活用やエネルギーの地産地消、公共施設の省エネ化、環境教育の推進、ネイチャーポジティブ（自然再興）といった取組みを多様な主体と連携して展開することが求められています。また、廃棄物の削減やリサイクルの促進を通じて、限りある資源を有効に活用する「循環型社会」の実現も重要な課題です。

本市においても、水やみどりをはじめとする豊かな自然との共生を図りながら、地域の特性を生かす取組みを進めるとともに、市民・事業者など、多様な主体との協働により、地球温暖化対策など、環境負荷を最小限にする取組みを推進する必要があります。

(4) 暮らしの安全・安心への対応

令和6年能登半島地震や宮崎県日向灘の地震などの大規模地震に加え、異常気象に伴う集中豪雨や勢力を増す傾向にある台風は、全国各地で甚大な被害をもたらしています。また、南海トラフ巨大地震や首都直下地震の発生も懸念されており、激甚化・頻発化する大規模自然災害への対応が求められています。

また、令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故は、老朽化した都市インフラが日常生活に与えるリスクを顕在化させました。道路や上下水道などの都市インフラが老朽化している中で、計画的な点検・保守・更新等による安全性の確保が重要になっています。

さらに、こどもが巻き込まれる犯罪や高齢者を狙った特殊詐欺など、地域社会の安全を脅かす事案も後を絶ちません。これらの防犯対策として、住民一人ひとりの防犯意識の向上や、地域における見守り活動の推進が求められています。

本市においても、市民の幸せな暮らしの実現に向け、自然災害への防災・減災対策の強化、老朽化する道路や上下水道、橋りょう、公共施設などの安全性確保に向けた適切な予防保全の推進、地域に根ざした防犯活動の推進、感染症対策の充実など、多角的な施策を展開し、安全・安心を基本としたまちづくりを進めていく必要があります。

(5) 地域のつながりと多様な主体による支えあいの再構築

全国的に急速な人口減少が進む中、地方圏では、著しい人口の低密度化や地域コミュニティの希薄化が進んでおり、地域活力の維持や持続可能性に多大な影響を及ぼしています。近年では、ライフスタイルや価値観の多様化が進む一方で、孤独・孤立対策、高齢者の見守り、子育て世帯の支援、災害時の共助体制の構築など、地域における支えあいの重要性が一層高まっています。

また、地域の担い手不足が深刻化する中で、地域が抱える課題を自治体だけで解決することは困難になっています。課題の解決に向けては、行政だけでなく、市民、市民活動団体、事業者など、多様な主体が役割と責任を分かち合い、協働・連携して取り組むことが求められています。

本市においては、小田急線4駅ごとにある「温泉」、「大学」、「市の玄関口」、「表丹沢」などの特性や、豊かな自然、観光スポットといった地域資源を生かし、多世代が地域活動に参加する取組みが広がっています。

また、令和9年度には新東名高速道路の全線開通が予定され、アクセス性が飛躍的に向上することにより、新たな企業立地による産業振興、魅力ある地域資源を生かした観光振興など、多くの人の流れを呼び込むことが期待されています。

こうした変化を踏まえ、市民一人ひとりが地域とのつながりを実感しながら主体的にまちづくりに関わることができるよう、地域コミュニティ活動への支援、居場所づくりや交流機会の創出、多文化共生の推進などにより、定住人口の増加につなげるとともに、関係人口やオンライン関係人口を創出・拡大するなど、多様な担い手によるまちづくりを推進していく必要があります。

(6) まちの魅力と利便性を高めるデジタル化の推進

国が掲げる「デジタル田園都市国家構想」や、令和6年に設置された「新しい地方経済・生活環境創生本部」では、デジタル技術の活用等による地域課題の解決や、地域の活性化が重視されています。行政サービスや、教育・医療・交通など、様々な分野におけるICT（情報通信技術）の活用は、誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現に寄与します。

また、生産年齢人口の減少に伴い、全国的に労働力人口が減少する時代に向かっていく中、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応において、行政のデジタル化の遅れや東京一極集中のリスクが浮き彫りになったと指

摘されています。

こうした社会の変化に柔軟に対応するため、国は、Society5.0^(※1)の実現と、スマート自治体^(※2)への転換を求めています。

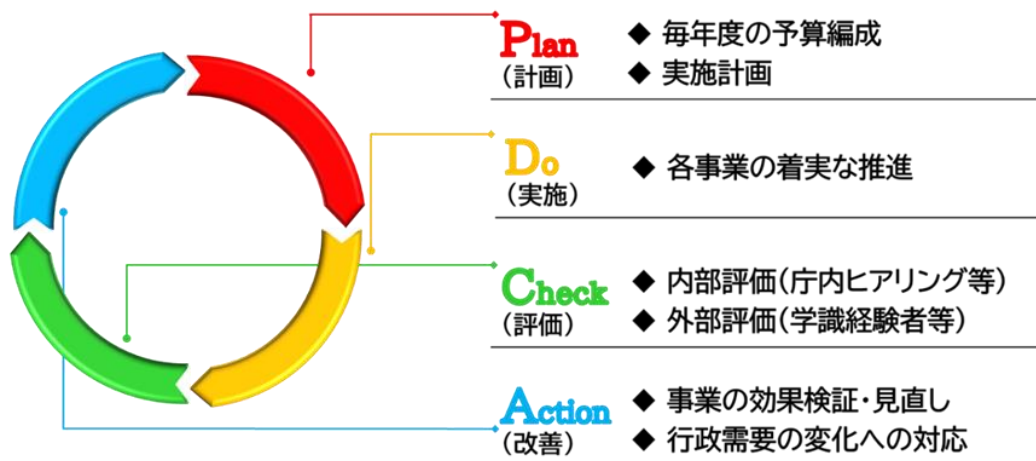
本市においても、A I ・ I o T等のデジタル技術と、それらを支えるクラウド環境を活用し、市民サービスの向上をはじめ、行政内部の業務改革や職員の働き方改革、合理的根拠に基づく政策立案（E B P M）など、効率的で持続可能な行財政運営を進めていく必要があります。

- | | | |
|----|-------------|---|
| ※1 | Society5.0… | 狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く新たな社会を指すもので、IoTで全ての人とモノがつながり、様々な知識と情報が共有され、今までにない新たな価値を生む社会 |
| ※2 | スマート自治体… | システムや AI 等の技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する自治体 |

5 P D C Aサイクルによる計画のマネジメント

基本計画に掲げる各施策を着実に実施していくとともに、実施した施策・事業の効果を評価し、必要に応じて見直しを行うため、内部評価のほか有識者等から構成する外部評価による効果検証を取り入れた、P D C Aサイクルを実践することで、変化し続ける行政需要に的確かつ柔軟に対応する計画としていきます。

■ P D C Aサイクルの概念図



第Ⅰ部 計画の基礎指標（前提となる基礎条件）

Ⅰ 人口の推移と見通し

(1) 人口の現況と推移

本市の人口は、昭和 30 年の市制施行当時約 5 万人、昭和 50 年には約 10 万人、昭和 63 年には約 15 万人と、増加し続けてきました。

平成 21 年 1 月には 17 万人を超え、平成 22 年 9 月 1 日の 170,417 人をピークに減少に転じ、令和 2 年 10 月 1 日では 162,439 人（国勢調査結果）、令和 7 年 1 月 1 日現在では、160,537 人となっています。

(2) 少子高齢化の進行

年少人口（0 歳から 14 歳）の割合は、平成 17 年には 13.1%でしたが、年々低下し、令和 7 年には、9.7%になっています。一方、老年人口（65 歳以上）の割合は 15.7%から 31.0%に約 2 倍となっており、急速に少子高齢化が進んでいます。

■ 人口の実績値と予測値

区分		実績値					予測値
		平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)
総人口		168,317 人	170,145 人	167,378 人	162,439 人	160,537 人	156,232 人
内 訳	年少人口 (0～14 歳)	22,028 人	21,281 人	19,964 人	17,797 人	15,557 人	13,806 人
		13.1%	12.5%	11.9%	11.0%	9.7%	8.8%
	生産年齢人口 (15～64 歳)	119,623 人	113,277 人	102,286 人	93,225 人	92,306 人	90,261 人
		71.1%	66.6%	61.1%	57.4%	57.5%	57.8%
	老年人口 (65 歳以上)	26,502 人	34,575 人	43,707 人	48,518 人	49,775 人	52,165 人
		15.7%	20.3%	26.1%	29.9%	31.0%	33.4%
	【参考】 後期高齢者 (75 歳以上)	11,003 人	14,076 人	17,849 人	23,214 人	28,827 人	33,140 人
		6.5%	8.3%	10.7%	14.3%	18.0%	21.2%

（注）各年 10 月 1 日人口。ただし、令和 7 年は 1 月 1 日の人口（割合は年齢不詳分を除いたもの）

（注）実績値の総人口は年齢不詳分を含んでいるため、内訳の合計と一致しない

（注）予測値は、過去 5 年のトレンドから見た将来人口推計（趨勢人口）

(3) 人口の見通し

本市の人口は、平成 22 年をピークに減少に転じ、死亡者数が出生者数を上回る状況（自然減）が続いていることから、今後もこの傾向は続くものと予測しています。

今後、様々な施策を展開することによる、希望出生率や社会減抑制を考慮しても、自然減の影響により人口減少は避けられない見通しです。

【今後の検討事項】

「人口ビジョン」との整合

まち・ひと・しごと創生法に基づき、地方版総合戦略を推進するための基礎資料として、令和3年に改定した「秦野市人口ビジョン」について、県の人口ビジョンの見直し内容や、人口の現状分析を踏まえながら見直しを行っています。

(4) 産業別の従業者数の推移

本市の就業者数は、生産年齢人口の減少に伴い減少しています。

産業別では、就業構造や雇用環境が変化している中で、第1次産業及び第2次産業の就業者数と構成比は減少していますが、第3次産業の就業者数と構成比は増加しています。

■ 産業別従業者数と構成比

区分		平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
就業者数		81,112人	76,290人	72,609人	71,612人
内 訳	第1次産業	1,866人	1,544人	1,434人	1,269人
	(構成比)	2.4%	2.1%	2.1%	1.8%
	第2次産業	24,429人	21,732人	20,145人	18,919人
	(構成比)	30.8%	29.5%	28.9%	27.2%
	第3次産業	52,931人	50,505人	48,135人	49,289人
	(構成比)	66.8%	68.4%	69.0%	70.9%
	分類不能	1,886人	2,509人	2,895人	2,135人

【出典】国勢調査

2 土地利用

(1) 現況

本市の面積は10,376ha(103.76km²)で、その全体が都市計画区域に指定されており、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分のもと、恵まれた自然環境を生かし、安全・安心で快適な生活環境の確保と市域の均衡のとれた発展を図っています。

市街化区域の面積は2,459haで、市域の約24%となっています。これを用途地域別でみると、住宅系の地域が1,887haで約77%を占め、商業系の地域が約3%、工業系が約20%となっています。

市街化調整区域の面積は 7,917ha で、その約 43% に当たる 3,420ha が農業振興地域になっており、このうち約 20% が農用地区域に指定されています。

また、農地の外周部は主に森林地域で、そのほとんどが丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園に指定されています。

■ 都市計画区域の指定状況

区分	市域面積 (都市計画区域)	市街化区域				市街化調整区域		
		住宅系	商業系	工業系	計	農業振興地域	指定区域外	計
面積	10,376ha	1,887	83	489	2,459	3,420	4,497	7,917
構成比	100%	(76.7%)	(3.4%)	(19.9%)	23.7%	(43.2%)	(56.8%)	76.3%

(注) 令和 7 年 6 月 1 日現在

【今後の検討事項】

新東名高速道路の全線開通や、コンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造への転換などを見据え、広域交通網の充実による産業の利便性向上と市域の持続可能な発展を図るため、都市マスタープランを踏まえ、都市的土地利用及び自然的土地利用に関する方向を定めます。

3 財政の状況

(1) 現況

本市の財政は、人口減少、少子高齢化の進行により、社会保障費が増加を続けていることに加え、様々な災害への備えのほか、物価や人件費の上昇など、流動的で急激な社会経済情勢の変化への対応が求められており、厳しい状況が続いています。

そのような中、あらゆる歳入の確保や徹底した事業の見直し等による歳出の抑制に努めるとともに、財政調整基金の活用や計画的な市債の借入れにより、財源を確保し、前期基本計画の誘導的、重点的な取組みとしている「“住んでみよう・住み続けよう” 秦野みらいプロジェクト」を核とした本市の発展につながる施策を着実に進めてきました。

■ 一般会計の歳入

【単位：億円】

区分	平成 15 年度 (2003 年度)	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
一般会計の歳入総額	421.9	418.1	464.0	494.3	596.7
うち市税	233.3	255.8	233.8	231.7	227.9

(注) 各年度決算額

■ 一般会計の歳出（性質別経費の状況）

【単位：億円】

区分	平成 15 年度 (2003 年度)	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
義務的経費	205.4	221.5	248.7	263.8	320.2
人件費 ^(※1)	102.4	97.7	90.2	92.8	97.6
扶助費 ^(※2)	61.7	79.8	115.9	138.3	179.8
公債費 ^(※3)	41.3	44.0	42.6	32.7	42.8
投資的経費（普通建設事業費、災害復旧費等）	69.1	39.7	43.1	40.1	42.4
繰出金	46.4	47.4	61.0	52.0	60.8
その他	90.0	94.5	84.0	119.0	147.5
合計	410.9	403.1	436.8	474.9	570.9

(注) 各年度決算額

- ※1 人件費… 報酬、給料、職員手当など一定の勤務に対する対価、報酬として支払われる経費
 ※2 扶助費… 社会保障制度の一環として、児童、高齢者、障害者、生活困窮者に対する支援に係る経費
 ※3 公債費… 市が借り入れた市債の元金の償還及び利子の支払いに要する経費等

■ 経常収支比率の状況

【単位：％】

区分	平成 15 年度 (2003 年度)	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
経常収支比率 ^(※4)	83.3	91.1	95.7	95.0	95.0

- ※4 経常収支比率… 市税等の毎年度経常的に収入される財源が、人件費、扶助費、公債費等の経常的経費にどの程度充当されたかを示す比率で、比率が高いほど財政の硬直化が進んでいることを示す

■ 市債の状況

【単位：億円】

区分	平成 15 年度 (2003 年度)	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
一般会計の市債現在高	406.1	373.2	330.2	339.9	317.7	309.7
うち赤字市債 ^(※5) (臨時財政対策債等)	116.6	171.7	204.6	226.9	203.7	185.3
うち建設事業債	289.5	201.5	125.6	113.0	114.0	124.4

(注) 各年度末現在

- ※5 赤字市債… 歳入不足を補うために発行する市債で、国の交付税財源の不足を補うために、普通交付税の振替として借り入れる臨時財政対策債や国の減税措置等に伴う減収を補填するために借り入れる減税補填債など

■ 財政調整基金の状況

【単位：億円】

区分	平成元年度 (1989年度) (ピーク)	平成15年度 (2003年度)	平成20年度 (2008年度)	平成25年度 (2013年度)	平成30年度 (2018年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
財政調整基金 ^(※6) 現在高	46.6	3.4	13.6	34.9	25.8	41.1	41.1

(注) 各年度末現在

※6 財政調整基金… 年度間の財源の不均衡を調整し、不測の財政需要に備え積み立てる、いわゆる「市の貯金」

(2) 今後の対応

財政状況は、人口減少、少子高齢化の進行により、歳入の根幹である市税の減収と社会保障費の更なる増加が見込まれることに加え、今後、集中的に耐用年数を迎える公共施設の更新が必要となるなど、一層、厳しさを増していくことが見込まれます。

このような厳しい財政状況においても、健全で持続可能な行財政運営を行うため、引き続き、「表丹沢の魅力づくり」や「小田急線4駅周辺のにぎわい創造」などのまちの活力創出による市税の増収に向けた取り組みや、国の交付金等の最大活用、ふるさと寄附金の充実・強化など、財源を確保する取り組みを進めるとともに、公共施設の再配置やデジタル活用推進などの行政サービス改革を進めていきます。

また、新東名高速道路の全線開通等を見据えた大型の事業など、本市の更なる発展に必要な投資を機を逃さず行うため、中長期的な財政推計を踏まえ、財政調整基金や有利な市債を計画的かつ積極的に活用していきます。

都市像「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市(まち)」の実現に向け、持続可能な地域社会を念頭に、財政の健全性を維持しつつ、本市の更なる発展に必要な施策には、積極的に経営資源を投入し、効率的・効果的かつメリハリの効いた行財政運営に努めていきます。

【今後の検討事項】

財源の裏付けがある、実効性のある計画とするため、令和8年度から12年度までの財政推計を行います。

4 公共施設の状況

(1) 現況

本市の公共施設には、道路や上下水道などの市民生活には欠かせない基盤施設や幼稚園・小中学校などの教育施設、文化会館や図書館、公園のように、広く市民の方が利用する施設など、様々な施設があります。

ア 施設の数と面積

道路や上下水道等の基盤施設を除く公共施設の数はおおよそ 500 施設、建物面積は約 35 万 m^2 （東京ドーム 7.4 個分）となっています。

■ 公共施設の面積内訳

【単位：千 m^2 】

区分	学校教育	生涯学習	公園	その他	上下水道
建物面積	198.0	57.1	0.5	68.3	22.1

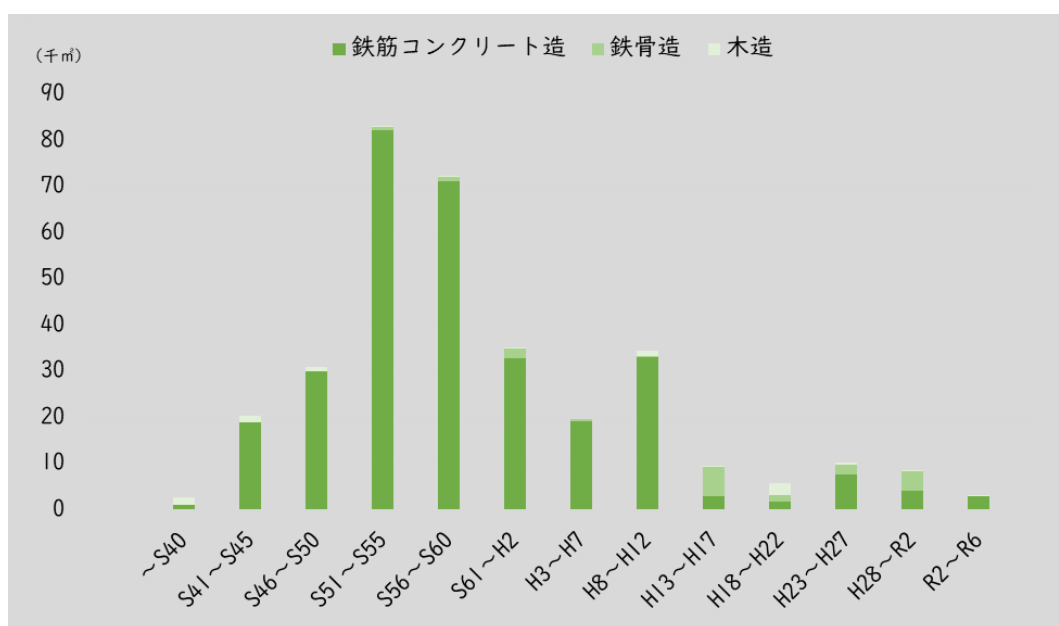
（注）令和 5 年度末現在

イ 建物の築年数

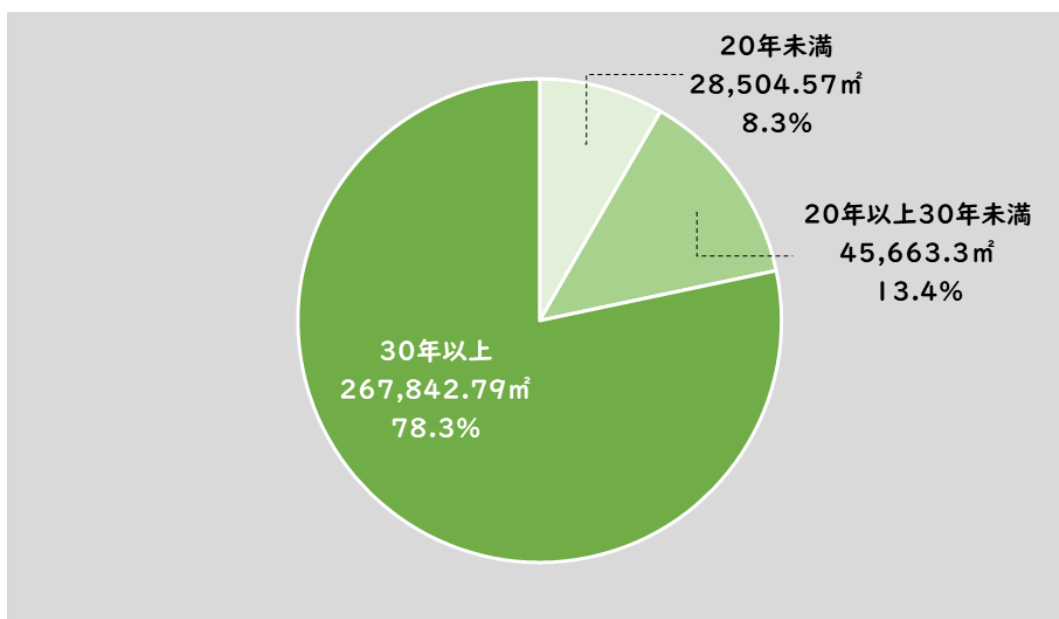
本市では、人口が大きく増加した昭和 50 年代に、小中学校をはじめ、多くの公共施設を建設してきました。

建築時期が集中しているため一斉に老朽化が進み、築 30 年を経過している施設が 7 割を超えています。

■ 公共施設の築年別内訳（令和 5 年度末現在）



■ 公共施設の建物の経過年数別の割合（令和5年度末現在）



（注）「公共施設の築年別内訳」及び「建物の経過年数別の割合」は、主な建物を対象としていること、借上げている建物は除いているため、「公共施設の面積内訳」とは合計が一致しない

（2） 今後の対応

本市では、一斉に老朽化する公共施設の更新問題に対応するため、平成23年3月に「公共施設再配置計画」を策定して取組みを進めてきました。

また、厳しい財政状況が続く中、老朽化が進んでいる公共施設の改修費用が増加していくと見込んでいるため、「公共施設保全計画」が示す改修費用を含め、長期的視点で公共施設に係る費用を把握した上で、「公共施設再配置計画」において新たな削減目標等を定めていきます。

今後も、将来にわたって真に必要性の高い公共施設サービスを持続していくため、公共施設の再配置を推進していきます。

第2部 後期基本計画

第1 リーディングプロジェクト（先頭に立って導く事業）

リーディングプロジェクトとは、都市像である「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市(まち)」の実現に向けて、基本計画全体をリード（先頭に立って導く）し、誘導的、重点的に取り組んでいくプロジェクトです。

リーディングプロジェクトには、それぞれ施策大綱別計画の分野を横断し、相互に関連性を持たせることで相乗効果を発揮する事業を位置付け、市民、事業者、各種団体等、多様な主体との協働・連携によりプロジェクトの実現を目指します。

また、リーディングプロジェクトを総合戦略の基本目標として位置付け、一体的に取り組むことにより、将来を見据えたにぎわいと活力あるまちづくりを進めていきます。

【今後の検討事項】

リーディングプロジェクトの検討に当たっては、前期基本計画のリーディングプロジェクト

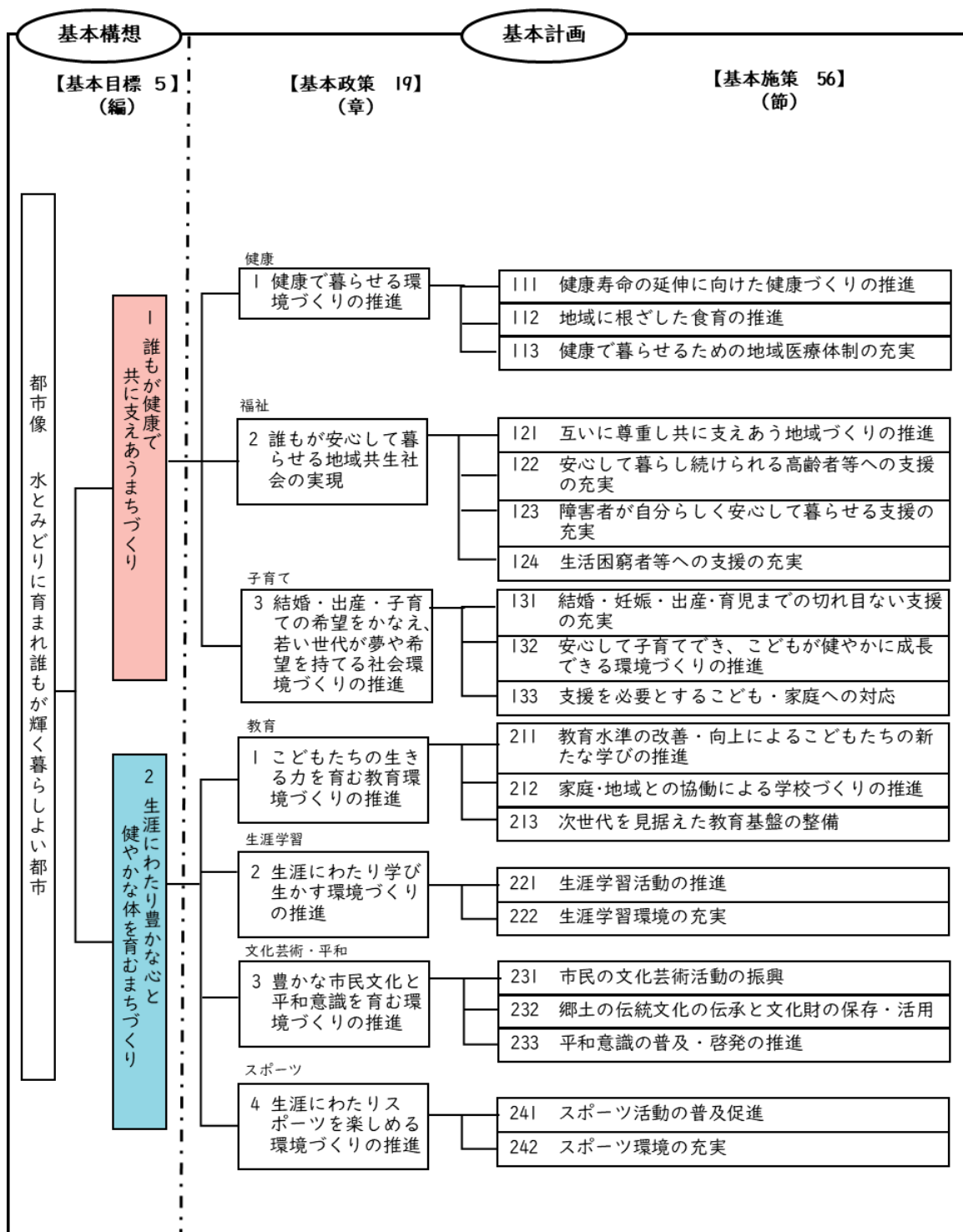
- 1 健康で安心して暮らせるプロジェクト
- 2 未来を拓く子育て・教育プロジェクト
- 3 小田急線4駅周辺のにぎわい創造プロジェクト
- 4 新東名・246バイパスの最大活用プロジェクト
- 5 新たな日常創造プロジェクト

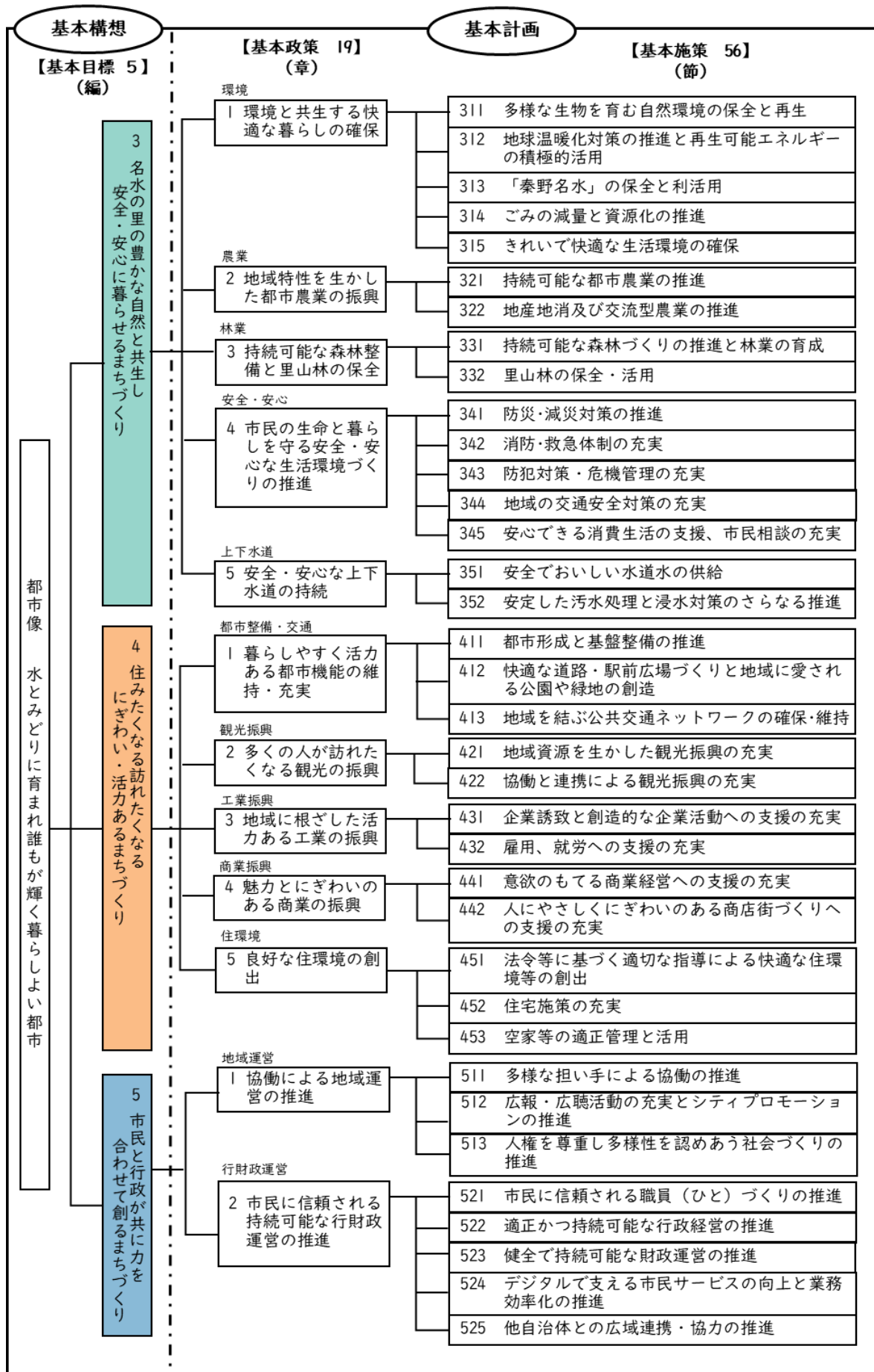
以上の5つをベースに、国の総合戦略や社会環境の変化等を踏まえ、さらにステップアップした構成となるよう検討します。

第2 施策大綱別（分野別）計画の体系

本市の限りない発展を願い、昭和44年に定めた市民憲章の理念のもとで、都市像である「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市(まち)」の実現に向けて、5つの基本目標、19の基本政策、56の基本施策を設定し、具体的な施策の展開を図ります。

■ 後期基本計画体系図





施策大綱別計画の見方

都市像実現のため、5つの基本目標（第1編～第5編）と基本政策（章）に沿って基本施策（節）を設定し、「目指すまちの姿」、「現状やこれまでの取り組み」、「今後の課題等を踏まえた取り組みの方向」、「主な取り組み」、「成果・活動量」により構成しています。

《目指すまちの姿》

令和12年度までに実現を目指すまちの姿や市民の状態を示しています。

1 現状やこれまでの取り組み

基本施策（節）における本市の現状やこれまでの取り組みを記述しています。

2 今後の課題等を踏まえた取り組みの方向

現状の取り組みや今後の課題を踏まえ、取り組みの方向について記述しています。

3 主な取り組み（※ 検討中）

目指すまちの姿を実現するため、令和8年度から12年度までに取り組むべき主要な施策・事業の検討中の例を記述しています。

【成果・活動量】（※ 検討中）

目指すまちの姿を実現するため、施策の成果を測る指標名の検討中の例を記述しています。

今後、指標について、数値で目標を設定します。

第Ⅰ編 誰もが健康で共に支えあうまちづくり【健康・福祉・子育て】

第Ⅰ章 健康で暮らせる環境づくりの推進【健康】

《基本施策 ⅠⅠⅠ》健康寿命の延伸に向けた健康づくりの推進

《目指すまちの姿》

市民一人ひとりが、自分自身や家族の健康増進に対する意識や行動を高め、身近な場所や魅力ある地域資源を活用しながら、健康づくりに取り組んでいます。

Ⅰ 現状やこれまでの取り組み

- (1) 生活習慣病及びその重症化を予防するため、食事、運動、こころなどをテーマとした健康教育や、未病センターでの健康セミナーや健康測定会を実施しています。
- (2) 体操会を運営する体操普及ボランティアを支援し、はだのさわやか体操^(※1)等を通じた健康づくりを推進しています。
- (3) 疾病の早期発見・早期治療を目的に、市民健康診査やがん検診を実施しています。中でも、乳がん・子宮頸がん検診は、若年層の受診率向上が課題であることから、無料クーポン券のデザインを工夫して刷新したほか、個別に受診勧奨通知を行うなど、受診促進に向けた普及啓発に取り組んでいます。
- (4) 医師会等の関係機関と連携し、特定健康診査、特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防などの保健事業を推進しています。また、健康ポイントラリーを実施するなど、市民の健康意識を高めることで、医療費の適正化に努めています。
- (5) 広報紙や市ホームページ、SNSなどの媒体を活用し、感染症に関する情報を提供するとともに、医師会などの協力により高齢者の定期予防接種を実施しています。

Ⅱ 今後の課題等を踏まえた取り組みの方向

- (1) 県や未病関連企業、東海大学等の関係機関と協働して、保健師や管理栄養士等による出張講座などを継続し、保健事業の充実を図ります。
- (2) 健康寿命の延伸に向けて、主に、青年期・壮年期の働く世代に対する健康管理支援を行うとともに、高齢者に対しては、生活習慣病の重症化予防やフレイル予防のため、健診結果やレセプト^(※2)データを活用した個別支援事業を充実させ、各ライフステージに応じた健康づくりに取り組みます。
- (3) 健康診査やがん検診の受診率が低い世代への啓発や、受診しやすい体制を整備し、疾病の早期発見・早期治療につなげます。
- (4) 感染症の発症や重症化を防ぐため、高齢者等を対象とした予防接種を、市民への適切な情報提供や医師会等の協力により円滑に実施し、接種率の向上に努めます。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	生活習慣病の重症化予防
2	地域に根ざした健康づくりの推進
3	疾病の早期発見及び予防の推進
4	特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上
5	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
6	感染症対策の推進

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	未病センター健康測定会及び出張未病測定会の参加者数
2	健康づくりを担うボランティアの活動回数
3	特定健康診査受診率

- ※1 はだのさわやか体操… 心身の健康の保持増進を目的に、平成11年に東海大学体育学部の協力のもと作成された市民体操
- ※2 レセプト… 医療機関が医療費を請求するために、行った処置や使用した薬剤等を記載した明細書

《基本施策 Ⅰ Ⅱ》地域に根差した食育の推進

《目指すまちの姿》

市民一人ひとりが「食」に関心を持ち、生涯食育を推進することで心と身体の健康を育み、恵まれた自然の中で「食」を通してつながっています。

Ⅰ 現状やこれまでの取組み

- (1) 家庭における食育を普及啓発するため、妊婦及び親子を対象に、乳幼児健康診査や各種教室等での食育や栄養相談のほか、SNSを通じた離乳食動画の配信を行っています。また、認定こども園や保育所、幼稚園、小学校、中学校における食育活動を行うなど、食を通じた健康づくりに努めています。
- (2) 「第3次はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）」に基づき、食育の推進に努めています。
- (3) 地域に根差した食育の推進に向けて、食生活改善推進団体の活動支援及び推進員の養成など、地域で食育活動を担う人材の育成に努めています。

Ⅱ 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 家庭における食育の普及啓発のため、父親母親教室及び乳幼児健康診査における食育、離乳食・幼児食セミナーのほか、食育キャラクター「ボンチーヌ」やオリジナル食育ソングを活用した食育推進事業を継続し、充実を図ります。
- (2) 市民一人ひとりが主役となって食育を推進できるよう、「第4次はだの生涯元気プラン」に沿って施策に取り組みます。また、乳幼児から高齢者まであらゆる世代の食育を推進するため、引き続き、地域における食に関する活動団体の育成に努めます。
- (3) 食に対する価値観の多様化や、健康課題が複雑化する中で、市民が健康的な食習慣を身に付けるための知識や技術を普及する人材の育成に取り組みます。
- (4) 地域における食に関する活動団体が活動しやすく、かつ、市民の事業参加につながる環境を整備し、地域における食育の推進を図ります。
- (5) 学校給食の食材は、地域の生産者や関係機関と連携し、安全・安心で新鮮な栄養価の高い地場産物をできるだけ多くの品目で使用するなど、献立を工夫することで、地産地消や食育の推進を図るとともに、市内事業者との連携により、地域経済の活性化にも取り組みます。

Ⅲ 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	食を通じた健康づくり
2	地域に根ざした食育の推進

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	朝食を食べない3歳6か月児の割合（3歳6か月健康診査時調査）
2	小中学校給食用物資（野菜類）の地場産率（品目ベース）
3	食育活動を担うボランティアの活動回数

《基本施策 Ⅰ Ⅲ》健康で暮らせるための地域医療体制の充実

《目指すまちの姿》

市民が必要なときに身近な場所で安心して医療を受けることができます。

Ⅰ 現状やこれまでの取り組み

- (1) 地域の中核病院としての機能を担う秦野赤十字病院の建物や医療機器の整備に対する支援を行っています。
- (2) 多様化する市民の医療ニーズに対応するため、医師会や医療機関等との連携を深めるとともに、休日・夜間の初期救急及び二次救急の医療体制の維持に努めています。
- (3) 医師の高齢化などにより、市内の小児科専門の診療所が複数閉院したことで、市内の小児科診療所が減少しています。
- (4) 令和5年11月13日、市内に新たな産科有床診療所が開設し、多くの新生児が誕生しています。
- (5) 医療に携わる人材を確保し、医療体制の充実を図るため、医師会が実施する看護師修学等資金貸与事業への補助を行っています。
- (6) 激甚化・頻発化する大規模災害に備えて、医師会等と連携した防災訓練を実施するとともに、医薬品や医療器具の適切な点検・管理を行っています。

Ⅱ 今後の課題等を踏まえた取り組みの方向

- (1) 医師の高齢化や働き方改革等により全国的に医師が不足している中、市民が身近な場所で適切な医療が受けられるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会、地域の中核病院としての機能を担う秦野赤十字病院及び神奈川病院や周辺自治体等と連携を強化し、小児や救急医療の体制整備など、地域医療の維持・向上を図ります。
- (2) 施設の老朽化が進んでいる市休日夜間急患診療所等について、適切な場所への建設に向けて、感染症や災害時医療に備えた施設の規模や機能等を検討し、早期の施設整備に取り組むことで、将来にわたり、安定的かつ持続的に医療を提供できる体制を確保し、地域医療の充実・強化を図ります。
- (3) 医師不足や医師の地域偏在、診療科偏在を解消するため、地域の実情を踏まえた医師や看護師等の確保対策を推進するよう、引き続き、県に要望するとともに、小児科開設に向けた支援策を検討します。
- (4) 医師会と連携し、看護師修学等資金貸与事業を引き続き運用することで、資格取得を支援するとともに、市内医療機関に従事する人材確保に努めます。
- (5) 近い将来に発生する可能性が高い大規模災害に備え、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係機関や、地域の医療機関と連携・協力し、医療救護体制を強化します。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	秦野赤十字病院の医療体制整備に対する支援
2	救急医療体制の充実
3	周産期医療及び小児医療の充実
4	看護師等確保の支援
5	災害時における医療体制の充実

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	市内の就業看護職員数

第2章 誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現【福祉】

《基本施策 121》互いに尊重し共に支えあう地域づくりの推進

《目指すまちの姿》

- (1) 市民、関係機関、団体等の協働により、社会資源を活用し、主体的に地域生活課題を解決するまちづくりが推進されています。
- (2) こどもから高齢者、障害者、生活困窮者など、全ての人が社会から孤立することなくお互いに助けあい、支えあうことで、住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らしています。

1 現状やこれまでの取り組み

- (1) 地域共生支援センターを中心に、こども、高齢者、障害者、生活困窮者など、それぞれの相談内容に応じた支援体制を整備し、関係機関との連携により、包括的な対応に取り組んでいます。
- (2) 認知症、知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が十分でない方の権利を擁護するための成年後見制度について、必要とする人が利用できるよう、関係機関と連携し、普及啓発に取り組んでいます。また、経済的な理由で制度を利用できないことのないよう、助成制度を拡充しています。
- (3) 身近な相談相手である民生委員・児童委員が地域で活動しやすいよう、継続して負担軽減に取り組むとともに、支援を必要としている人からの様々な相談に対し、適切な関係機関につなげられるよう、支援しています。
- (4) 福祉に対する理解を深め、市民の自発的な意思が行動に結びつくよう、市民、事業者、行政、社会福祉協議会が連携し、担い手の育成を推進するとともに、ボランティア活動の活性化に取り組んでいます。
- (5) 保健福祉センターは、経年劣化による不具合が生じる設備等が年々増加しているため、優先度の高い劣化箇所等を抽出し、必要に応じて故障前に監視保全の対策をするとともに、設備の状況を注視しながら維持管理に取り組んでいます。

2 今後の課題等を踏まえた取り組みの方向

- (1) こども、高齢者、障害者、生活困窮者など、地域住民の複合化・複雑化した地域生活課題を解決するため、包括的な支援体制の更なる推進を図ります。
- (2) 適切に権利擁護が図られるよう、関係機関と連携し、国等の動向を注視しながら、成年後見に関する制度の普及啓発に努めます。
- (3) 民生委員・児童委員の活動内容の精査や負担軽減を行うことで、活動しやすい環境を作るとともに、新たな担い手を確保するため、引き続き、民生委員・児童委員活動のPRに取り組みます。
- (4) 社会福祉協議会と連携し、高齢者や障害者等の支援に携わる関係機関や関係団体の活動を引き続き支援することで、地域で行われる活動の充実を図ります。

- (5) 保健福祉センターを取り巻く環境の変化に的確に対応するため、市域と地域、それぞれが担うべき役割を整理した上で、「地域福祉」及び「子育て支援」に関する機能強化を図るとともに、経年劣化している設備等の更新を計画的に進め、こどもから高齢者まで、全ての世代の市民にとって快適で利便性が高い、機能的な施設となるよう、取組みを進めます。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	包括的な支援の充実
2	地域共生社会の実現に向けた地域力の強化
3	保健福祉センターの機能強化と設備等の計画的な更新

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	地域共生支援センターが受けた複合化・複雑化した相談割合
2	保健福祉センター貸室の利用率

《基本施策 122》安心して暮らし続けられる高齢者等への支援の充実

《目指すまちの姿》

- (1) 地域全体で高齢者を支えるネットワークが構築されており、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができる社会が実現しています。
- (2) 健康寿命が延伸し、高齢者が心身共に健康で、生きがいを持って生活しています。

1 現状やこれまでの取組み

- (1) 地域高齢者支援センターを中心に、関係機関とのネットワークを構築し、早期対応と切れ目のないサービスを提供しています。また、エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしいまち）の実現に向け、地域住民による支援活動の促進等に取り組み、高齢者の生活支援体制の充実を図っています。
- (2) 認知症予防の取組みや認知症の人やその家族への相談支援に加え、認知症サポーターの養成を行い、認知症と認知症の人に対する正しい知識と理解の普及啓発に努めています。
- (3) 介護予防団体の立上げや活動を支援し、高齢者が交流するための通いの場づくりを推進しています。また、働く意欲のある高齢者が活躍し続けられる仕組みづくりに取り組んでいます。
- (4) 介護サービスの質を確保するため、介護人材の確保や定着促進、介護サービス事業所の運営支援とともに、安定的で健全な介護保険事業の運営に取り組んでいます。

2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 増加する高齢者のニーズに適切に対応するため、地域包括ケアシステムの中核を担う地域高齢者支援センターの機能・体制の強化を図ります。また、生活支援コーディネーターや関係者で構成される協議体を中心に、関係者間のネットワークづくり、担い手の養成、地域住民による通いの場の創出や買い物支援など、高齢者支援の新たな仕組みづくりを行い、エイジフレンドリーシティの実現を目指します。
- (2) 認知症の人とその家族の視点を踏まえた認知症に関する正しい知識と理解の普及啓発や、居場所づくりによる社会参加の促進など、認知症になっても安心して自分らしく暮らし続けられる地域づくりに取り組みます。
- (3) 高齢者の趣味や特技を通じた世代間交流等の活動、地域での介護予防の担い手養成や通いの場の立上げを支援することで、生きがいづくりや健康の増進を図ります。また、働く意欲のある高齢者の豊かな経験と能力を生かした就業の機会を広げ、生涯現役で活躍し続けられる地域の仕組みづくりに取り組みます。
- (4) 安定的で健全な介護保険事業の運営に加え、介護サービス事業所等の実態把握を行い、より効果的な介護人材の確保・定着促進のための取組みを、国・県・事業者と連携して推進します。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	地域包括ケアシステムの深化・推進
2	認知症とともに歩む地域づくり
3	健康と生きがいつくり
4	介護保険の健全運営と円滑な実施

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	要介護認定率(第1号被保険者)
2	認知症サポーター養成者数（累計）

《基本施策 123》障害者が自分らしく安心して暮らせる支援の充実

《目指すまちの姿》

障害のある人もない人も、互いに支えあいながら、「自分らしく」住み慣れた地域で、生き生きと豊かに暮らしています。

1 現状やこれまでの取組み

- (1) 令和7年3月に「はだの障害福祉推進プラン」を策定し、福祉・保健・医療、教育、雇用等、様々な分野における障害者施策を総合的に推進しています。また、「秦野市障害者支援委員会」において、当事者の意見を取り入れた支援体制の整備を進めています。
- (2) 障害者の地域生活支援拠点として、「秦野市地域生活支援センター（ぱれっと・はだの）」を開設し、相談窓口の充実を図るとともに、障害者が地域で安心して生活できるよう、相談・就労・地域活動支援に取り組んでいます。
- (3) 障害者差別解消法や県が制定した「ともに生きる社会かながわ憲章」等を踏まえ、偏見や差別を排除するとともに、障害者理解を深めるための取組みを推進しています。
- (4) 災害時において、障害者等の避難所となる福祉避難所に、避難生活に必要な物資の整備をしています。

2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 障害のある人もない人も、共に支えあいながら、社会、経済、文化などあらゆる分野で誰もが活躍できるインクルーシブな社会を目指し、地域生活支援センターにおける相談支援等の機能強化を図るとともに、関係機関との連携により、包括的な支援体制の整備を進めます。
- (2) 障害のある人の自己決定を尊重し、生涯を通じて、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、虐待防止や権利擁護に取り組むとともに、一人ひとりの成長段階や障害特性に応じた切れ目のない地域生活支援に取り組めます。
- (3) 障害者の日常生活上の様々な社会的制約を取り除くため、ソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化やアクセシビリティ（施設・設備、サービス、情報や制度等の利用しやすさ）を推進するとともに、災害時における避難支援の充実を図り、安全・安心に暮らせる環境整備に取り組めます。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	障害者自らの意思決定と人権が尊重される社会づくり
2	障害者の地域生活を重視した支援体制の充実
3	障害者の就労支援と生きがいづくり
4	障害者が安全・安心に暮らせる環境づくり

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	障害児の計画相談支援利用率
2	障害者の就労移行者数

《基本施策 124》生活困窮者等への支援の充実

《目指すまちの姿》

生活に困窮している人や生活保護の受給者が、必要な支援や助言を受けながら困窮状態を解消し、住み慣れた地域で、社会的・経済的に自立した生活を送っています。

1 現状やこれまでの取り組み

- (1) 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援として、就労に必要な基礎知識を身に付けるための就労準備支援や、家計管理に問題を抱える人への家計改善支援を実施しています。また、離職等により経済的に困窮し、住居を失う恐れのある人などに対する住居確保給付金の支給、貧困の連鎖を防止するための生活困窮世帯のこどもに対する学習支援など、生活困窮状態からの自立に向けた事業を実施しています。
- (2) 生活保護が必要な人に対しては、困窮の程度に応じた保護を行いながら、訪問活動等を通じて各世帯の生活状況を把握し、その状況に応じた就労支援等を実施することで、自立の促進を図っています。
- (3) レセプト点検などにより扶助費の適正かつ公正な執行に努めています。

2 今後の課題等を踏まえた取り組みの方向

- (1) 生活困窮者の社会的・経済的な自立に向け、社会福祉協議会をはじめとした関係機関と連携し、就労や心身の状況などに応じ、自立相談支援や就労準備支援、家計改善支援を実施するとともに、住居確保給付金の支給やこどもの学習支援を行うなど、包括的かつ継続的な支援に努めます。
- (2) 生活保護が必要な人には確実に保護を実施するとともに、生活の状況や心身の状態に応じた支援により、自立の助長に努めます。

3 主な取り組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	生活困窮者等の自立支援
2	要保護世帯への支援

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	就労による生活保護からの自立世帯数（年間）

第3章 結婚・出産・子育ての希望をかなえ、若い世代が夢や希望を持てる社会環境づくりの推進【子育て】

《基本施策 131》 結婚・妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援の充実

《目指すまちの姿》

安心して妊娠・出産ができ、子育て世代が「秦野で子育てしてよかった」と思えるまちになっています。

1 現状やこれまでの取組み

- (1) 産後ケア事業では、市直営による日帰り型に加え、助産院・産科医療機関での日帰り型、訪問型及び宿泊型を実施し、産後も安心して子育てができる保健体制の充実に努めています。
- (2) 妊婦等包括相談支援事業として、妊娠届出及び4か月児健康診査の際に、保健師又は助産師等の専門職が面談を実施し、必要な支援につなげています。また、産科医療機関等と連携し、継続的にサポートすることで、安全・安心な妊娠・出産・子育てのための支援の充実に努めています。
- (3) 妊娠期から子育て期に係る各種セミナーや乳幼児健康診査等により、親子の健やかな成長への支援の充実に努めています。
- (4) 子ども・子育て支援新制度のスタート以降、様々な形態の保育施設を開設することにより、待機児童対策を進め、保護者の保育需要に対応しています。
- (5) 公立保育所・幼稚園の統廃合により、認定こども園として、効率的な運営体制を確保するとともに、跡地を民間事業者による新たな教育・保育施設として活用しています。
- (6) 手厚い保育士の配置により安全・安心な保育環境を確保するため、1歳児の保育士配置を4対1とすることを可能とする補助基準の見直しを行うとともに、保育士等就労促進給付金制度を継続して実施するなど、民間保育所等が保育士を確保する取組みを支援しています。
- (7) 地域子育て支援拠点事業（「ぽけっと21」、「ちっちゃなて」）の実施や、コミュニティ保育を支援することで、乳幼児とその保護者に交流の場を提供するとともに、育児についての情報交換や子育てアドバイザーによる相談や助言を行っています。
- (8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）を運営し、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、子育ての援助を行いたい人（支援会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行っています。
- (9) 子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、こどもの健康の維持及び健全な育成を支援するため、こども医療費の入院・通院助成の対象を18歳まで拡大して助成しています。
- (10) 婚活イベントや個別相談の実施、結婚に伴う家賃や引越費用の助成を行うことで、結婚を希望する市民を支援しています。

2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 産後ケア事業について、支援を必要とする全ての人が利用することができるよう、提供体制の整備に向けた取組みを進めます。

- (2) 安心して妊娠・出産・子育てができるよう、健康診査の実施体制の充実を図るとともに、関係機関と連携し、妊産婦や乳幼児等の状況に応じた情報提供や保健指導を行うなど、相談支援の効果的な実施につなげます。
- (3) 少子化が進む中で、将来的な保育需要の傾向を見据えた上で、既存保育所等における対応（定員拡大、定員の弾力化等）の協力を求めるとともに、特に定員不足が懸念される１・２歳児の定員確保に努めます。
- (4) 乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であることを踏まえ、施設、保護者、地域等の各主体との連携・協力体制のもと、「内容」、「人材」、「環境」の三つの観点に沿った総合的・複合的な取組みを推進することにより、保育の質の確保・向上を図ります。
- (5) パートタイム就労やリフレッシュなどの理由による一時預かり事業の利用を希望する保護者のニーズに対応していくとともに、令和８年度から本格実施される「こども誰でも通園制度」の体制を整備し、こども・子育て環境の充実に努めます。
- (6) 「秦野市こども計画」に基づき、本市の実情や子ども・子育て会議の専門家の意見を踏まえた施策を展開し、必要に応じて計画の修正を行います。
- (7) 平日夜間や休日等の一時的なこどもの預かりを行う、子育て短期支援事業^(※)の¹⁾実施方法を検討します。
- (8) 地域子育て支援拠点事業やコミュニティ保育などを活用して、乳幼児とその保護者に交流の場を提供し、子育てに関する不安や負担感の緩和、社会的孤立の解消を図ります。
- (9) 子育て援助活動支援事業を幅広く周知するとともに、多様化する保育ニーズに対応するため、依頼会員・支援会員双方の増員を図ります。
- (10) 出会いの機会・場の創出や、結婚に伴う新生活の経済的支援など、結婚を希望する市民への希望に応じた支援に努めます。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	安心して妊娠・出産ができる保健体制の充実
2	健診の場を活用した子育て支援の充実
3	保育所等利用環境の向上
4	こども・子育て環境の拡充
5	若い世代への結婚支援

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	育てにくさを感じた時に、相談先を知っているなど、何らかの解決する方法を知っている保護者の割合（４か月児健康診査時調査）
2	ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある母親の割合（１歳６か月児健康診査時調査）
3	保育所等待機児童数
4	地域子育て支援拠点事業の箇所数

※1 子育て短期支援事業… 保護者の疾病、出産や仕事等により、家庭でのこどもの養育が一時的に困難になった場合に、夜間や休日等に保育を行う事業

《基本施策 132》安心して子育てでき、こどもが健やかに成長できる環境づくりの推進

《目指すまちの姿》

安心してこどもを産み育てることができるまち、子育てに喜びを感じることでできるまち、地域社会で子育てを支えていくまちになることで、こどもが健やかに成長しています。

1 現状やこれまでの取組み

- (1) こどもを対象に、食事の提供や学習支援、遊び、見守りを行う、こどもの居場所づくりに取り組む市民団体が安定して継続的な運営ができるよう、運営費の一部を補助するとともに、施設の確保や事業の周知等による支援を行っています。また、市民団体等との意見交換会を開催し、ネットワークを形成することで、多様な居場所を地域に広げる取組みを促進しています。
- (2) 少子高齢化、核家族化の進行、情報化の進展などにより、家庭や地域の教育力の低下、情報の氾濫や伝達手段の多様化が、青少年の健全な育成に影響を及ぼしています。こうした中、非行防止や有害環境の排除、情報リテラシーの向上など、青少年の健全育成に向けた取組みを進めています。
- (3) 青少年の活動、交流の場である「はだのこども館」を安全・安心に利用できるよう、適正な維持管理に努めるとともに、家庭、学校、地域と連携して、交流事業及び様々な体験学習等を行っています。また、はだのこども館では、新たに「高校生学習室」を開設し、自主学習のための環境を提供しています。

2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) こどもの安全・安心な居場所づくりの取組みが市全体に広がるよう、市民団体等と連携し、取組みの周知と啓発を図ります。
- (2) 市・家庭・学校・警察・地域等が連携し、定期的なパトロールの実施や情報共有を図るとともに、専門街頭指導員による日常的な巡回指導等を実施することにより、問題発生未然防止や早期発見・早期対応等に取り組む、青少年の健全育成活動の推進を図ります。
- (3) 青少年や市民の要望に的確に応えるとともに、より多くの青少年が様々な交流、社会体験学習等ができるよう、本市の特性を生かした事業の実施や施設の提供を行います。また、更新時期を迎えるはだのこども館の今後のあり方の検討を進めます。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	こどもの居場所づくりへの支援
2	全児童を対象とした安全・安心な居場所づくり
3	はだのこども館の利便性と事業の充実

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	こどもの居場所づくりに関する意見交換会の開催回数

《基本施策 133》支援を必要とするこども・家庭への対応

《目指すまちの姿》

生まれ育った環境によって左右されることがなく、全てのこどもが将来に夢や希望を持てるまちになっています。

1 現状やこれまでの取組み

- (1) こども家庭センターにおける相談体制の充実を図るため、合同ケース会議やサポートプランの作成を行い、児童虐待の発生予防及び早期発見・早期対応に努めています。
- (2) 要保護児童対策地域協議会^(※1)における構成機関の連携を深め、機能強化を図っています。
- (3) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業及び新生児家庭訪問事業）等により、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭の把握に努め、子育ての不安に寄り添っています。
- (4) 親と子の良好な関係を築くための方法をより身近な場所で学ぶことができるよう、地域や学校等における出張の子育て講座の充実を図っています。
- (5) ひきこもり等で悩んでいる人やその家族が孤独・孤立の状態にならないよう、専門相談員による「若者の自立・就職の相談」を行っています。
- (6) 経済的な理由により学習機会が制限されることがないように、ひとり親家庭等のこどもを対象とした学習支援を実施しています。
- (7) ひとり親家庭の保護者に対し、相談事業や正規雇用を中心とした就業につながる資格取得の支援を行っています。

2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 全ての妊産婦や子育て世帯、こどもの支援機関である「秦野市こども家庭センター」の周知に努め、ヤングケアラーや転入者を含む支援を必要とする家庭のこどもと保護者等に寄り添ったきめ細かな支援を行います。また、複雑化・多様化する家庭状況に対応できるよう、専門職の相談員の確保に努め、子育てに関する地域資源の把握及び開拓に努めます。
- (2) 要保護児童対策地域協議会において、適切な支援を行うための情報を共有するとともに、支援内容に関する協議を行い、要保護児童等の適切な支援に努めます。
- (3) こんにちは赤ちゃん訪問員に対し、情報提供や研修の機会を確保するとともに、事業の周知や事前電話の対応、訪問時間を調整することで、全戸訪問に努めます。
- (4) 学校等における出張講座等に加え、継続して学べる連続講座の実施など、「親支援講座事業」の充実に努め、体罰によらない子育てに向けた施策を推進します。
- (5) 社会とのつながりが少ない若者や、その親族を含めた当事者に対し、個々のケースに合わせた多様な支援メニューを提案するなど、社会へ一歩を踏み出すきっかけづくりを行います。
- (6) 経済的な理由等により十分な学習機会が確保できないことがないように、ひとり親家庭等のこどもを対象とする学習支援に取り組みます。

- (7) ひとり親家庭等の生活安定を目指し、保護者の資格取得から就職まで、個人の状況や希望に応じた自立支援プログラムに基づく伴走型の支援を行います。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	こどもの健やかな成長のための相談支援の充実
2	若者の自立のための支援
3	ひとり親家庭等のこどもへの学習支援
4	ひとり親家庭等の保護者の自立に向けた支援

【成果・活動量】（検討中）

No.	主な施策・事業
1	要保護児童等に対する個別ケース検討会議の開催割合
2	若者の自立・就職の相談から社会参加につながった割合
3	ひとり親家庭の保護者の資格取得後の就職状況

※1 要保護児童対策地域協議会… 要保護児童等への適切な保護や支援を図るため関係機関等により構成される児童福祉法に定められた協議会

第2編 生涯にわたり豊かな心と健やかな体を育むまちづくり【教育・文化・スポーツ】

第1章 こどもたちの生きる力を育む教育環境づくりの推進【教育】

《基本施策 211》教育水準の改善・向上によるこどもたちの新たな学びの推進

《目指すまちの姿》

- (1) 幼児期から学齢期終了までのこどもたちの育ちや学びの連続性を意識した一貫教育、ICTを活用した新たな学びのスタイルの構築及び園・学校と家庭・地域が協働・連携した秦野の特色ある教育活動など、教育環境を整備することにより、教育水準が向上し、次世代のまちづくりを担うこどもたちの育成が図られています。
- (2) 個に応じた支援体制、人権教育や福祉・道徳教育が推進され、こどもたち一人ひとりが豊かな人間性を育むことができる教育環境が整備されています。

1 現状やこれまでの取り組み

- (1) こどもたちの知・徳・体にわたる「生きる力」を育むため、平成23年度から取り組んできた園小中一貫教育を土台として、公私や園種の枠を超えた就学前教育と小中学校との円滑な接続を図り、教育水準の改善・向上に向けた取り組みを推進しています。
- (2) 確かな学力の定着・向上については、学習指導要領が求める「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、学びの基盤となる非認知能力^(※1)に着目した教育活動に、学校と教育委員会が協働して取り組んでいます。
- (3) 少子化や共働き世帯の増加など、子育てニーズの多様化や社会環境の変化により、公立幼稚園の園児数が減少する中、公私や園種の枠を超えて、幼児教育・保育の質の充実を図っていくため、令和3年度に策定した「秦野市幼児教育・保育環境整備計画」に基づき、持続可能な幼児教育・保育環境の整備に取り組んでいます。また、幼児教育・保育の質の向上に向けて、令和6年度に乳幼児教育センターを設置するとともに、「園小接続カリキュラム^(※2)」を策定し、公私や園種の枠を超えた乳幼児期の支援体制の確立に取り組んでいます。
- (4) 多様化するこどもたちの教育課題に対応するため、合理的配慮^(※3)を踏まえた「インクルーシブ教育^(※4)」を推進し、巡回型の通級指導教室の設置や県立秦野支援学校と連携した文部科学省の実証事業に取り組むなど、個に応じた支援体制の充実を図っています。
- (5) いじめの未然防止を図るため、「秦野市いじめ防止基本方針^(※5)」に基づき、早期発見・早期対応に加え、心理や福祉の専門家を活用した取り組みを強化しています。また、学校以外で、新たな学びの場を求める児童生徒の将来の社会的自立に向けた支援として、これまで支援の中核となっていた教育支援教室に加え、訪問型個別支援教室やデジタルフリースクールを開設しています。

2 今後の課題等を踏まえた取り組みの方向

- (1) 公私や園種の枠を超えた、就学前教育と小中学校との円滑な接続を図るとともに、「義務教育学校^(※6)」の導入に向け、「はだのメソッド^(※7)」による一貫教育を展開していきます。

- (2) 学習指導要領で求められる「生きる力」を育むため、学習意欲の基盤となる非認知能力に着目した質の高い教育活動と授業を目指した、本市独自の検証改善サイクルとなる「学びの基盤プロジェクト」の取り組みや、ICTを活用した新たな学びのスタイルの構築を軸に、ふるさと秦野への誇りと愛着を育む特色ある教育活動の充実を図ります。
- (3) 幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であることから、これまでの取り組みの成果や子育てニーズを捉えながら、「秦野市幼児教育・保育環境整備計画」に基づく、「はだのメソッド」による一貫教育の推進と公立幼稚園の配置の見直し等により、幼児教育・保育の質の充実を図ります。
- (4) 個別の支援を必要とする児童生徒の増加と、多様化するこどもたちの教育ニーズに対応するため、合理的配慮を踏まえた「共に学び、共に育つ」新たなインクルーシブ教育を推進し、個に応じた支援体制の充実、関係機関と連携を図ります。
- (5) いじめや不登校の未然防止のため、「秦野こども未来づくり会議^(※8)」をはじめとする児童生徒が主体となった、いじめが起きにくい学校風土づくりの取り組みを引き続き推進します。また、児童生徒の抱える様々な問題に対し、学校の組織的な対応、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職、関係機関等と連携した支援に加え、地域と共にある学校づくりを進め、地域の拠点として、従来の学校の機能を更に強化した、新たな育ちと学びの場となる学び舎づくりを推進します。

3 主な取り組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	はだのメソッドによる一貫教育の推進
2	確かな学力の定着・向上
3	はだの元気っ子プランの推進
4	幼児教育・保育の質の充実
5	共に学び共に育つインクルーシブ教育の推進
6	安全・安心な学び舎づくり

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	全国学力・学習状況調査における集計値（平均正答率、学習意欲、非認知能力）
2	公立幼稚園の配置の見直し数
3	支援が必要な園児に対する加配教諭の配置率
4	小学校の不登校の出現率

- | | | | |
|----|--------------|---|--|
| ※1 | 非認知能力 | … | 自制心や協調性といった学習意欲を支える力 |
| ※2 | 園小接続カリキュラム | … | 就学前教育と小学校教育の円滑な接続を目指した、教育及び保育の充実を図っていくためのカリキュラム |
| ※3 | 合理的配慮 | … | 障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としている意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応に努めること。教育活動においては、教員、支援員等の確保、施設・設備の整備、個別の支援計画や指導計画に対応した柔軟な教育課程の編成や教材等の配慮が考えられる |
| ※4 | インクルーシブ教育 | … | 全てのこどもがなるべく同じ場で共に学び共に育つことを目指す考え方 |
| ※5 | 秦野市いじめ防止基本方針 | … | 「いじめ防止対策推進法」に基づく、本市の「いじめの基本的な考え方」、「基本施策・取組」、「いじめ防止を推進する体制」等の方針 |
| ※6 | 義務教育学校 | … | 小学校課程から中学校課程までの義務教育を一貫して行う学校 |
| ※7 | はだのメソッド | … | 公私や園種の枠を超えた園小の接続・連携強化と、義務教育学校の設置を見据えた更なる小中一貫教育を推進する取組み |
| ※8 | 秦野こども未来づくり会議 | … | こども基本法において掲げられている「こどもの意見を表明する機会の確保」を目指し、令和4年度まで開催していた「いじめを考える児童生徒委員会」を、広くこどもたちの意見を取り入れ、未来志向の夢を語り合う場として令和5年度から「秦野こども未来づくり会議」と名称を変更した会議 |

《基本施策 212》家庭・地域との協働による学校づくりの推進

《目指すまちの姿》

学校運営全般にわたり、地域の方々の経験と、その地域の特性を生かした学校づくりが進み、学校が地域の核となることで、ふるさと秦野への誇りと愛着が育まれ、地域コミュニティが活性化しています。

1 現状やこれまでの取組み

- (1) 人口減少、少子・超高齢化が進行する中で、地域力を生かした、こどもと地域が共に育ちあう学校づくりを進め、全ての小中学校で学校運営協議会^(※1)を設置しています。
- (2) 市民力を生かした学校支援の体制づくりとして、ボランティア等の学習支援者による「寺子屋方式による放課後学習支援^(※2)」を行っています。
- (3) ふるさと秦野を愛するこどもたちを育むため、自然や歴史、平和学習など、秦野ならではの学びを9年間系統立てて学習する本市独自のカリキュラムである「秦野ふるさと科」の導入に向けた研究を進めてきたほか、地域住民や民間事業者との協働による新たな教育活動として、「新たな学びプロジェクト」を展開しています。

2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 学校、家庭、地域、行政の協働による地域に開かれた学校づくりのため、より効果的な支援体制となる地域の実態に合った、学校運営協議会への支援や、学校と地域の橋渡しを担う地域学校協働コーディネーターの拡充など、学校と地域が一体となった教育活動の展開を図ります。
- (2) 市民力を生かした学校支援の更なる充実を図るため、「地域学校協働本部^(※3)」の枠組みを生かした、「寺子屋方式による放課後学習支援」の拡充に努めます。
- (3) 新たに設立を目指す義務教育学校の教育課程として、「秦野ふるさと科」を位置付けるとともに、更なる学校教育と社会教育の協働に向け、関係機関との連携を強化していきます。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	地域とともにある学校づくりの推進
2	ふるさと秦野への誇りと愛着を育む教育の推進

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	全国学力・学習状況調査における集計値「自分には、よいところがあると思いますか」
2	全国学力・学習状況調査における集計値「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」

- | | | | |
|----|-----------------|---|---|
| ※1 | 学校運営協議会 | … | 教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関 |
| ※2 | 寺子屋方式による放課後学習支援 | … | ボランティア等の学習支援者が、児童生徒のそれぞれの学習課題に応じたサポートをする方式による学習支援 |
| ※3 | 地域学校協働本部 | … | 幅広い地域住民や団体等の参画により形成された緩やかなネットワークにより、地域学校協働活動を推進する体制 |

《基本施策 213》次世代を見据えた教育基盤の整備

《目指すまちの姿》

こどもたちが安全・安心で、質の高い教育を享受できる環境が整備されています。

1 現状やこれまでの取組み

- (1) 教員が児童生徒と向き合う時間を確保しつつ、研修等を通じてスキルアップを図るとともに、学校の組織力、マネジメント力の強化を図るため、令和3年度に改定した「秦野市学校業務改善推進方針^(※1)」に基づき、計画的な取組みを実施しています。
- (2) 国のGIGAスクール構想を踏まえ、児童生徒一人1台の学習用端末及び校内無線ネットワークを導入し、デジタルを活用した個別最適な学びと協働的な学び^(※2)の実現に取り組んでいます。また、校務のデジタル化を推進し、教職員の事務負担の軽減に取り組んでいます。
- (3) 各小中学校の学校図書館に学校司書を配置し、児童生徒が図書館に親しみやすい環境づくりを行うとともに、授業での学校図書館の活用を推進しています。
- (4) 学校教育施設については、小中学校の照明設備のLED化や防災機能の強化を目的としたガラス飛散防止フィルムの貼付けを進めるとともに、施設や設備の老朽化に対応するため、施設改修を実施し、安全・安心で快適な学習環境の確保に努めています。
- (5) 中学校給食については、令和3年12月からセンター方式により完全給食を実施しています。また、小学校給食については、自校方式を継続していることから、安全・安心な給食を提供するため、床や壁等の耐用年数を踏まえ、計画的に調理室の大規模改修を実施しています。
- (6) これから迎える学校施設の更新に向け、「みんなで考えるみらいの学校整備指針」を基礎資料に、整備時期が最も早い大根中学校区では、意見交換を踏まえた「大根中学校区学校整備構想」を策定し、整備に向けた取組みを着実に進めています。

2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 学校における働き方改革に向けた環境整備と意識改革を着実に進めるため、「秦野市学校業務改善推進方針」に基づき、学校徴収金管理システムの導入など、計画的な取組みを進めていきます。
- (2) 学習用端末については、耐用年数等を踏まえ、計画的な更新を進める必要があります。また、令和2年度に、各校に整備した校内無線ネットワークの機器については、令和12年度以降に予定している機器更新を見据え、次期ネットワーク環境の検討を進めます。
- (3) 学校図書館について、より効率的かつ効果的な蔵書検索や学習への活用につながる蔵書管理システムを導入し、児童生徒の読書活動の推進や授業との連携強化を図ります。また、「みんなで考えるみらいの学校整備指針」等を踏まえ、学校図書館と公民館図書館の統合など、学校図書館のあり方について検討を進めます。

- (4) 「秦野市公共施設保全計画」との連携を図りながら、学校教育施設の現況を把握し、計画的な修繕を進めるとともに、特別教室や学校体育館への空調設備の導入について、教育環境の質の充実や防災機能の強化など、優先順位を見極めながら、計画的に対応していきます。
- (5) 学校給食センターの活用を踏まえ、「みんなで考えるみらいの学校整備指針」や各中学校区別の学校施設整備構想等と整合を図りながら、合理的かつ適切に、各小学校調理室の改修を実施していきます。
- (6) 大根中学校区においては、策定した整備構想に基づき、計画的かつ学校運営に配慮しながら、着実に工事等を進めます。また、西中学校区においては、学校整備に係る地域との意見交換を開始し、整備手法等について検討を進めます。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	学校業務改善事業の推進
2	学校教育の情報化
3	学校図書館の充実
4	学校施設等環境改善の推進
5	教育施設の一体化の推進

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	県「教職員アンケート」において「働きやすい職場」と感じている教員の割合及び「仕事にやりがいがある」と感じている教員の割合
2	文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」において、「児童生徒の興味・関心を高めたり、課題を明確につかませたり、学習内容を的確にまとめさせたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示できる」又は「ややできる」と回答した教員の集計値
3	授業で学校図書館を利用した延べ時間数
4	特別教室及び体育館への空調設備導入の進捗率
5	大根地区義務教育学校(仮)整備の進捗率

- ※1 秦野市学校業務改善方針 … 教員の長時間労働の実態を踏まえた国の働き方改革に伴い、教職員一人ひとりが健康で生き生きとやりがいを持って勤務でき、教育の質を高める環境づくりを更に進めるため、具体的な改善方策を定めた方針
- ※2 個別最適な学びと協働的な学び … ・個別最適な学び：子ども自身が自分に合った学び方で学習に取り組めるよう、一人ひとりの特性や学習の進度、理解度などに応じて、学習内容や方法、教材、学習時間などを柔軟に調整し、より効果的に学べるようにする学びのあり方
- ・協働的な学び：子ども同士をはじめ、多様な他者と関わりながら、対話や協力を通じて異なる意見や考え方を尊重し、多様な価値観にふれ、学習を深めていく学びのあり方

《基本施策 221》生涯学習活動の推進

《目指すまちの姿》

- (1) 市民の誰もが満足できる学習機会がいつでもどこでも自由に得られるとともに、その成果が人から人へ、また地域へと広がり、一人ひとりが今よりも豊かな人生を送っています。
- (2) 市民が豊かでうるおいのある生活を営むため、気軽に図書を利用することができています。

1 現状やこれまでの取り組み

- (1) 市内公民館11館を中心に市民が自由に学習し、その成果が評価される環境づくりに努めています。
- (2) 公民館自主事業の実施や生涯学習講座の開催により、学習機会を提供するとともに、公民館まつりの開催など、学習活動の成果を生かす発表の場を提供しています。また、講座の資料公開や動画配信など、新たな学びの環境づくりに取り組むとともに、SNS等での情報発信や、電子申請による申込み方法の拡充に努めています。
- (3) 地域資源の活用や報徳仕法の普及啓発などを通じて、市民の意識醸成による、地域づくりやまちづくりの担い手育成及び地域力の向上に努めています。
- (4) 快適で市民の役に立つ図書館を目指して、公民館図書室等と連携するとともに、こどもの読書活動を推進する事業などを実施しています。
- (5) 令和4年10月から図書館に電子書籍を導入し、図書館に来館しなくとも図書の貸出を利用できるサービスを提供するとともに、小中学校と連携し、電子書籍を活用した読書活動の推進に取り組んでいます。
- (6) 広域利用協定により、県内18市町村の図書館、図書室との連携による図書館サービスの利便性向上を図っています。

2 今後の課題等を踏まえた取り組みの方向

- (1) 市民の充実した生涯学習を支援するため、アンケート等による受講ニーズや参加者満足度の把握と効果的な広報に努め、魅力ある学習機会の提供と学習活動の成果を生かす場の提供を図ります。
- (2) 市民の誰もが、いつでもどこでも学ぶことができる機会を提供するため、講座の資料公開や動画配信など、引き続き、多様な学びの環境の充実に努めます。
- (3) 若い世代の自主的な学びのきっかけづくりを進めるため、SNS等での情報発信や、電子申請による申し込み方法の拡充に努めます。
- (4) 人口減少、少子高齢化の進行など、様々な問題が顕在化する地域社会において、報徳仕法の普及啓発などを通じた、地域社会の新たな担い手育成に向けた市民の意識醸成を図ります。

- (5) 市民の学びを支えるため、図書館の蔵書及び電子書籍の充実を図るとともに、公民館図書室や学校図書館等との連携により、身近な場所で図書資料が利用できるように努めるとともに、多様な資料や情報の収集・整理・提供・保存を行います。
- (6) 幼少期から読書の習慣を身に付け、読書を通じて豊かな心が育まれるよう、家庭や学校、地域なども含めた読書環境の整備に取り組みます。また、図書館、公民館図書室、学校図書館相互の活用を推進するとともに、学校教育との連携強化を図ります。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	地域コミュニティ活動拠点としての公民館事業の充実
2	地域における学習成果の活用の推進
3	家庭教育支援の充実
4	学習環境づくりの推進
5	地域づくりを担う人材育成の推進
6	暮らしに役立つ図書館づくりの推進
7	特色ある図書館活動の推進

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	公民館自主事業参加者数（年間）
2	生涯学習講座の参加者満足度
3	図書館資料の予約受付件数（年間）

《基本施策 222》生涯学習環境の充実

《目指すまちの姿》

- (1) 計画的に整備された生涯学習施設で、多くの市民による充実した自主学習が展開されるとともに、地域の拠点として、様々な人たちによる交流でにぎわっています。
- (2) 豊かな自然に囲まれ、季節の移ろいを感じられる図書館で、様々な人が多くの蔵書の中から興味や関心のある資料を手に取り、読書や学びの時間を思い思いに過ごしています。

1 現状やこれまでの取組み

- (1) 良好な学習環境を維持・提供するため、老朽化が進む公民館及び図書館の計画的な改修に努めています。
- (2) 更新時期を迎える公民館の建替え等に向けた検討を進めています。

2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 安全・安心で快適な施設として、公民館及び図書館の計画的な改修を行います。また、公共施設の再配置を推進する中で、更新時期を迎える公民館について、施設の複合化も視野に入れながら、建替え等を進めていきます。
- (2) 市民の読書活動を支え、市民が交流しながら学習活動を育む場として、居心地の良い図書館の環境づくりに努めます。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	公民館設備等の計画的改修
2	図書館設備等の計画的改修
3	公民館の計画的更新

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	公民館利用者数（年間）
2	図書館入館者数（年間）

《基本施策 231》市民の文化芸術活動の振興

《目指すまちの姿》

市民が質の高い文化芸術に触れる機会が豊富に提供され、幅広い世代による市民主体の持続的な文化芸術活動が展開されています。

1 現状やこれまでの取組み

- (1) 市民文化の振興を図るための財源として、「秦野市文化振興基金」の活用などを通じて、市民の自主的で創造的な文化芸術活動の振興に取り組んでいます。
- (2) 市展や文化祭などの開催により、市民が文化芸術活動の成果を発表する場の提供に努めています。
- (3) 文化会館では、音楽や芸能など、幅広い分野の公演を実施するとともに、宮永岳彦記念美術館及びはだの浮世絵ギャラリーでは、優れた芸術作品を展示するほか、「彫刻のあるまちづくり」を展開するなど、質の高い文化芸術に触れる機会の提供に努めています。

2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 市民が主体となって持続的に文化芸術活動に取り組めるよう、「秦野市文化振興基金」を活用した支援制度の拡充や新たな体制づくりを進めていきます。
- (2) 文化芸術活動を支える担い手の確保・育成のため、若い世代の参加促進や団体活動の活性化を図ります。
- (3) コロナ禍における文化芸術活動の停滞及び鑑賞活動の低下などの影響により、文化施設の利用者数が伸び悩んでいるため、より幅広い層に興味を持ってもらえるような企画と周知に取り組み、認知拡大・利用促進につなげていきます。
- (4) 開館から45年以上が経過した文化会館については、安全・安心かつ快適な利用環境を維持するため、施設及び設備の計画的な改修・更新を進めていくとともに、指定管理者と連携のもと、文化芸術の鑑賞・体験機会の充実を図っていきます。また、宮永岳彦記念美術館及びはだの浮世絵ギャラリーの美術資産については、本市が誇る文化的な魅力として後世に引き継いでいくため、最適な保全・活用を図ります。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	市民の自主的な文化芸術活動に対する支援の充実
2	質の高い文化芸術の提供
3	文化会館設備機器等の計画的な更新

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	文化振興基金活用事業助成制度申請数
2	宮永岳彦記念美術館及びはだの浮世絵ギャラリー来場者数

《基本施策 232》郷土の伝統文化の伝承と文化財の保存・活用

《目指すまちの姿》

文化財の管理・活用について、所有者や民間の保存団体等が連携し、地域一丸となって計画的な取組みが展開されるとともに、民間と行政が協働することにより、文化財が守り継がれています。

1 現状やこれまでの取組み

- (1) 郷土の歴史的文化遺産を後世に引き継ぎ、本市の魅力を効果的に発信するため、令和4年度に、「金剛寺阿弥陀三尊立像」を市重要文化財に指定するとともに、令和5年度から、「宝連寺木造二王立像」の修理に対して補助を行っています。また、本町四ツ角周辺の歴史的建造物の国登録に向けて積極的に取り組み、令和6年3月に、「旧澤良商店」、「立花屋茶舗」、「保全堂薬局」が国登録有形文化財に登録されました。
- (2) 「はだの歴史博物館」では、市の歴史全般が学べる生涯学習の拠点として、文化財や市の歴史に関する情報発信及び博物館機能を充実するため、令和7年11月に収蔵管理システムを導入し、デジタル化した博物館資料を専用ホームページで公開するなど、デジタルミュージアムとして整備するとともに、桜土手古墳公園と一体的に、にぎわいを創出するための活性化事業を実施しています。

2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) これまでの文化財調査結果を精査し、指定にふさわしい文化財や歴史的建造物の国登録等に向けた対象の洗い出しを行うとともに、指定文化財の適正な修理や管理によって保存・活用を図り、本市の歴史の変遷などの史実とともに、市民の共有財産として、市の歴史と文化を守り、継承に努めます。また、市登録文化財制度の導入に向けた取組みを進めます。
- (2) 「はだの歴史博物館」では、市の歴史全般が学べる生涯学習の拠点として、文化財のほか、歴史に関する情報を市内外に発信し、その活用と保存に取り組みます。
- (3) 分散している文化財等の歴史資料を収蔵する施設の集約に向けて取り組むとともに、歴史資料の活用にあたっては、「はだの歴史博物館」での展示のほか、デジタルミュージアム上での閲覧や検索、データ利用などの利便性向上に努めます。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	文化財の適切な保存・管理の推進
2	はだの歴史博物館の運営の充実
3	文化財等収蔵施設の検討
4	波多野庄の復活

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	企画展の来場者数（年間）
2	普及啓発事業の参加者数（年間）

《基本施策 233》平和意識の普及・啓発の推進

《目指すまちの姿》

- (1) 平和を愛する心が育まれ、市民の平和意識が高まっています。
- (2) 市民主体の国際交流・協力活動が活発に行われ、市民の国際理解が深まっています。

1 現状やこれまでの取り組み

- (1) 「市民憲章」で平和を願う市民の強い思いを示すとともに、恒久平和や非核三原則の堅持を柱とする「平和都市宣言」を制定しているとともに、「日本非核宣言自治体協議会」や「平和首長会議」の一員として、平和を希求する自治体であることを市内外に発信しています。
- (2) 市民一人ひとりが平和や命の大切さを考え、行動する機会として、毎年8月15日を本市独自の「秦野市平和の日」と定めています。これらの趣旨を広め、市民の平和意識を高めていくため、毎年8月6日の「広島原爆の日」に合わせて実施している「親子ひろしま訪問団」や「秦野市平和の日」を中心とした「平和の日事業」など、市民と協働した平和関連事業を実施しています。
- (3) 国際交流事業については、市民団体と協働し、姉妹・友好都市と市民間における交流機会の拡大に努めています。

2 今後の課題等を踏まえた取り組みの方向

- (1) 市民と協働した平和関連事業を継続的に実施していくことで、市民一人ひとりが平和や命の大切さを考え、行動するきっかけづくりを行い、平和を愛する心が育まれるように取り組みます。
- (2) 市民の国際理解を深め、国際感覚を醸成する環境を整えていくため、姉妹都市のパサデナ市（アメリカ合衆国テキサス州）、友好都市の坡州市（大韓民国）などの積極的な情報提供を行うとともに、継続的かつ密接な交流事業を推進するなど、市民主体の国際交流活動の支援に努めます。

3 主な取り組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	平和意識の普及・啓発
2	多様な国際交流活動の促進

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	平和啓発事業の参加者数
2	国際交流事業の参加者数

《基本施策 241》スポーツ活動の普及促進

《目指すまちの姿》

こどもから高齢者までの誰もが、それぞれのライフステージや志向に応じて、生き生きとゆったりとした気持ちでスポーツに親しみ・楽しむことができる暮らしをしています。

1 現状やこれまでの取り組み

- (1) 新型コロナウイルスの影響により、イベントの中止や縮小を余儀なくされた一方で、ウォーキングや散歩など、感染予防につながり、一人でも気軽に楽しむことができる運動が改めて注目されている中、動画配信など、多様な手法によるスポーツの普及啓発に取り組んでいます。また、令和4年度に開催された「ねんりんピックかながわ2022」では、市内で弓道競技及び軟式野球競技が実施され、高齢者を中心に、スポーツを通じた社会参加、生きがいつくりへの機運が高まる機会となりました。
- (2) 令和3年度に「第2期秦野市スポーツ推進計画」を策定し、「する」、「みる」、「ささえる」の視点から、スポーツ活動の普及促進に取り組んでいます。
- (3) 「はだの丹沢クライミングパーク」は、令和6年度に、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会による次世代アスリート育成プロジェクト拠点に認定され、次世代のスター選手の強化拠点に位置付けられるとともに、小学生から高校生までの初中級者を対象とした「スポーツクライミングはだの丹沢カップ」を開催するなど、幅広い層に向けた施設の魅力向上とクライミングの普及促進に努めています。
- (4) 令和4年度に、一般社団法人全日本女子野球連盟から「女子野球タウン」に認定され、主要大会の一つである全国女子中学生硬式野球選手権大会の開催等を通じて、女性のスポーツ環境の充実に取り組んでいます。

2 今後の課題等を踏まえた取り組みの方向

- (1) ウォーキングや散歩など、一人でも気軽に参加できるイベントを拡充することで、スポーツ活動の普及促進に取り組めます。
- (2) 「はだの丹沢クライミングパーク」を基点に、県をはじめ、関係団体や民間事業者等と連携したクライミングの普及促進を図ります。
- (3) 「女子野球タウン」という本市の特色を生かし、女子野球を通じた、人々とのつながりや広がりを創出していく取り組みを進めていきます。

3 主な取り組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	スポーツ・レクリエーション人口の拡大
2	クライミングの普及促進
3	女子野球の認知度向上及び普及促進

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	週1回30分以上スポーツ・レクリエーション活動をする市民の割合
2	はだの丹沢クライミングパークへの来場者数
3	女子野球の認知度

《基本施策 242》スポーツ環境の充実

《目指すまちの姿》

- (1) 誰もが気軽にスポーツに親しみ、楽しさや絆を感じています。
- (2) スポーツ施設の適切な更新により、安全・安心な利用環境の維持と利便性向上が図られています。

1 現状やこれまでの取組み

- (1) 令和3年度に「秦野市スポーツ施設ストック最適化方針」、令和5年度に「秦野市スポーツ広場等整備指針」を策定し、カルチャーパークやおおね公園をはじめとした、スポーツ施設の劣化状況を踏まえた優先順位付けを行い、計画的に施設の修繕及び改修を実施しています。
- (2) 施設予約システム及び電子錠を学校体育施設開放事業にも導入し、利用者の利便性向上及び管理者の業務効率化に努めています。また、「はだの丹沢クライミングパーク」については、指定管理に移行し、隣接する「県立山岳スポーツセンター」と同一の指定管理者による一体的な管理運営により、円滑な施設運営に努めています。
- (3) スポーツ環境の充実を図るため、民間事業者と連携し、渋沢丘陵周辺での適地調査・整備の検討を行い、「はだのスポーツビレッジ」の整備を進めています。
- (4) 公益財団法人秦野市スポーツ協会と連携し、スポーツ関係団体への支援及びスポーツボランティアの育成に努めています。

2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) スポーツ施設については、「秦野市スポーツ施設ストック最適化方針」や「秦野市スポーツ広場等整備指針」に基づき、計画的な改修・整備に努めます。
- (2) 「はだの丹沢クライミングパーク」については、施設開設から5年が経過するため、指定管理者と連携しながら、「公共施設保全計画」を踏まえた、適切な維持管理に努めるとともに、安定的な運営、更なる利便性向上に取り組めます。
- (3) 「はだのスポーツビレッジ」については、スポーツ環境の充実を図るため、民間事業者と連携を図りながら、令和8年度からの供用開始に向けて、安全・安心な施設となるよう、円滑な整備に努めます。また、渋沢丘陵一帯の活性化やにぎわいの創出につながるスポーツの拠点として、指定管理者制度を活用し、市民をはじめ多くの人が集い、交流し、楽しめる施設となるよう、安定的な運営に向けて取り組みます。
- (4) スポーツボランティアの育成については、登録制度の見直しや、ボランティア登録後のフォローアップを検討し、スポーツ関係団体への支援及びスポーツボランティアの育成に努めます。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	スポーツ施設等の整備・充実
2	スポーツ関係団体等への支援・育成

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	スポーツ環境に対する満足度
2	スポーツボランティアの登録者数

第3編 名水の里の豊かな自然と共生し安全・安心に暮らせるまちづくり【環境・農林業・安全・安心・上下水道】

第1章 環境と共生する快適な暮らしの確保【環境】

《基本施策 311》多様な生物を育む自然環境の保全と再生

《目指すまちの姿》

みどりの適正な管理を通じて、市街地の中に緑地が保全され、生活にうるおいを与えるとともに、生物多様性やネイチャーポジティブ^(※1)にも貢献しています。

1 現状やこれまでの取組み

- (1) 市域における緑地の確保、生物多様性の保全を目的に、樹林保全地区や生き物の里の指定・保全活動を行っています。
- (2) 環境保全、自然保護の啓発として、自然観察会の開催や自然観察指導員の養成を行うとともに、自然観察施設「くずはの家」のマスコットキャラクター「もりりん」を活用し、広く市民の自然保護意識の醸成を図っています。
- (3) 令和2年に国登録有形文化財（建造物）に登録された緑水庵においては、令和4年に策定した「緑水庵・蓑毛自然観察の森活用指針」に基づく整備を行い、施設の充実や利便性向上を図っています。

2 今後の課題や取組みの方向

- (1) 2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブの実現に向け、生物調査や外来種の駆除等の推進を図ります。また、生物多様性に富んだ地域を「みんなの里（準生き物の里）」として設定します。
- (2) 関係団体と連携・協力し、「くずはの家」で実施する自主事業を継続できるよう、ニーズに合った事業を展開していくことで、広く市民の自然保護意識の向上を図ります。
- (3) 「緑水庵・蓑毛自然観察の森」では、民間事業者と連携したイベントを実施し、地域活性化につながる効果的な拠点となる取組みを進めていきます。また、国指定登録文化財としての「緑水庵」の効果的な活用方法と、あり方を検討していきます。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	生物多様性の保全
2	自然環境保護思想の普及と自然保護意識の高揚
3	市街地における緑地の確保
4	くずはの広場の整備・充実
5	蓑毛自然観察の森・緑水庵の整備・充実

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	くずはの家における自主事業等の実施回数

※1 ネイチャーポジティブ … 「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指す、国際的な2030年までのミッション

《基本施策 3 | 2》地球温暖化対策の推進と再生可能エネルギーの積極的活用

《目指すまちの姿》

地球温暖化対策への理解が進み、脱炭素社会の推進に向け、市民一人ひとりが家庭や職場において率先した取組みを実行しています。

1 現状やこれまでの取組み

- (1) 地球温暖化などの気候変動が世界的な問題となる中で、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の排出量を減らす必要があることから、「秦野市温暖化対策実行計画」に基づく様々な取組みを行ったことなどにより、着実に二酸化炭素の排出量は減少しています。
- (2) 市域での取組みのうち、市民向けには、「エコスクール」やナッジ^(※1)等の科学的な見地に基づく「省エネ教育プログラム」を導入し、特に幼児から小・中学生までを対象として、先進的な環境教育を行うとともに、事業者向けには、脱炭素経営に資する共同事業体（はだの脱炭素コンソーシアム）を設立し、意見交換や事例検討の場の構築に取り組んでいます。
- (3) 公共施設では、浄水管理センターに太陽光発電設備を設置するなど、再生可能エネルギーの積極的な活用等に取り組んでいます。
- (4) 公共交通機関を利用することが地球温暖化対策につながることを普及・啓発するため、事業所が自主的に参加する「エコ通勤デー事業」や「交通スリム化キャンペーンはだの」への参加者の拡大を促進し、鉄道・バス等の公共交通への転換を図る交通需要マネジメント（TDM）^(※2)に取り組んでいます。

2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) こどもたちの環境保全に係る理解と関心を深める環境教育に継続的に取り組むとともに、「省エネ教育プログラム」については、広く実践される手法を検討し、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組みを推進します。
- (2) 事業者間の脱炭素への取組みに対する機運醸成のため、はだの脱炭素コンソーシアムへの新たな事業所の参画促進及び定例協議会の充実のほか、脱炭素系ポータルサイト「はだのde脱炭素」による積極的かつリアルタイムな情報発信に努めます。
- (3) 地球温暖化防止への取組みでは、これまでの普及啓発を軸とした取組みに加え、市民や事業者の「能動的な行動」を促す時限的な補助制度の創設を検討します。
- (4) 交通スリム化懇談会などを通じて、各事業所内における取組み内容を情報共有するとともに、事業所が自主的に参加する「エコ通勤デー事業」や「交通スリム化キャンペーンはだの」への参加者の拡大を促進し、事業者が地球温暖化対策に取り組みやすい環境を醸成します。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	再生可能エネルギーの調査・導入
2	交通需要マネジメント（TDM）施策の推進
3	環境教育の充実

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
I	はだのエコスクールの実施回数

- ※1 ナッジ … 行動科学の知見から、望ましい行動をとれるよう人を後押しするアプローチ
- ※2 交通需要マネジメント（TDM） … 自動車利用者に様々な方法で交通行動の変更を促すことにより、都心や地域レベルで道路交通混雑を緩和する方法

《基本施策 3 | 3》「秦野名水」の保全と利活用

《目指すまちの姿》

バランスの取れた水循環の中で、健全で持続可能な「秦野名水」の利活用が図られています。

1 現状やこれまでの取組み

- (1) 「秦野市地下水総合保安全管理計画」に基づき、都市開発等により損なわれていく自然の水循環系を保全するとともに、適所に人為的な水循環系による補完を行い、安定的な水循環の確保を推進しています。
- (2) 地下水の水質改善状況の確認や、新たな汚染の未然防止及び早期発見のための地下水調査を実施するとともに、有機塩素系化学物質により汚染された地下水の水質改善に向けた浄化事業に取り組んでいます。
- (3) 平成26年に策定した「秦野名水の利活用指針」に基づき、健全な水循環に配慮した、地域特性を生かした利活用を図っています。

2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 地下水かん養を促進する森林の再生や市街地における緑地の確保を図り、自然の地下水かん養の積極的かつ総合的な取組みを推進します。
- (2) 水理地質構造モデルに基づく水資源管理システムにより、地下水を市民共有の財産である資源として管理を図るとともに、地下水に関する情報提供を推進します。
- (3) 地下水汚染の防止に努めるとともに、浄化事業の継続的な実施による汚染地下水の改善を推進します。
- (4) 本市固有の地域資源である「秦野名水」を地域経済や地域コミュニティの活性化に有効活用するとともに、「名水の里 秦野」のブランド力向上と市民の郷土愛・地域アイデンティティの醸成を図ります。
- (5) 秦野名水名人（使う名人・守る名人・育てる名人・伝える名人）とともに、秦野名水の健全で持続可能な水循環の創造を図ります。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	地下水のマネジメント
2	秦野名水の利活用
3	きれいな地下水の保全と再生

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	監視基準井戸の地下水位

《基本施策 3 | 4》ごみの減量と資源化の推進

《目指すまちの姿》

ごみの発生が抑制され、再使用・再利用が進み、環境への負荷が小さくなっています。

1 現状やこれまでの取組み

- (1) 伊勢原清掃工場の老朽化に伴い、資源化を一層推進し、可燃ごみの減量に取り組んだ結果、令和6年度から、はだのクリーンセンター1施設による焼却体制を実現することができました。また、ごみの総排出量及び市民一人1日当たりのごみの排出量は、平成28年度以降、減少傾向にあります。
- (2) 令和7年度から、製品プラスチックを含めたプラスチックを一括回収するとともに、資源物の収集回数を増やし、資源化を推進しています。また、市内13か所のストックハウスにおいて、古紙類及び衣類の拠点回収を実施しています。
- (3) ごみの分別や出し方のルールについて、啓発ポスター、分別カレンダー及び分別ガイド、ごみ減量通信の発行、ホームページ、多言語に対応したスマートフォンで利用できる「ごみ分別促進アプリケーション」の活用など、周知・啓発を行っています。

2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) はだのクリーンセンター1施設による安定した処理を継続して実施するため、分別による可燃ごみの減量及び資源化の推進に努めます。また、粗大ごみのリユース促進事業を継続して実施し、ごみの減量を図ります。
- (2) 分別する理由や資源化されるまでの流れを市民に分かりやすく周知・啓発し、分別の徹底を図っていきます。また、資源物の収集回数を増やすとともに、各地区に設置したストックハウスを活用し、より資源物を出しやすい環境整備に努めます。
- (3) 事業系ごみの減量では、展開検査などを実施し、改善が必要な事業者を指導することにより、適正処理の徹底及び資源化を推進します。
- (4) ごみの資源化を促進する新たな分別方法や排出方法について、国の方針や資源化技術の動向等を捉えながら研究を進めます。また、民間事業者等と連携した粗大ごみのリサイクルについて、継続して取り組みます。
- (5) はだのクリーンセンターを共同で使用している伊勢原市と歩調を合わせた減量施策を展開していくため、両市及び秦野市伊勢原市環境衛生組合の3者による連携強化を図ります。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	ごみの減量・資源化の推進

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	市民一人1日当たりごみの排出量（資源物を除く）
2	総ごみ排出量に占める資源化率（年間）

《基本施策 3 | 5》きれいで快適な生活環境の確保

《目指すまちの姿》

環境に対する市民や事業者の意識が高まり、法令等に基づく規制基準が遵守され、ポイ捨てや不法投棄のない、きれいで快適な生活環境が確保されています。

1 現状やこれまでの取組み

- (1) 河川水質の向上を図るため、水質調査を実施して河川環境の監視を行うとともに、事業所への立入調査を実施し、排水処理施設の適正管理及び排水基準の遵守について、助言を行っています。
- (2) 公害関係法令に基づく規制基準の遵守を指導するため、事業所に対して立入調査を実施しています。また、光化学スモッグ注意報発令時には、市内の学校等への情報提供を行い、被害の未然防止に努めています。
- (3) 7月の河川浄化月間を中心に、地域との協働により、葛葉川などの市内河川で環境ウォーク（河川清掃）を実施しています。
- (4) 小田急線4駅周辺をはじめとする市内6か所を環境美化重点地区に指定し、環境美化指導員による巡回、指導を行っています。また、市民等との協働による「ごみゼロクリーンキャンペーン」を実施しています。
- (5) 不法投棄防止対策として、定期的なパトロールを行うとともに、不法投棄が頻発する場所への防護柵及び監視カメラの設置を行い、不法投棄をさせない環境づくりに努めています。
- (6) 生活排水による河川の水質汚濁の進行を防止するため、市街化調整区域での家庭用小型合併処理浄化槽の設置者に対して補助を行っています。

2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 河川の水質調査を実施し、水質の状況について監視するとともに、事業所の排水について、規制基準の遵守を助言することにより、河川水質の向上を図ります。
- (2) 大気汚染、騒音指導等に関する調査を実施し、市内の状況について監視するとともに、事業所に対して規制基準の遵守を指導及び助言することにより、生活環境の向上を図ります。
- (3) 河川浄化月間を中心に、開催時期を柔軟に対応しながら、地域との協働により、葛葉川などの市内河川において、環境ウォークを引き続き実施します。
- (4) ポイ捨てや不法投棄のごみを速やかに回収し、清潔及び景観の維持に努め、ポイ捨てや不法投棄を「しない」、「させない」未然防止対策を強化します。
- (5) 家庭用小型合併処理浄化槽の設置補助制度について、広報紙、SNS、市ホームページを活用した情報発信や設置事業者への呼びかけ等を行います。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	河川水質の維持・向上
2	公害関係法令による規制の遵守及び監視体制の強化
3	河川浄化月間を中心とした清掃活動の実施
4	環境美化の促進
5	家庭用小型合併処理浄化槽への転換促進

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	河川の環境基準適合率
2	環境ウォーク（河川清掃）の実施回数

《基本施策 321》持続可能な都市農業の推進

《目指すまちの姿》

- (1) 本市の農業を支える中心的農業者が引き続き第一線で活躍するとともに、新規就農者をはじめとした多様な担い手の生産力が向上し、農業が活性化しています。
- (2) 農業者、地域住民、関係機関及び行政が一体となった地域ぐるみでの鳥獣被害対策を実施することにより、安心して営農ができる環境が整備され、農地が適切に保全されています。

1 現状やこれまでの取組み

- (1) 深刻な問題となっている農業者の高齢化や後継者不足に加え、燃料・資材費の高騰、気候変動や自然災害、鳥獣被害など、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。このような状況の中、「はだの都市農業支援センター」を主体に、新たな担い手の確保・育成に取り組むとともに、就農直後の経営の安定化を図るため、国の制度を活用した支援を実施しています。また、中心的農業者をはじめとした地域農業を担う農業者の経営基盤を強化・安定化する取組みを支援し、本市農業の維持・発展を図っています。
- (2) 荒廃・遊休農地の縮小に向け、令和6年度に「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」を策定し、地域との話し合いにより、農地の利用集積に取り組んでいます。
- (3) 鳥獣被害は、農業経営の安定化を阻害するだけでなく、営農意欲を減退させることにより、荒廃・遊休農地が増加する要因となるため、農業者及び生産組合による防護柵の設置、鳥獣被害対策実施隊による銃器駆除や止め刺し、ドローンを活用した鳥獣被害対策重点取組地域の指定など、環境整備・防除・捕獲の3つの基本対策を農業者、地域住民、関係機関及び行政が一体となって取り組んでいます。
- (4) 地域の要望に対応した計画的な農道等の整備により、営農環境の向上を図っています。

2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) はだの市民農業塾の実施や、新規就農者の経営が早期に安定するよう、新規就農者を経済的に支援する国の補助制度の活用により、幅広い層の新規就農者を確保・育成します。
- (2) 地域農業をけん引する中心的農業者に対し、農業用機械や施設等の導入を支援することで、作業の効率化や省力化による生産性の向上と経営の安定化を図ります。また、新規就農後から中心的な担い手（認定農業者）になるまでの間の支援体制の検討を進めます。
- (3) 「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」の活用により、農地の受け手と出し手のマッチングを進めるとともに、地域との話し合いによる計画の定期的な見直しを行い、地域の実情に応じた農地の利用集積を図ります。
- (4) 鳥獣被害対策については、環境整備・防除・捕獲の3つの基本対策を農業者、地域住民、関係機関及び行政が一体となって継続して取り組みます。

- (5) 農道等の基盤整備により、農地の流動化促進と荒廃農地の解消を図ります。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	「農」の担い手確保・育成対策の推進
2	担い手への農地集積の促進
3	営農環境の向上による中心的な担い手の経営発展の促進
4	鳥獣被害対策の推進
5	農地の流動化促進と荒廃農地の解消を図る農道の整備

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	新規就農者数
2	農家戸数に対するわな免許取得者数の割合

《基本施策 322》 地産地消及び交流型農業の推進

《目指すまちの姿》

- (1) 農業者、商業者、行政が一体となり、本市の安全・安心な農産物の消費宣伝に取り組むことで、地産地消が推進されています。
- (2) 農業者、農業協同組合、行政が一体となり、本市の豊富な交流型農業に触れる機会が周年的に提供されています。

1 現状やこれまでの取り組み

- (1) 地産地消活動団体への支援、はだの産農産物応援サポーター店のPR及びイベントを通じた普及啓発等により、都市農業の利点を生かした地産地消の推進を図るとともに、捕獲鳥獣を「秦野ジビエ」として活用しています。
- (2) 特産農産物である落花生の生産振興を図る中で、秦野落花生生産事業補助制度を実施することで、作付面積の拡大による生産量増加等に向けた取り組みを支援しています。
- (3) 季節に応じた掘り取りや摘み取り、農園ハイクの実施など、本市の特性を生かした観光農業や体験型農業を推進しています。
- (4) 地域の農業者を中心に田原ふるさと公園を運営し、公園内で実施する各事業を連携させて地産地消を推進するとともに、都市住民との交流による地域農業の活性化に取り組んでいます。

2 今後の課題等を踏まえた取り組みの方向

- (1) 都市農業の利点を生かした、安全・安心な農産物の消費拡大を図ることにより、農業や農産物への理解を深めるとともに、収益性の高い農業経営を展開することで、持続可能な農業を促進します。また、学校給食への地場産農産物の供給拡大及び農家レストランの設置を促進していきます。
- (2) 今後予想される落花生の作付面積の減少の抑制に努めるとともに、消費者及び生産者それぞれのニーズを把握し、新たな特産品の振興に取り組んでいきます。また、秦野優良農産物等登録認証制度については、引き続き、生産団体へ周知・連携を図るとともに、認証品のPRを積極的に行い、メリットの創出を図っていきます。
- (3) 新東名高速道路の全線開通、秦野丹沢サービスエリアの開設を見据え、首都近郊という地理的優位性と多品目栽培という強みを生かした、観光農業や体験型農業を推進し、本市の魅力を発信します。
- (4) 田原ふるさと公園については、開園から20年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいるため、来場者が安心して施設を利用できるよう、改修を含めた適切な維持管理を行います。また、表丹沢魅力づくり構想の地域活動拠点として、運営団体と連携し、地域や地域農業の活性化につながる取り組みを強化していきます。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	地産地消の推進
2	特産農産物の振興
3	観光農業の推進
4	田原ふるさと公園の魅力向上による利用促進

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	地産地消応援サポーター登録店舗数
2	体験型農業参加区画数

第3章 持続可能な森林整備と里山林の保全【林業】

《基本施策 331》 持続可能な森林づくりの推進と林業の育成

《目指すまちの姿》

- (1) 県、森林組合等と連携した計画的な森林の伐採、木材の搬出等により、森林が適正に管理され、森林循環が促進されることで、水源かん養や生物多様性の保全、土砂流出防止等の公益的機能が高度に発揮されています。
- (2) 持続的な木材生産による地域ブランド力の向上及び未利用材の活用により、建築物や木工製品への木材利用が促進され、地域経済に好影響をもたらすとともに、市民が森林の恩恵を受けています。

1 現状やこれまでの取組み

- (1) 木材搬出コストの高騰や木材販売価格の低迷等によって放置される森林が増加し、山地の荒廃化が懸念されるため、山地の保全を図り、森林が持つ多面的機能が発揮されるよう、森林組合や団体、企業など、多様な主体と連携し、森林整備及び木材利用を推進しています。
- (2) 県の水源環境保全税を活用した水源環境の保全・再生の取組みについて、公益的機能の持続的な発揮に向け、県と連携した森林づくりを進めています。
- (3) 森林環境譲与税を活用し、県の水源環境保全税の対象とならない里山林の整備や木材の利用を促進しています。

2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 森林組合や団体、企業など、多様な主体が森林づくりに参画できる体制を構築し、適切な水源環境の維持・管理を図ります。
- (2) ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現やカーボンニュートラルの推進に向け、激甚化する自然災害を防止するとともに、県の水源環境保全税を継続的に活用し、森林の公益的機能に対する環境や、社会のニーズを踏まえた水源林の整備を促進します。
- (3) 森林環境譲与税を活用し、地場産木材の流通、販売を促進することで、林業の活性化を図るとともに、市民が生涯を通じて木と触れ合う機会を創出します。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	地域水源林長期施業受委託の推進
2	民有林整備活用の推進
3	地場産木材を搬出する林道の整備
4	地場産木材の普及、活用
5	森林資源活用拠点の整備

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	森林整備による素材生産量（年間）

《基本施策 332》 里山林の保全・活用

《目指すまちの姿》

- (1) 里山整備活動や普及啓発・ふれあい活動を通して、市民の森林整備や森林資源の活用への理解が深まっています。
- (2) 市民主体の里地里山保全再生活動が継続的に行われ、里山林が多くの人々のレクリエーション、イベント、学習の場として活用されています。

1 現状やこれまでの取り組み

- (1) 葉たばこ栽培の終了、産業構造の変化等によって、里山の手入れが遠ざかり、里山林の荒廃化が進んだため、地域住民、ボランティア、首都圏住民、企業等が参加する里地里山保全再生活動が行われています。
- (2) 平成22年に開催された全国植樹祭を契機に、森林・里山の循環や保全について、市民に対する啓発活動を継続的に取り組んでおり、環境への理解と関心を深める取り組みを進めています。
- (3) 癒しや健康づくりの場として、森林セラピーを実施し、森林空間の利用を図っています。

2 今後の課題等を踏まえた取り組みの方向

- (1) 本来、里山は人工的に利用、管理されている広葉樹林であるため、木材、薪、シイタケ原木等の利用を目的とした森林資源の循環サイクルを構築し、適正な形で保全に努めます。
- (2) 令和10年度に神奈川県で実施される全国育樹祭に向けて、植樹・育樹・活樹の取り組みを推進し、市民力を生かした持続可能な森林づくりに取り組みます。
- (3) 森林空間の利用を図るため、レクリエーション活動や森林散策を通じた癒しや健康づくりの場として、森林セラピーロードや林道の活用を推進し、イベント等の開催を通じて、地域活性化につなげていきます。

3 主な取り組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	市民による森林づくりの推進
2	ふるさと里山の整備
3	里地里山保全再生活動団体に対する支援
4	森林セラピー基地及びセラピーロードの活用
5	広葉樹林の整備及び林産物の活用

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	森林づくり事業への市民参加者数
2	里地里山保全再生活動等による里山整備面積

第4章 市民の生命と暮らしを守る安全・安心な生活環境づくりの推進【安全・安心】

《基本施策 341》防災・減災対策の推進

《目指すまちの姿》

市民総ぐるみの防災・減災対策が充実し、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりが進んでいます。

1 現状やこれまでの取り組み

- (1) 南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの大地震の危険性が指摘され、また、大型台風や集中豪雨などによる風水害が激甚化・頻発化していることから、より実効性の高い防災・減災体制の確立が必要です。
- (2) 災害時、迅速かつ正確な情報伝達体制を確保するため、河川水位計や監視カメラを活用した総合防災情報システムを導入するとともに、防災行政無線等の定期的な更新を行っています。
- (3) 地震に備えたまちづくりを推進するため、建築物の耐震化に関する啓発、耐震診断及び補強工事等への補助制度の拡充、応急危険度判定活動に関する訓練などの対策を講じています。
- (4) 大規模災害の発生時には、ライフラインや情報通信網の途絶により、災害対応力の低下が懸念されることから、市民の災害自助力を醸成するため、自治会や各種市民団体を対象とした防災講演会等や各種防災訓練を実施するとともに、避難行動に配慮が必要な障害者等の避難行動要支援者の対策を進めています。
- (5) 地域の安全性向上と快適な生活環境の確保を目的として、水路護岸の改修や老朽化した水路の整備を進めています。近年では、堀川地区において暗きょ入口の改修や水路の整備を実施し、流下能力と安全性の向上を図るとともに、排水機能の改善と、地域の防災力強化を図っています。
- (6) 県に対して大根川等の改修整備を要望しています。

2 今後の課題等を踏まえた取り組みの方向

- (1) 過去の大規模災害の教訓を生かし、市内 23 か所の広域避難場所や風水害時避難所等の環境整備に取り組むとともに、避難所運営委員会の機能強化を図るなど、円滑な避難所運営体制の構築に努めます。
- (2) 災害時、市民に必要な情報を明確かつ効果的に伝達するため、総合防災情報システムの機能の充実を図るとともに、関係機関との連絡を円滑に行える M C A 無線の更新などに取り組めます。
- (3) 総合防災訓練では、地域特性を踏まえた市民参加型の実践訓練を実施するとともに、各種防災訓練では、市民の災害自助力の醸成に努めます。また、避難行動要支援者の情報を適切に管理するとともに、避難支援等関係者の連携体制を整えることで、避難行動支援に係る実践力の向上を図ります。

- (4) 災害時相互応援協定を締結している各自治体や事業者等との間では、相互応援体制の継続的な強化を図るとともに、防災関係団体や市民の活発な交流を推進しながら、災害対応力の向上につなげます。
- (5) 建築物への耐震診断、補強工事等に対する助成等により、旧耐震基準の建築物の耐震化を促進するとともに、地震災害応急対策として、応急危険度判定活動に関する訓練等を行うことで、地震に備えたまちづくりに努めます。
- (6) 老朽化した水路施設の計画的な更新や修繕を進めるとともに、水路に接する保安林については、所有者や治山事業等の対策を講じる県と連携し、持続可能で災害に強い水路環境の構築に努めます。
- (7) 近年、頻発する豪雨により、護岸等の損傷が発生しており、河川及び砂防指定地内の護岸等の整備について、管理者である県に対して、継続的に要望するとともに、円滑な工事实施に向けた調整を図ります。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	地域防災体制の整備・強化
2	災害予防の促進
3	建築物の耐震化の促進と地震後の対策の推進
4	河川・水路の維持管理と整備
5	河川等の整備の促進

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	防災訓練や講演会等の参加者数
2	水路及び河川整備を実施した箇所数

《基本施策 342》消防・救急体制の充実

《目指すまちの姿》

- (1) 消防活動体制の整備・確立により、災害対応における地域の消防力が高まり、災害に強く、誰もが安全・安心に暮らし続けられます。
- (2) 市民一人ひとりが命の尊さを理解し、いざという時に行動に移すことができ、「救命の連鎖」が広がっています。

1 現状やこれまでの取組み

- (1) 消防・救急活動を取り巻く環境は、高齢化の進行に伴う救急需要の増大、頻発する豪雨や発生が懸念される大規模地震等の自然災害への対応など、迅速かつ的確で広域的な対応が求められています。
- (2) 消防車両、消防庁舎、消防団車庫待機室、防火水槽及び消火栓などの消防施設・設備を計画的に整備・更新し、消防・救急体制の充実・強化に取り組んでいます。また、住宅防火対策や幼年期からの防火教育を推進するとともに、事業所での火災予防及び消防団への入団を促進等することで、地域防災力の向上に努めています。
- (3) 市民の救命効果の向上を図るため、より多くの市民が救命処置を行えるよう、応急手当の普及啓発を推進しています。
- (4) 救急業務のDX化を推進するため、救急医療支援システムを本格導入し、適切な医療機関への救急搬送の実現に取り組んでいます。
- (5) 令和7年1月に、これまで本市と伊勢原市がそれぞれの施設で対応していた消防通信指令業務を秦野市消防本部に集約して、共同消防指令センターを開所し、消防、救急、救助要請に対して、これまで以上に迅速かつ的確な出動指令を行っています。

2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 複雑かつ多様化する大規模災害に対応するため、各種資機材等の強化を図るとともに、共同消防指令センターを中心に近隣市等との応援体制の充実強化を図ります。また、老朽化した消防施設においては、移転も含めた建替えを視野に入れて整備することにより、現状維持による機能補修に限らず、時代背景に沿った施設へ改修し、消防施設及び設備の維持管理、更新を図ることで、円滑かつ効果的な消防活動の実施に向けた消防力の強化に努めます。
- (2) 消防車両の稼働状況を踏まえた適時適切な更新及び整備を行うとともに、消防水利の新設及び消防団拠点施設の改修を進めます。また、住宅用火災警報器の普及や事業所での火災予防を促進するとともに、減少傾向にある消防団員の確保に向けて、入団促進活動の強化及び福利厚生の実施を図ることで、引き続き、地域防災力の向上に努めます。
- (3) 救急救命士の養成、応急手当普及員制度及び救急救命認定施設表示制度を拡充するとともに、救急業務のDX化の推進に取り組むことで、医療機関と連携を強化しながら、救命効果の向上を図ります。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	消防車両・消防施設・設備の充実
2	警防体制の充実強化
3	消防団施設や組織の強化
4	救急高度化の推進

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	応急手当の実践への行動変容の割合
2	消防団員数

《基本施策 343》防犯対策・危機管理の充実

《目指すまちの姿》

市民や地域に被害を及ぼす恐れがある様々な危機や犯罪に対し、未然防止又は被害を最小限に食い止めることにより、市民が安全・安心な生活を送っています。

1 現状やこれまでの取組み

- (1) 市民、防犯関係団体及び警察と連携し、防犯パトロールや児童の見守り活動などの地域防犯活動を推進しています。また、街頭キャンペーンや自治会などへの防犯研修会を通じ、広く犯罪に関する啓発活動を行い、市民の防犯意識の高揚を図っています。
- (2) 秦野市防犯協会などと連携し、防犯カメラや防犯灯といった防犯設備の充実に努めるとともに、その維持管理を適切に行い、犯罪の未然防止と市民の安心感の醸成を図っています。
- (3) 「秦野市危機管理基本マニュアル」に基づき、市民や地域に被害を及ぼす恐れがある様々な危機の未然防止や、被害を最小限に食い止めるための訓練などを実施しています。

2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 防犯意識の更なる高揚を図るとともに、新たな詐欺の手口や日頃からの防犯対策など、市民に対して効果的な情報提供を図り、地域防犯力の向上に努めます。
- (2) 秦野警察署と連携しながら、効果的な場所への防犯カメラの新規設置や移設を進めるとともに、更新時期を迎える防犯灯の一斉更新に向けた準備を進め、適切な維持管理を行うことで、犯罪抑止に取り組みます。
- (3) 重大事件・事故に対する危機管理の体制整備と、市民・職員の意識向上に取り組めます。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	防犯活動の推進
2	防犯カメラの設置及び維持管理
3	自治会等との協働による防犯灯の設置及び維持管理
4	危機管理体制の充実

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	秦野警察署管内刑法犯認知件数(年間)

《基本施策 3 4 4》地域の交通安全対策の充実

《目指すまちの姿》

交通安全への意識が高まり、交通ルールが遵守され、マナーが向上しています。

1 現状やこれまでの取り組み

幼児から高齢者まで幅広い世代を対象に、関係団体等と連携して啓発活動や教育を行うほか、高齢者の安全運転意識の向上、通学路の安全対策により、交通事故の未然防止に努めています。

また、市内4駅周辺で啓発活動や撤去作業を行い、放置自転車の減少に努めています。

2 今後の課題等を踏まえた取り組みの方向

交通安全の啓発や教育を関係団体等と連携して行うことで、高齢者の安全運転意識の向上、幅広い世代の自転車利用者や歩行者への交通ルール・マナーの定着などを図るとともに、通学路の安全対策を進めます。また、引き続き、放置自転車等の減少に向けた啓発活動や撤去作業を行います。

3 主な取り組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	交通安全の啓発と教育の推進
2	自転車安全対策の充実

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	秦野警察署管内人身交通事故件数（年間）

《基本施策 345》安心できる消費生活の支援、市民相談の充実

《目指すまちの姿》

- (1) 消費生活に関する知識が市民に広く浸透し、消費者トラブルによる被害者が減少しています。
- (2) 個々の悩み事や問題に対応できるよう、必要なときに各種の専門的な相談が受けられ、問題の解決策を素早く見いだすことができます。
- (3) 犯罪被害者やその家族が、必要な支援を確実に継続的に受けることができ、市民が安心して暮らすことができます。

1 現状やこれまでの取り組み

- (1) 多様化、巧妙化する消費者問題については、消費生活センターにおいて、専門の相談員が相談等に対応しています。また、消費者被害を未然に防止するとともに、被害を減少させるため、消費生活に関する啓発講座及び情報提供を行っています。
- (2) 多様化する市民相談に対応するため、弁護士や税理士などの各種専門相談を定期的に開催しています。また、近隣トラブルや家族の問題には、市民生活専門相談員が対応しています。
- (3) 犯罪被害者等の支援に関する条例を制定し、警察などの関係機関と連携しながら、総合的な支援を行っています。

2 今後の課題等を踏まえた取り組みの方向

- (1) 多様化、巧妙化する消費者問題に対し、情報提供の充実や消費に関する知識の普及を目的に、特に被害が多い高齢者や高齢者等を見守る人に向けた啓発を実施し、高齢者等が安心して暮らせるよう、消費者トラブルの未然防止と減少に努めます。
- (2) 消費者からの相談・苦情に適切に対応できるよう、相談体制を充実させるとともに、相談員研修の積極的な受講を促進し、相談員の質の向上に努めます。
- (3) 市民ニーズや社会変化に応じて、多様化・複雑化する相談に対し、専門相談の相談日や相談体制の充実等を検討します。
- (4) 犯罪被害者やその家族が、必要な支援を確実に継続的に受けることができるよう、総合的な支援の充実を図ります。また、犯罪被害当事者だけでなく、広く市民等に対し、犯罪被害者支援の必要性や理解の促進に取り組みます。

3 主な取り組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	消費者被害未然防止のための啓発活動の充実
2	消費生活相談の充実
3	専門相談体制の充実
4	犯罪被害者等への支援

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	消費生活に係る講座の満足度

《基本施策 351》安全でおいしい水道水の供給

《目指すまちの姿》

市民共有の財産である豊富な地下水と、優れた先人が築いた歴史ある水道を誇りとし、適正な負担のもと、市民生活に不可欠なライフラインとして水道の施設が適正に維持管理され、「秦野名水」を主要な水源とした水道水が安全・安心に提供されています。

Ⅰ 現状やこれまでの取り組み

- (1) 安全でおいしい本市水道事業の主要水源である地下水について、水質の安定した深井戸への変更や改修に取り組んでいます。
- (2) 「水質検査計画」に基づき検査を実施するとともに、「水安全計画」を策定し、さらには、集中監視設備の遠方監視体制の構築により、安全・安心な水道水の供給に努めています。
- (3) ライフラインとして重要な責務である維持管理について、事後保全型管理から予防保全型管理に転換していくため、管路の漏水調査や定期点検を実施し、漏水修理体制を確保するとともに、配水場などの施設についても、民間委託の活用、水質管理も含めた集中管理システムの導入など、効率化に努めています。
- (4) 管路の更新について、費用の平準化を図り、耐震化と合わせて計画的に進めています。施設についても、計画的に耐震化を進めるとともに、減少傾向にある水需要に対応するため統廃合等に取り組んでいます。
- (5) 平成23年度から、全国平均に比べて遅れていた管路の耐震化に着手し、国の交付金を活用しながら進めてきた結果、基幹管路の耐震化率は令和6年度末で55.9%となり、全国平均を超える水準となっています。施設についても計画的に耐震診断を実施し、耐震補強を進めています。
- (6) 市民生活に欠くことのできないライフラインを災害時にも維持するため、既存の「地震編」の上下水道業務継続計画に加え、新たに「風水害等編」を策定し、災害時の迅速な対応力を強化しています。また、災害時における直接給水及び運搬給水の充実を図るため、災害用給水拠点の整備を行うとともに、非常用自家発電設備の更新や整備を進めています。
- (7) 安定した給水体制や災害対策を充実させていくためには、適正な料金収入を基本とした健全経営が重要です。また、令和5年度から4年ごとを料金算定期間とする「財政計画」を策定し、料金の見直しも含め、健全経営に努めています。
- (8) 近年の専門的知識を有する熟練職員の退職など、本市水道技術力の低下等への懸念に対して、職場内外の研修体制を強化するとともに、事務の確認体制の構築などに取り組み、業務水準の維持と効率化に努めています。

2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 地下水の水質安定のため、引き続き、水源の統廃合及び浅井戸から深井戸への改修工事を推進します。
- (2) 「水質検査計画」に基づく検査の信頼性確保のため、検査業務に係る随時確認や評価を行い、安全を保障する水質体制の構築に努めます。また、集中監視システムの運用状況の検証を行い、災害対応時における迅速な対応等を含め、より効率的な監視体制の構築を検討します。
- (3) 管路及び施設の維持管理について、事後保全型から予防保全型による維持管理へ転換し、今後も定期的な点検、適切な維持管理及び施設の長寿命化を図るとともに、関係機関と連携し、効率的かつ効果的な手法や体制の整備について検討します。
- (4) 管路の更新需要集中への対策と市内企業の受注機会を増やすため、「概算数量設計方式」などの整備手法の活用を進め、より一層の管路の耐震化率の向上に取り組みます。また、施設については、施設の重要度、緊急性や地震リスクなどを総合的に検討し、計画的に耐震化を推進します。
- (5) 定期的な訓練の実施や実際の災害対応での事例を参考に、計画に基づくマニュアルや災害時の人員配置等を常時見直し、災害時において、迅速に行動できるよう、対応力の強化を図ります。また、迅速な応急対応のための備蓄資機材の拡充や受援体制などの整備を進めます。
- (6) 激甚化・頻発化する大規模自然災害に対し、老朽化した施設の更新に加え、耐震化の加速を図るため、経営の基本事項や目標値の設定などにより、経営基盤を強化する「財政計画」に基づき、施設の更新や耐震化を推進し、健全経営に努めます。
- (7) 再任用制度や会計年度任用制度を活用し、定年退職した職員が培ってきた経験や技術の継承を図ります。また、一時的な更新需要の増加に対して限られた人員で対応できるよう、「概算数量設計方式」などの整備手法の活用を進めます。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	水道水源確保への更なる取組み
2	管路・施設の予防保全型管理の推進
3	計画的な管路の更新整備と耐震化
4	計画的な施設の更新整備と耐震化
5	非常時に備えた施設や体制の充実
6	水道事業の経営の健全化

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	基幹管路の耐震化率
2	補てん財源残高

《基本施策 352》安定した汚水処理と浸水対策の更なる推進

《目指すまちの姿》

公共下水道の目的と効果を市民が理解し、適正な負担のもと、市民生活に不可欠なライフラインとしての公共下水道の施設が適正に維持管理されることで、良質なサービスが安全・安心に提供されています。

Ⅰ 現状やこれまでの取り組み

- (1) 公共下水道は、昭和49年の都市計画決定以降、国の補助金（交付金）を活用して集中的に整備を進めてきた結果、令和5年度末の汚水処理人口普及率は97.6%になりました。また、浄水管理センターから排出される汚泥について、乾燥する施設を導入し、全量の再資源化と約50%の乾燥処理を実施しています。
- (2) 都市化の進展により、雨水浸透の能力低下や局地的な大雨の発生など、災害リスクが増大していることから、浸水被害を軽減するための整備を進めてきました。特に浸水被害の発生が多い大根・鶴巻地区は、施設整備計画に基づき重点的に整備を実施しています。
- (3) 汚水及び雨水の管きょについては、保守点検や清掃等、適正な維持管理を行うとともに、汚水管きょのうち、腐食環境下にある管きょを中心に調査・点検を行っています。また、広域避難場所等から処理場施設までを結ぶ重要な管きょやマンホールの耐震化を計画的に進めています。
- (4) 施設については、ストックマネジメント計画を策定し、計画に基づく予防保全型の維持管理を行うとともに、設備の更新を行っています。また、下水道基幹施設である浄水管理センターについては、施設の改築更新に合わせて耐震化を実施しています。
- (5) 河川水路担当を上下水道局に一体化したほか、既存の「地震編」の上下水道業務継続計画に加え、新たに「風水害等編」を策定し、組織改正したメリットを生かした災害体制の強化や、他の事業体等からの応援などの相互支援体制の充実を図っています。
- (6) 安定した汚水処理体制や災害対策を充実させていくためには、適正な使用料収入を基本とした健全経営が重要です。令和5年度から4年ごとを料金算定期間とする「財政計画」を策定し、使用料の見直しも含め、健全経営に努めています。また、水洗化普及業務を含めて上下水道料金等の業務を包括委託し、未水洗化台帳のデータベース化や新たな指標に「接続率」を加えるなど、受託事業者と連携して戦略的に普及促進を図っています。
- (7) 近年の専門的知識を有する熟練職員の退職など、本市下水道技術力の低下等への懸念に対して、職場内外の研修体制の強化や事務の確認体制の構築などに取り組み、包括委託の委託範囲の拡大とともに、業務水準の維持と効率化に努めています。

2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 市街化区域内に点在する未整備箇所と秦野駅南部土地区画整理事業区域内の汚水整備については、関係機関等と調整し、土地所有者等に対し、整備への理解を得られるように取り組み、令和12年度の完了を目指して整備を推進します。また、汚泥の再資源化を図るとともに、市内の農家等に土壌改良材等として配布するなど、資源循環型社会の構築を目指し、下水道資源の有効活用について研究を進めます。
- (2) 近年の豪雨の状況を踏まえ、ハードとソフトの両面の対策を組み合わせた雨水排水の整備方針を策定し、民間の雨水調整施設などの活用も含めた総合的な浸水対策を推進します。
- (3) 汚水及び雨水の管きよの老朽化が進む中で、下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没を未然に防ぐため、点検・調査を実施し、更新計画の検討を進めていきます。
- (4) 汚水及び雨水の管きよは、今後本格的な更新時期を迎えることから、ストックマネジメント計画に位置付けるとともに、財政計画に基づき、費用の平準化を図り、計画的かつ効率的に推進します。また、耐震化については下水道総合地震対策計画及び上下水道耐震化計画に基づき、重要な管きよを中心に耐震化を推進します。
- (5) 浄水管理センターなどの施設については、ストックマネジメント計画に基づく予防保全型の維持管理を行います。また、老朽化した施設の更新については、下水道総合地震対策計画及び上下水道耐震化計画に基づく耐震化と合わせて実施できるよう、計画的かつ効率的に推進します。
- (6) 災害時等の長時間停電の備えとして、マンホールポンプ場における非常用自家発電設備を計画的に更新するとともに、未設置施設では可搬式蓄電池で稼働できるよう制御盤の更新を進めます。また、非常時の下水汚泥の搬出対応などを検討していきます。
- (7) 定期的な訓練の実施や実際の災害対応での事例を参考に、計画に基づくマニュアルや災害時の人員配置等を常時見直し、災害時において、迅速に行動するため、対応力の強化を図ります。
- (8) 水需要の減少に加え、物価高騰による厳しい経営環境の中、激甚化・頻発化する大規模自然災害に対し、計画的に施設の更新や耐震化を図るため、経営の基本事項や目標値を設定するなど、経営基盤を強化する「財政計画」に基づき、健全経営を推進します。
- (9) 水洗化の普及促進については、公共下水道への接続による生活環境の改善や水域の水質保全、公共下水道事業に対する公平負担の必要性や健全経営の観点などを未接続者に対し丁寧に説明し、接続の必要性について理解を得るよう努めます。
- (10) 再任用制度や、会計年度任用職員制度を活用し、定年退職した職員が培ってきた経験や技術の継承を図ります。また、限られた人員で事業を継続するため、効率的な外部委託や官民連携手法についての検討を進めていきます。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	汚水処理区域の整備
2	下水汚泥の有効活用
3	効果的な浸水対策の推進
4	計画的な管きよの更新整備と耐震化
5	計画的な施設の更新整備と耐震化
6	非常時に備えた設備や体制の充実
7	水洗化の普及促進
8	公共下水道事業の経営の健全化

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	公共下水道の接続率
2	補てん財源残高

第4編 住みたくなる訪れたくなるにぎわい・活力あるまちづくり【にぎわい・活力】

第1章 暮らしやすく活力ある都市機能の維持・充実【都市整備・交通】

《基本施策 4-1-1》都市形成と基盤整備の推進

《目指すまちの姿》

- (1) 地域の環境と調和した新たな産業系まちづくりが実現し、企業立地による地域経済の活性化や雇用創出、移住・定住の促進につながるとともに、計画的な土地利用や、道路などの都市基盤整備が進むことで、市民生活の快適性や利便性が向上しています。
- (2) 秦野駅北口の県道705号沿いにまちの中核となる拠点が形成され、多くの人々が集い、新たなにぎわいが生まれています。

1 現状やこれまでの取組み

- (1) 秦野中井インターチェンジ周辺の西大竹地区及び秦野丹沢スマートインターチェンジ周辺の戸川地区においては、高規格道路等のネットワークを生かした企業誘致を促進するため、両地区ともに土地区画整理組合による土地区画整理事業に着手し、本市の経済発展及び地域の活性化につながる土地利用の実現に向けた取組みを進めています。
- (2) 菩提横野線の都市計画事業が令和6年1月に認可され、菩提横野線及び矢坪沢整備に係る事業用地の取得を進めるとともに、周辺道路を含めた整備工事を進めています。
- (3) 都市機能の充実と円滑な道路交通を確保するため、厚木秦野道路（国道246号バイパス）などの国道・県道について、整備促進を図っています。
- (4) 国道246号バイパスの早期全線事業化を見据え、その周辺に当たる渋沢丘陵の地域活性化に向けた土地利用や道路網の検討を進めています。
- (5) 「秦野市立地適正化計画」に基づき、実施された都市機能の立地や道路等の基盤整備を推進するとともに、届出制度の活用により、住宅開発の動向などを把握しています。
- (6) 秦野駅南口周辺では、良好な市街地を形成するため、今泉地区における土地区画整理や公共下水道の整備を中心に事業を推進しています。
- (7) 将来のまちの姿として、令和5年11月に「秦野駅北口周辺まちづくりビジョン」を公民連携により取りまとめました。このビジョンに基づき、中心市街地活性化協議会を設置して策定した、「秦野市中心市街地活性化基本計画」について、令和7年3月に内閣総理大臣の認定を受けるとともに、同計画に位置付けられた県道705号沿いにおける多世代交流施設の整備を進めています。

2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 本市の経済発展及び地域の活性化に寄与する新たな企業誘致を図るため、新市街地ゾーンの西大竹地区及び戸川地区では、土地区画整理事業による新たな産業拠点の形成に向け、関係機関との協議を踏まえた整備を推進するとともに、高規格道路のインターチェンジ周辺や幹線道路の沿道等における産業用地の創出に向けた取組みを推進し、雇用の創出及び移住・定住の促進を図ります。
- (2) 土地区画整理事業による企業誘致を見据えた中で、菩提横野線を含む周辺道路と矢坪沢の整備工事を継続して進めます。
- (3) 都市機能の充実と円滑な道路交通を確保するため、厚木秦野道路（国道246号バイパス）の事業化区間の整備促進及び未事業化区間の早期事業化並びにアクセス道路の整備実現に向け、国及び県と調整を図ります。
- (4) 渋沢丘陵周辺土地利用構想（仮称）に基づき、渋沢丘陵周辺の土地利用及び新たな道路網の具現化に向けた取組みを進めます。
- (5) 人口減少による都市のスポンジ化^{※1}を避けるため、都市機能の誘導や基盤整備を進め、医療や商業など、様々な施設と住居がまとまって立地し、あらゆる世代が安心・快適に暮らせるコンパクトなまちづくりを進めます。
- (6) 秦野駅南口周辺においては、引き続き、秦野駅南部土地区画整理事業区域の道路や公共下水道等の整備を推進します。
- (7) 秦野駅北口の県道705号沿いに多くの人が集うことのできる多世代交流施設の整備と、商業・業務施設の誘致を進め、新たなにぎわいの創出に取り組みます。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	新東名周辺の道路等整備事業の推進
2	広域幹線道路の整備促進
3	秦野駅南部（今泉）土地区画整理事業の推進
4	新市街地ゾーンの促進（西大竹・戸川地区）
5	新たな産業系土地利用の創出
6	コンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造の推進
7	秦野駅北口にぎわい創造の推進

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	菩提横野線の整備状況
2	市全体に対する都市機能誘導区域への誘導施設数の割合
3	多世代交流施設への年間来訪者数

※1 都市のスポンジ化 … 都市の内部において、空家、空き地等が小さな敷地単位で発生し、都市の密度が低下することで、生活サービスの縮小やコミュニティの存続危機など、様々な悪影響を及ぼすことが懸念される状況

《基本施策 4 | 2》快適な道路・駅前広場づくりと地域に愛される公園や緑地の創造

《目指すまちの姿》

- (1) 誰もが安心して利用できる身近な道路の維持管理が適切にされ、道路改良や歩道の整備も進んでいます。
- (2) 市内4駅の駅前広場では、利便性や快適性の向上が図られ、誰もが利用しやすい環境が整備されています。
- (3) 公園や緑地が「憩い・ふれあい・遊び」の場として、多くの市民に利用され、市民との協働により管理されています。

1 現状やこれまでの取組み

- (1) 一般市道については、自動車のすれ違いが困難で狭小な道路の拡幅整備や、歩行者の安全性を高める歩道設置を行うとともに、老朽化の著しい舗装などがあることから、通行の安全確保を目的とした道路の修繕を行っています。
- (2) 道路施設（橋りょう、トンネル、大型カルバート^(※1)）については、早期に措置を講ずべき損傷が確認されている箇所の安全確保を目的とした予防保全的な修繕を行うとともに、橋りょうについては、順次耐震補強を進めています。
- (3) 道路及び公園緑地に植栽している桜を定期的に診断し、倒木の危険性のある桜については、適時伐採・更新を実施しています。
- (4) 「秦野市公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設の修繕、更新を実施しています。
- (5) 道路や公園、緑地については、公園愛護会や里親制度（アダプトプログラム^(※2)）により、地域に親しまれ、愛される施設として見守られており、市民との協働を基本に維持管理を進めています。
- (6) 市内4駅の駅前広場は、駅舎と障害者等乗降場の動線上に屋根が無い場合、雨天時の利用に課題があります。

2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 人口減少等の進行に伴い、コンパクトで利便性の高いまちづくりを目指し、市民の生活に密着した一般市道が、安全・安心で利便性の高いものとなるよう、整備を進めます。
- (2) 道路施設の長寿命化とともに、維持管理費用の縮減や事業費の平準化も図れるよう、予防保全的な修繕に努めます。また、今後発生が想定される大規模地震においても、道路網が安全・安心に利用できるよう、橋りょうの耐震補強を進めます。
- (3) 観光資源の一つとなっている桜並木の健全な生育を図るとともに、倒木などの危険性がある桜を早期に発見し、伐採・更新するなど、引き続き、適切な維持管理に努めます。
- (4) 道路や公園、緑地については、計画的な維持管理を行うため、国の交付金を活用するなど、財源の確保に努めるとともに、健康増進や憩いの場としての利用が促進され、多くの市民に愛される施設となるよう、市民との協働による維持管理に努めます。

- (5) 市内4駅において、駅舎と駅前広場の動線上に屋根を設置し、誰もが安全、快適に利用できる駅前広場の整備を進めます。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	市道改良事業の推進
2	狭あい道路整備事業の推進
3	交通安全施設整備事業の推進
4	道路施設の適正な維持管理
5	道路舗装の適正な維持管理
6	桜並木の適正な維持管理
7	公園及び緑地の適正な維持管理
8	道路・公園美化推進活動の支援
9	駅前広場整備事業の推進

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	歩道整備延長
2	各年度における一般市道の舗装打換え延長
3	各年度における道路施設（橋りょう、トンネル、大型カルバート）の長寿命化・橋りょう耐震化を実施した箇所数
4	長寿命化対策を実施した公園施設数

※1 カルバート

… 盛土の下に水路などを通す空間を設けるための構造

※2 里親制度

… 市民団体等が公共施設の里親（アダプト）になり、任された施設の管理を行う制度

（アダプトプログラム）

《基本施策 4 | 3》地域を結ぶ公共交通ネットワークの確保・維持

《目指すまちの姿》

- (1) 地域・事業者との協働・連携により、市民の日常生活に必要な移動手段が確保・整備されています。
- (2) こどもから高齢者までの全ての世代や障害者など、誰もが利用しやすいバリアフリー化した公共交通の環境が整備されています。

1 現状やこれまでの取組み

- (1) 持続可能な公共交通の確保・維持を喫緊の課題として捉え、バスではカバーできない、公共交通空白・不便地域への対応について、市民ニーズや交通事業者の実情を把握した上で、地域における移動手段の確保に努めています。
- (2) こども、高齢者、障害者など、誰もが安心して利用できる公共交通の環境を整備するため、事業者が進めるノンステップバスの導入などに対して支援をしています。
- (3) 鉄道や高速バスなどの広域交通については、事業者と連携し、市外へのアクセスの利便性向上等を目指すとともに、利用者の増加に取り組んでいます。

2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 公共交通空白・不便地域を走る乗合タクシーについて、事業撤退を防ぐため、市民ニーズや交通事業者の実情を把握した上で、地域の協議会を通じ、実態に適した移動手段の確保に努めます。
- (2) 国が令和6年11月に設立した「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム^(※1)などを生かし、ライドシェアなどの新たな交通モード^(※2)の導入について、費用対効果を考慮しながら、継続的な検討を行います。
- (3) ノンステップバスの更なる導入率の向上を図るため、運行事業者の導入計画に合わせた支援の継続に努めます。
- (4) 高速バスの利便性を確保することで、市外への人の移動を容易するとともに、利用者の増加を目指します。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	持続可能な乗合タクシー路線の確保・維持
2	効率性・利便性の向上を目指したバス路線網の再構築
3	高速バス路線の充実
4	鉄道事業者との連携強化

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	運行されている乗合タクシーの地区と路線数

- ※1 「交通空白」解消・官民連携 プラットフォーム … 「交通空白」の解消に向けた、自治体や交通事業者をはじめ、様々な技術サービスを持つ民間企業などによる連携・協働体制
- ※2 新たな交通モード … ライドシェアやA I オンデマンド交通など、従来の交通手段に代わる移動手段

《基本施策 421》地域資源を生かした観光振興の充実

《目指すまちの姿》

- (1) 表丹沢をはじめとする本市の魅力が市内外に広がり、愛着や誇りの醸成とともに、それらを取り巻く交流人口、関係人口の増加によるにぎわいの創出につながっています。
- (2) 魅力ある地域資源を生かした観光スタイルが確立され、観光客数が増加するとともに、市内4駅周辺を中心としたまちのにぎわいが創出され、地域経済が活性化しています。

1 現状やこれまでの取り組み

- (1) 表丹沢ブランドを象徴するロゴマーク「OMOTAN」を旗印に、表丹沢の認知度向上やファンの獲得を図るため、表丹沢ツーリズムを推進しています。また、表丹沢総合ホームページや公式SNSを開設し、市民には誇りや愛着の醸成を、市外には来訪等による関係人口の増加が図られるよう、表丹沢の魅力の発信に取り組んでいます。
- (2) 都市近郊に位置し、交通至便の地にある本市は、表丹沢に代表される豊かな自然、鶴巻温泉、名水百選の一つに数えられる湧水群など、観光資源に恵まれています。
- (3) 弘法山公園の魅力向上を図り、更なる誘客と小田急線3駅（秦野駅、東海大学前駅、鶴巻温泉駅）周辺のにぎわい創造につなげるため、令和6年3月に「弘法山公園利活用方針」を策定し、方針に基づく取り組みを推進しています。
- (4) 渋沢丘陵の観光拠点である震生湖について、四季折々の風景や歴史的な震災遺構としての魅力を楽しめる環境整備を推進しています。
- (5) 表丹沢野外活動センターについては、様々な自然体験ができる山岳・里山アクティビティの拠点施設としての機能強化を図るため、指定管理者制度を導入し、民間事業者のノウハウを生かした運営を促進しています。

2 今後の課題等を踏まえた取り組みの方向

- (1) 表丹沢を「都心から近い山岳・里山アクティビティの聖地」としてブランド化を推進し、拠点施設の魅力を生かした表丹沢ならではの体験を提供するとともに、SNSをはじめとする効果的な情報発信・交流などに、関係団体や民間事業者等と連携して取り組みます。
- (2) 本市の3つの観光スタイルである、表丹沢を中心とした「山岳観光」、弘法山公園のハイキングや農作物の掘り取りなどの「里山観光」、温泉や公園、桜、湧水などの「まちなか観光」をつなぎ、回遊性を持たせ、相乗効果を高める施策を展開します。
- (3) 「弘法山公園利活用方針」に基づく取り組みを進め、更なる来訪者の増加を図るとともに、小田急線3駅周辺のにぎわい創造につなげる仕組みを構築します。
- (4) 表丹沢野外活動センターについて、山岳・里山アクティビティの拠点として更なる魅力向上を図るとともに、市内外問わず、利用者の拡大につなげるため、広報宣伝を強化します。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	表丹沢等の魅力向上の推進
2	鶴巻温泉駅周辺のにぎわい創造に向けた鶴巻温泉弘法の里湯の活用
3	秦野駅周辺のにぎわいづくりに向けた震生湖の活用
4	渋沢駅周辺のにぎわいづくりに向けた頭高山周辺の活用
5	花のある観光地づくりの推進
6	ピークハントを目指さない新たな山岳ハイキングコースの整備
7	ヤビツ峠レストハウスを活用したヤビツ峠周辺の観光振興
8	表丹沢野外活動センターの機能及び利便性の充実と事業の拡大
9	小田急線3駅（鶴巻温泉駅、東海大学前駅、秦野駅）のにぎわい創出に向けた弘法山公園の活用

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	年間観光客数
2	観光客の年間消費額
3	OMOTANインスタグラムの閲覧数

《基本施策 422》協働と連携による観光振興の充実

《目指すまちの姿》

観光関係団体、地域、事業者、周辺自治体など、市民をはじめ多様な主体と協働・連携した観光施策の推進により、市民力による観光振興が図られています。

1 現状やこれまでの取り組み

- (1) 一般社団法人秦野市観光協会との連携により、観光宣伝や観光企画の充実に努めるとともに、秦野駅北口への移転を支援するなど、観光客の受入環境の整備を進めています。
- (2) ヤビツ峠と戸川公園のレストハウスについて、アウトドアに精通した事業者等に場所を提供し、運営を任せることで、表丹沢の来訪者の多様なニーズに合わせたサービスを提供しています。
- (3) 表丹沢への登山者が増加する中、市や警察、専門家などで組織する秦野市丹沢遭難対策協議会により、道標の整備など、遭難防止対策を進めています。
- (4) 周辺自治体と連携し、相互の観光資源を活用・PRすることにより、圏域内外からの誘客に努めています。

2 今後の課題等を踏まえた取り組みの方向

- (1) 一般社団法人秦野市観光協会と連携し、SNS等を活用した戦略的な観光宣伝の強化を図るとともに、観光客の受入環境の整備を進め、幅広い世代の誘客につなげます。
- (2) 民間事業者等の主導による観光イベントが活発に行われる環境づくりに努めます。
- (3) 表丹沢の登山を安全に楽しめるよう、官民連携による遭難防止対策の強化を図ります。
- (4) 新東名高速道路の全線開通を絶好の機会と捉え、広域連携による観光振興の強化を図り、観光客の増加と地域経済の活性化につなげます。

3 主な取り組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	観光協会との連携強化
2	表丹沢登山の安全対策強化

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	観光ボランティアによる「企画ガイド」年間参加者数

《基本施策 431》企業誘致と創造的な企業活動への支援の充実

《目指すまちの姿》

市内企業が中長期にわたり安定した操業を続ける中で、付加価値の高い製品が製造され、地域経済が活性化しています。

1 現状やこれまでの取組み

- (1) 企業の新規立地及び施設再整備を促進するため、令和6年3月に「企業等の立地及び施設再整備の支援に関する条例」を改正し、固定資産税等の課税免除に加え、立地時や市内企業の活用等に対して新たに奨励金を交付するほか、雇用促進奨励金の要件を拡充するなど、支援の強化を図っています。
- (2) 中小企業の経営安定及び生産性の向上を後押しするため、金融機関と連携した融資制度の活用により、企業の特別な事業活動を支援するとともに、融資対象メニューに脱炭素設備導入資金を新たに加えるなど、支援の強化を図っています。また、融資にかかる利子額を助成するなど、企業の金融負担の軽減を図っています。
- (3) 経営講座の開催や人材育成補助金の交付により、中小企業の経営力・従業員の技術力の向上・強化を図っています。

2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 市内企業が中長期的な展望をもって、本市での操業を継続できるよう、関係部署と連携して新たな工業系用地の確保に取り組みます。
- (2) 市内企業が付加価値の高い製品づくりができるよう、DXの推進や産学・他業種連携の推進など、生産性の向上につながる支援の充実や、多様な人材及び労働力の確保に関する支援の充実を図ります。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	企業誘致及び企業の施設再整備への支援
2	中小企業の安定した事業継続への支援
3	中小企業の生産性の向上や新たな事業展開への支援

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	従業員4人以上の事業所の1年間の製造品出荷額等（工業統計調査）

《基本施策 432》雇用、就労への支援の充実

《目指すまちの姿》

安定した雇用と就業機会が確保され、多様な人材が望む働き方ができています。

1 現状やこれまでの取組み

- (1) 求職者の就職支援及び就業機会を確保するため、ふるさとハローワークによる職業相談・職業紹介のほか、専門相談員によるマンツーマンの求職者支援カウンセリングを実施しています。
- (2) 多様な人材の雇用を促進するため、障害者を雇用する企業への助成や、仕事との両立を目指す子育て世帯を対象とした就職相談会を開催しています。また、地域雇用の創出を図るため、高校生が市内企業を知る機会づくりをしています。
- (3) 労働環境の改善・充実に努めるため、国、県等と連携し、働き方改革の普及啓発や、労働講座を開催し、労働関係の法令や制度等の周知に努めています。

2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 働く意欲のある全ての人が能力を発揮し、安心して働くことができるよう、公共職業安定所等と連携した職業相談・職業紹介や、求職者支援カウンセリングなど、安定した雇用・就業機会の確保に努めます。
- (2) 市内企業、高校、県立西部総合職業技術校及び商工会議所と連携し、市内企業への就職を促進するとともに、障害者や子育て世帯など、対象者に寄り添ったきめ細やかな支援により、企業と人材のマッチング強化を図ります。
- (3) 労働関係法令や制度等を周知する労働講座を開催するなど、国、県等の関係機関と連携した啓発を進め、労働環境の充実に努めます。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	求職者の就職支援及び就業機会の確保
2	多様な人材の雇用促進と労働環境の充実

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	ふるさとハローワークにおける職業紹介件数に対する就職件数の割合

《基本施策 441》意欲もてる商業経営への支援の充実

《目指すまちの姿》

- (1) 個性豊かな魅力ある個店が増え、地域内消費が拡大しています。
- (2) 「丹沢の杜、名水のまち」のイメージが広く浸透し、関連商品やサービスが増えることで、地域経済がより活性化し、交流人口の輪が拡大しています。

1 現状やこれまでの取組み

- (1) 令和6年12月に、電子地域通貨OMOTANコインを導入し、地域内消費の拡大と地域コミュニティの活性化を進めています。
- (2) 個店の魅力発信と誘客を図るため、商店街や商店主の魅力のPRなど、新たな顧客づくりに資する取組みを進めています。
- (3) 次代の商業を担う人材を育成するため、商工会議所と連携して若手商業者の育成と協働の促進に取り組んでいます。
- (4) はだのブランド事業の認証制度開始から10年以上が経過した中で、人々の消費行動や生活様式の変化を踏まえ、令和7年度に、はだのブランド事業の認証制度及び情報発信方法の見直しを行い、外部審査員による専門的かつ消費者目線での審査により選出した認証品について、商品の背景である地域の魅力とともに、専門誌やSNSでの情報発信、都内での出店などを行っています。

2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 引き続き、電子地域通貨OMOTANコインを活用し、地域内消費の拡大と地域コミュニティの活性化を進めます。
- (2) 多様な働き方を背景に、地域で活躍する人材や次代の商業を担う新たな人材の掘り起こしと育成を進めます。
- (3) 「丹沢の杜、名水のまち」をコンセプトに、新たな基準で認証したはだのブランド認証品を活用し、本市ならではの魅力を広く発信することで、認証品や関連商品の販売促進を図り、地域経済を継続的に循環させる仕組みへ発展させていきます。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	電子地域通貨OMOTANコイン事業の推進
2	個店の事業継続への支援
3	商業の担い手づくり
4	地域資源を活用した地域ブランド育成の推進

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	電子地域通貨OMOTANコインの加盟店舗数
2	特定創業支援制度等を利用し、創業した者の数
3	はだのブランド推進協議会のホームページ閲覧数

《基本施策 442》人にやさしくにぎわいのある商店街づくりへの支援の充実

《目指すまちの姿》

- (1) 魅力ある商店や新たに創業する商業者が増え、様々な主体との関わりによって、小田急線4駅周辺の地域特性を生かした商店街づくりが促進されています。
- (2) 個店や商店街が地域コミュニティの担い手として、人と人、地域をつなぐ役割を果たしています。

1 現状やこれまでの取組み

- (1) 小田急線4駅ごとに、地域住民、商業者、企業、学生など、様々な主体が参画する小田急線4駅周辺にぎわい創造検討懇話会を設置し、将来のまちや暮らしなど、駅周辺のにぎわいについて議論しています。
- (2) 魅力ある商店街づくりのための環境整備を支援しています。
- (3) 令和4年4月に「秦野市商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する条例」を制定し、商業地等への企業立地を促進しています。秦野駅北口周辺では、令和7年3月に国の認定を受けた「秦野市中心市街地活性化基本計画」に基づき、市有地等を活用した商業・業務の新たな核づくりの取組みを進めています。

2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 駅ごとの特色と魅力を生かした、地域が求めるにぎわいの実現に向け、地域住民等と連携して取組みを進めます。
- (2) 商店街が実施する販売促進事業や、通行の安全と誘客促進のため商店街が管理する街路灯の維持管理など、にぎわいにつながる商店会活動を支援するとともに、商店街に魅力ある個店の進出を後押しできるよう、支援します。
- (3) 空地や空家などの低未利用資産を活用し、生活と産業とが調和したまちづくりを推進します。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	小田急線4駅周辺のにぎわい創造
2	魅力ある商店街づくりのための支援
3	秦野駅北口にぎわい創造の推進

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	商店街販売促進事業の補助件数

第5章 良好な住環境の創出【住環境】

《基本施策 451》法令等に基づく適切な指導による快適な住環境等の創出

《目指すまちの姿》

関係法令等に基づく適切な指導が行われるとともに、市民、事業者、行政の協働により、安全で良好な住環境等の創出と保全がされています。

1 現状やこれまでの取り組み

安全で良好な住環境等を創出するため、開発行為、建築行為及び屋外広告物の設置等に対し、関係法令等に基づく指導・誘導を行っています。

2 今後の課題等を踏まえた取り組みの方向

- (1) より質の高い住環境の創出及びより安全性の高い土地利用に向け、法令等に基づく適切な指導・誘導を行います。
- (2) 定期的なパトロールの実施等により、安全で良好な住環境等の維持に努めます。

3 主な取り組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	法令等による安全で良好な住環境等の創出
2	市民、事業者との協働によるまちづくりの推進

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	違法行為、無秩序な開発行為等を防ぐ市内パトロールの実施

《基本施策 452》住宅施策の充実

《目指すまちの姿》

- (1) 既存の市営住宅の集約等により、市民の財産でもある公有地が有効活用されるとともに、入居者の居住環境が向上しています。
- (2) 全ての人が住宅に困窮することなく、住み慣れた地域で安心して暮らしています。
- (3) 豊かな自然と生活利便性が融和した住環境が創出され、健康的でゆとりある暮らしを満喫できています。

1 現状やこれまでの取り組み

- (1) 令和2年度に策定した「秦野市市営住宅長寿命化計画」に基づき、市営住宅を引き続き、適切な状態で使用できるよう、計画的な修繕を実施しています。
- (2) 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅SN法）」が令和6年に改正され、住宅部局と福祉部局の連携が位置付けられたことを踏まえ、入居拒否や入居後の生活に不安のある市民（住宅確保要配慮者）を対象とした更なる支援の横断的な連携方法等について検討しています。
- (3) 住宅購入助成制度やミライエ秦野の運用、移住に関するワンストップ相談窓口の開設などにより、本市への移住・定住を促進しています。

2 今後の課題等を踏まえた取り組みの方向

- (1) 民間賃貸住宅を活用した市営住宅の運営を検討し、単身世帯の入居募集や既存入居者の住み替え移転を進め、公有地の有効活用を図ります。
- (2) 住宅確保要配慮者が抱える課題を解決し、安定した居住を実現するため、不動産関係団体、福祉団体、居住支援団体等と連携し、「秦野市居住支援協議会」の設立を検討します。
- (3) 市外からの移住促進と本市への定住を支援するため、住宅購入助成制度やさど地共生住宅開発許可制度などを活用した総合的な住宅施策を進めます。

3 主な取り組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	総合的な住宅施策の推進
2	効率的な市営住宅の運営

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	住宅施策を活用した移住世帯数（年間）

《基本施策 453》空家等の適正管理と活用

《目指すまちな姿》

空家の適正な管理や活用が進み、安心して住み続けられる住環境が保たれています。

1 現状やこれまでの取組み

- (1) 本市の空家の実態に即した対策を講じていくため、実態把握調査を実施するとともに、その結果を踏まえた対策の指針となる「第3期秦野市空家等対策計画」を令和8年3月に策定しています。
- (2) 近隣の生活環境に悪影響を与えている空家の所有者には、適正な管理を促していますが、放置されたまま改善されないケースも多くあるため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「秦野市空家等の適正管理に関する条例」に基づく、指導・助言等を行っています。
- (3) 「空家バンク」を運用し、空家の市場流通を促進しています。
- (4) 公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会などの専門家団体と協定を締結し、連携して空家対策に取り組んでいます。

2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「秦野市空家等の適正管理に関する条例」に基づく適切な措置を進め、空家の適正管理を推進します。
- (2) 使用可能な空家は「空家バンク」への登録を促すとともに、不動産関係団体等との連携により、利活用を促進します。
- (3) 実態把握調査と併せて実施した空家所有者への意向確認調査により、売買や賃貸を希望していると回答があった建物については、NPOなどの団体が地域で活動する拠点として活用できるよう支援します。
- (4) 適正に管理されずに放置されている空家については、所有者に対して適正な管理を促し、周辺住民等の生活に悪影響を及ぼす恐れのある危険な空家については、解体を促進する支援策を検討します。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	管理不全空家対策の強化
2	空家活用の促進

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	管理不全空家の状態が改善された割合

第5編 市民と行政が共に力を合わせて創るまちづくり【市民と行政のパートナーシップ】

第1章 協働による地域運営の推進【地域運営】

《基本施策 511》多様な担い手による協働の推進

《目指すまちの姿》

- (1) 市民、市民活動団体、大学、民間企業等が、地域の担い手として、市と協働した公共サービスを提供することにより、多様な地域のニーズに迅速・柔軟に対応でき、市民力、地域力を生かした豊かなまちづくりが進められています。
- (2) ふるさと寄附金制度を通じた地域との協働・連携による産業振興や、全国各地からの寄附によりシティプロモーションが進められ、関係人口の輪が拡大しています。

1 現状やこれまでの取組み

- (1) 社会環境や価値観の変化により、公共サービスに対する住民ニーズが、複雑化・多様化しており、行政だけでは対応が困難な状況となっています。その中で、担い手不足等により、地域運営を支える地域コミュニティの弱体化が懸念されています。こうした状況を踏まえ、地域で主体性を持って地域活動に取り組む自治会、まちづくり委員会、NPO法人、市民活動団体、県人会等に対して支援を行っています。
- (2) 民間企業と包括的な連携協定を締結し、それぞれの特色を生かした連携により、地域課題の解決や魅力あるまちづくりなどに取り組んでいます。
- (3) 地元の大学が有する豊富な人材や知的財産は、まちづくりの重要な要素であり、講師等の相互派遣による人的交流や施設の相互利用などの提携事業に取り組むとともに、定期的な情報交換等により、連携の強化に努めています。
- (4) 事業者等との連携により、ふるさと寄附金の魅力ある返礼品の発掘及び効果的な広報宣伝を推進しています。

2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) 地域の各種団体では、担い手不足等の課題を抱えていることから、将来にわたり持続可能な地域コミュニティを維持・強化していくため、情報発信による活動の理解促進に取り組めます。
- (2) 人々の価値観やライフスタイルの変化を踏まえたコロナ禍後の「新たな日常」の実現に向け、周辺自治体をはじめ、地域の民間企業や大学等と連携し、地域課題の解決やまちの魅力を高める取組みなどを進めます。
- (3) 市と大学において、より実効性の高い連携を進めるため、事業内容を相互に提案する制度や「地域課題の解決」を共通のテーマに、双方が、提携事業をそれぞれの施策や教育活動に生かせる仕組みづくりなどを進めます。
- (4) ふるさと寄附金の返礼品について、市内の商工団体等と連携し、商品力の向上を目指すとともに、産業振興を図ります。また、関係団体等との協働により、寄附金額の一層の拡大を目指し、本市のPRに努めます。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	自治会等への支援
2	協働事業の推進
3	市民活動団体等への支援
4	大学と連携した地域課題への取組み
5	関係人口の創出・拡大の取組み

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	市内で活動する認証NPO法人数
2	自治会活動理解促進の情報発信数
3	ふるさと寄附金の寄附金額及び件数

《基本施策 5 | 2》広報・広聴活動の充実とシティプロモーションの推進

《目指すまちの姿》

- (1) 広報・広聴活動の充実により、市民と市が、市政情報や課題を共有しながら相互に理解を深め、知恵と力を出しあう協働のまちづくりに積極的に取り組んでいます。
- (2) シティプロモーションの推進によって都市イメージが向上し、本市に興味を持ち、調べる人、魅力を感じて転入する人や訪れる人が増えています。また、市民がまちに愛着と誇りを感じ、住み続けたいと思う人が増えています。

1 現状やこれまでの取り組み

- (1) 市民との情報の共有化を図るため、広報紙や市ホームページ、FM放送、文字放送等による情報発信及びパブリシティによるタイムリーな情報提供を行い、市政情報等を、より多くの市民に届けられるよう努めています。
- (2) 市ホームページやSNS、各種メディア等を活用するほか、「はだのふるさと大使」の協力を得て、山・名水・桜等の本市が有する地域資源の効果的な魅力発信に取り組んでいます。
- (3) 地区別市政懇談会をはじめとした各種団体との懇談会や、気軽に市政に参加できる「わたしの提案」制度、各種アンケート調査、パブリックコメント等により、市民の多様な意見や要望を的確に把握し、市政へ反映できる取り組みの充実に努めています。

2 今後の課題等を踏まえた取り組みの方向

- (1) 広報紙の配布方法や情報発信手段の研究・検討に取り組み、より効果的な情報発信に努めます。
- (2) 対外的な都市イメージの向上とシビックプライドの醸成を図るため、LINEやX等のSNSにおける情報発信力を活用し、更なるシティプロモーションを推進します。
- (3) 市民の意識が変化し、ニーズが多様化している中、様々な行政情報について、市民に分かりやすく広報するとともに、市民等の多様な意見や要望等を、より的確に把握できる体制の充実に努めます。

3 主な取り組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	広報活動の充実
2	シティプロモーションの推進
3	広聴活動の充実

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	市ホームページのアクセス数
2	市公式SNSの登録者数
3	電子申請システム等を活用した市民アンケートへの年間参加者数

《基本施策 5 I 3》人権を尊重し多様性を認めあう社会づくりの推進

《目指すまちの姿》

- (1) 市民一人ひとりの人権意識が高まり、差別や偏見のない、明るく住みよい社会が構築されています。
- (2) 誰もが社会を支える重要な一員として、尊厳と誇りをもって暮らすことができるまちになっています。
- (3) 国籍等にかかわらず、誰もが互いに尊重しあい、安心して暮らすことができる地域となっています。

1 現状やこれまでの取り組み

- (1) 学校や地域及び職場において、市民一人ひとりが互いの尊厳を認め合う気持ちが育まれ、深まるよう、各種講演会や啓発活動等の事業を行っています。また、人権に関する様々な相談については、人権擁護委員による人権相談を実施しています。
- (2) 全ての人が、職場、家庭、地域など社会のあらゆる分野で個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を実現するため、市民団体と連携した啓発活動を行っています。
- (3) 女性相談室で、女性が抱える悩みについて丁寧に聞き取り、相談者の気持ちに寄り添った対応をしています。また、関係機関との連携により、相談者が抱える様々な困難に対応しています。
- (4) 生活上の困り事に対応する外国籍市民相談を実施するとともに、暮らしを支援する日本語学習教室の開催や、市民と外国籍市民との交流事業の実施により、地域の国際化を推進しています。

2 今後の課題等を踏まえた取り組みの方向

- (1) 秦野市人権擁護委員会等との連携による講演会や映画会の開催、パネル展示等により、人権啓発に努めるとともに、人権相談窓口の周知を図り、人権侵害に関する問題の解決につなげていきます。
- (2) 男女共同参画社会の実現に向けた意識の浸透には、継続的な取り組みが必要であるため、引き続き、市民団体との協働による情報発信や普及啓発に努めます。
- (3) 女性相談室案内カードを市内公共施設等に設置し、相談窓口の周知を図るとともに、DVをなくすための広報及び啓発活動を積極的に行います。
- (4) 外国籍市民からの相談内容が多様化していることを踏まえ、他の相談事業と連携して対応します。
- (5) 日本語学習支援者と、その活動場所の確保に向けた、関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

3 主な取り組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	人権啓発活動の推進及び相談等の実施
2	男女共同参画社会の推進
3	ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止及び被害者に対する支援
4	外国籍市民相談窓口の充実
5	地域の国際化の推進

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	審議会等における女性委員の登用率
2	日本語教室の参加者数
3	国際理解事業等の参加者数

第2章 市民に信頼される持続可能な行財政運営の推進【行財政運営】

《基本施策 521》市民に信頼される職員（ひと）づくりの推進

《目指すまちの姿》

市民の期待に応え、信頼される職員が市民と共に暮らしよいまちづくりに取り組んでいます。

1 現状やこれまでの取り組み

全国的な課題として、生産年齢人口の減少をはじめ、大規模災害や感染症などのリスクの顕在化、デジタル社会の進展など、地方公務員を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした環境の変化に加え、職員採用試験の受験者の減少、中途退職や定年引上げなどによる職員の年齢構成の変化、仕事と育児や介護の両立などにより、自治体の人事運営が複雑化・多様化していることを踏まえ、人材の確保・育成のほか、誰もが活躍できる職場づくり、ワークライフバランスの確保などに取り組んでいます。

2 今後の課題を踏まえた取り組みの方向

職員の安全と健康を守るとともに、仕事に対するモチベーションを向上させるため、長時間労働の是正やワークライフバランス、ハラスメント防止などの取り組みを強化し、育児や介護をする職員をはじめ、女性職員、障害を持つ職員など、誰もが働きやすく、活躍できる職場づくりを進める必要があります。

そのため、限られた職員数と時間の中で、効率的な業務運営ができるように、働き方の見直しや職員の意識改革、能力や実績を適性に評価する人事評価制度の推進などの取り組みを強化していきます。

3 主な取り組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	意欲の高い人材の確保と誰もが活躍できる職場づくりの推進
2	心身共に健康で働くことのできる環境づくりの推進
3	意識改革や感性を磨く人材育成の場づくり

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	「秦野市役所で働いていることに満足している」と回答した職員の割合
2	特定保健指導の対象となった職員が指導を受けた割合

《基本施策 522》適正かつ持続可能な行政経営の推進

《目指すまちの姿》

人口減少や高齢化を前提とした「縮充社会」を実現し、真に必要な行政サービスを安定して提供できる持続可能な行政経営が進められています。

1 現状やこれまでの取組み

- (1) 「はだの行政サービス改革基本方針」及び同実行計画に基づき、行政のデジタル化や指定管理者制度の導入など、行政サービスと歳入・歳出の改革を進め、毎年度、自己評価と内部評価を経て、行財政調査会による外部評価を実施しています。
- (2) 平成23年度に策定した「公共施設再配置計画」に基づき実施した、施設の廃止や地域への移譲に加え、みなみがおか幼稚園の民営化などにより、床面積の削減を進めてきました。その一方で、学校給食センターや秦野市・伊勢原市共同消防指令センターなど必要な施設の整備を進めた結果、令和6年度末時点においては、計画策定時と比べ、床面積は1,369㎡の削減、効果額は約18.9億円となっています。
- (3) 公共施設保全システムを用いてメンテナンスサイクルを構築し、施設情報の一元管理を推進するとともに、改修の検討を要する建築・設備の部位に対し、実際に改修を行った件数を把握することで、「公共施設保全計画」の適正な進捗管理に努めました。
- (4) 競争性、透明性、公平性が確保された適正な入札・契約制度を運用するため、社会経済情勢に合わせた制度の見直しに努めています。
- (5) 市役所庁舎の老朽化等への対応として、東庁舎・西庁舎の空調設備を更新したほか、本庁舎の外壁塗装や自家発電設備及びエレベータの更新工事などを実施しました。
- (6) 行政文書の適切管理を推進するため、令和5年1月に文書管理システムの運用を開始しました。また、文書の保存については、新たな保存年限の設定や歴史的文書の選別を行うとともに、これまでに保存した永年保存文書の整理に向けたデータベースの作成や、紙で保存された会議資料等の電子化に取り組んでいます。さらに、毎年度、職員に対する研修を実施するほか、各課が管理する文書等について、保存状況などの点検を行っています。

2 今後の課題を踏まえた取組みの方向

- (1) 適切な活動指標及び成果指標により、「質の改革」と「量の改革」の両面を強化し、限られた財源や職員数の中でも、真に必要な行政サービスを安定的に提供できる、持続可能な行財政運営に取り組めます。
- (2) 公共施設の再配置については、耐用年数を迎える「施設更新の優先度」が低い施設の廃止等を進めるとともに、学校施設と他の公共施設との複合化について、地域の声を聴きながら取組みを進めていきます。また、市役所庁舎については、今後の人口減少やデジタル化の進展等を見据え、将来のあり方を検討します。

- (3) 公共施設については、効率的な維持保全に努めるとともに、不具合が生じてから更新を行う「事後保全」から、点検結果に基づいた計画的な改修を行う「予防保全」への転換を目指します。また、事業費の平準化やライフサイクルコストの抑制により、財政負担の軽減に努めます。
- (4) 持続可能な建設業等の実現と、そのために必要な担い手の確保を目的として、引き続き、市が発注する工事に係る施工時期の平準化に取り組むとともに、休日に配慮した設計手法を本格的に導入します。また、工事費の積算について、透明性の向上や業務の効率化につながる新たな積算システムの導入を検討していきます。
- (5) 耐用年数を迎える市庁舎の設備を更新するとともに、関係設備の再編等を行います。また、市所有の低・未利用地は、売却や貸付など、様々な手法での有効活用を図ります。
- (6) 文書管理システムの円滑な運用を推進し、引き続き、全庁的な運用の統一や改善を進めます。また、新たな法整備や国等の動向を注視するとともに、ICTを活用し、行政文書をより効果的に保存・管理していくための方策について検討を進めます。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	はだの行政サービス改革基本方針の推進
2	公共施設再配置計画に基づく複合化等の推進
3	市役所庁舎のあり方の検討
4	公共施設の利用者負担等の適正化等の推進
5	公共施設保全計画の推進
6	地域力を育む適正な入札及び契約の推進
7	庁舎環境の整備
8	行政文書の適正管理の推進
9	市有地の有効活用

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	（仮称）第2期はだの行政サービス改革基本方針実行計画における効果額の達成状況
2	再配置計画の削減効果額（累計）

《基本施策 523》健全で持続可能な財政運営の推進

《目指すまちの姿》

財政基盤の強化に努めるとともに、健全で持続可能な財政運営が図られています。

1 現状やこれまでの取組み

- (1) 本市の財政状況は、人口減少や少子高齢化の進行等による社会保障費の増に加え、物価や人件費の上昇など、社会経済情勢の変化への対応が求められ、厳しい状況が続いています。

そのような中、財政推計を踏まえた予算編成や、財政調整基金^(※1)の適正残高の確保、公債費負担を考慮した適正な市債の借入れに取り組んでいます。

- (2) 新規滞納者を対象とした夏期及び冬期特別滞納整理の実施などにより、市税や税外収入の未収金解消に努めています。
- (3) 固定資産税（償却資産）について、課税客体の適切な把握及び公正な課税に向け、未申告者への督促や税務署調査、実地調査などを一体的に行っています。
- (4) 従来の窓口、口座振替による納付に加え、ICTを活用した、二次元コードなどによるキャッシュレス決済やWeb口座振替受付サービスを導入することで、時間や場所を問わない納付環境の拡充とその周知に取り組んでいます。

2 今後の課題を踏まえた取組みの方向

- (1) 財政状況は、人口減少、少子高齢化等の進行による税収の減と社会保障費の増が続いていくことに加え、今後、集中的に耐用年数を迎える公共施設の更新が必要となるなど、一層、厳しさを増していくことが見込まれます。また、そのような中であっても、本市の更なる発展に必要な投資は、機を逃さず行っていく必要があります。

そのため、より精度の高い中長期的な財政推計の作成に努め、それに基づく、戦略的な予算編成、適正残高を考慮した財政調整基金の活用、計画的かつ財政上有利な市債の借入れ等に取り組むことで、健全で持続可能な財政運営に努めていきます。

- (2) 市税や税外収入の未収金解消については、引き続き、効率的な徴収方法を検討し、納税につながる環境づくりを推進します。また、ICTの活用によるSMS催告^(※2)やオンラインでの財産調査など、徴収業務の効率化を図ります。
- (3) 新東名高速道路の全線開通や土地区画整理等により、市内への企業進出が見込まれるため、固定資産税（償却資産）に係る事業者への周知を一層強化し、適切な申告を促します。
- (4) 電子地域通貨「OMOTANコインアプリ」を活用した口座振替登録促進キャンペーンを実施し、手数料が安価な口座振替納付を促進することで、徴収率の向上だけでなく、歳出の削減にも取り組んでいきます。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	財政推計に基づく計画的な財政運営
2	適正な財政調整基金現在高の確保
3	効果的な市債（事業債）の借入れ
4	納税につなげる環境づくりの推進
5	償却資産調査の強化
6	納付環境の拡充

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名				
1	財政調整基金現在高比率				
2	実質公債費比率				
3	市税の徴収率 <table><tr><td>市税の現年度課税分の調定額に対する収入済額の割合</td></tr><tr><td>市税の過年度課税分の調定額に対する収入済額の割合</td></tr><tr><td>国民健康保険税の現年度課税分の調定額に対する収入済額の割合</td></tr><tr><td>国民健康保険税の過年度課税分の調定額に対する収入済額の割合</td></tr></table>	市税の現年度課税分の調定額に対する収入済額の割合	市税の過年度課税分の調定額に対する収入済額の割合	国民健康保険税の現年度課税分の調定額に対する収入済額の割合	国民健康保険税の過年度課税分の調定額に対する収入済額の割合
市税の現年度課税分の調定額に対する収入済額の割合					
市税の過年度課税分の調定額に対する収入済額の割合					
国民健康保険税の現年度課税分の調定額に対する収入済額の割合					
国民健康保険税の過年度課税分の調定額に対する収入済額の割合					
4	課税対象となる償却資産の実地調査件数				

※1 財政調整基金 … 年度間の財源の不均衡を調整し、不測の財政需要に備え積み立てる、いわゆる「市の貯金」

※2 SMS 催告 … 携帯電話のショートメッセージ機能を利用した納税催告

《基本施策 524》デジタルで支える市民サービスの向上と業務効率化の推進

《目指すまちの姿》

- (1) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進を通じてフロントヤード（窓口業務）の改革が進み、窓口での対応や手続きが効率化され、市民サービスがより便利に利用しやすくなっています。
- (2) 生成AI等の各種デジタル技術を有効に使いこなす職員が増え、デジタルの力を取り入れた業務の見直しや改善が根付いた職場となっています。

1 現状やこれまでの取組み

- (1) ICTの積極的な活用により、スマート自治体への転換を目指し、各種行政手続きのオンライン化や、多くの窓口でキャッシュレス決済を導入するなど、国の交付金も活用しながら、各種業務のデジタル化による市民サービスの向上に取り組んでいます。
- (2) 非効率な業務時間の短縮による労働環境の改善及びコストの削減を目的として、内部事務システムに電子決裁機能を追加し、ペーパーレス化や事務処理の効率化を図ったほか、定型的な業務については、業務プロセスの効率化やRPA^(※1)による業務の自動化を進めています。また、庁内で利用する各種情報システムや情報機器等の適正な管理を行い、安定的な稼働に努めています。

2 今後の課題等を踏まえた取組みの方向

- (1) これまでの「はだのICT活用推進計画」での取組みを継承しつつ、市民サービスを安定的かつ持続的に提供するとともに、職員の業務効率化を図ることを目的とした「はだのDX推進計画」の各重点事業及び個別事業を着実に推進します。特に、重点事業として、市民サービスの向上につながるフロントヤード改革など、デジタルを活用した効率的で効果的な事業に取り組むことで、より一層の市民サービスの向上を図ります。
- (2) 日々進化するICTを積極的に取り入れながら、基幹系システムの標準化とクラウド化後の状況も踏まえ、業務プロセスの見直しとあわせて、AIやRPA、ノーコード・ローコードツール^(※2)等のデジタル技術を効果的に活用し、事務処理の効率化を推進します。また、庁内で利用する各種情報システムや情報機器等を引き続き適正に管理することで、安定的な稼働を確保します。
- (3) 高度化・多様化が進むデジタル社会に的確に対応し、業務課題の解決にデジタルの視点を取り入れることができる職員を増やすため、研修等を通じたりスキリングにより、業務改革を自ら推進できるデジタル人材の育成に取り組みます。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	はだのDX推進計画の推進
2	AIやRPA等の活用による事務効率化と庁内情報システムの適正管理の推進

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	はだの DX 推進計画の達成状況
2	A I や R P A 等の導入により削減された職員の事務作業時間（年間）

- ※1 R P A … ロボティック・プロセス・オートメーションの略で、コンピューター上で行われる業務プロセスや作業を人に代わり自動化する技術
- ※2 ノーコード・ローコードツール … プログラミングの専門知識がなくても、業務担当者が自ら、簡単な操作で業務アプリを作成できる開発支援ツール

《基本施策 525》他自治体との広域連携・協力の推進

《目指すまちの姿》

他自治体との積極的な連携・協力により、広域化する行政需要に対応し、効率かつ効果的な行政サービスを行っているとともに、魅力ある地域資源が広域的にネットワーク化されています。

1 現状やこれまでの取組み

- (1) 住民の日常生活圏の拡大、ニーズの高度化・多様化に適切かつ的確に対応するため、周辺自治体との広域の行政課題に対する協議、公共施設の相互利用の推進、共同による事務処理を進めています。
- (2) 周辺自治体と連携し、相互の観光資源を活用・PRすることにより、圏域内外からの誘客に努めています。
- (3) 令和7年1月に、これまで本市と伊勢原市がそれぞれの施設で対応していた消防通信指令業務を秦野市消防本部に集約して、共同消防指令センターを開所し、消防、救急、救助要請に対して、これまで以上に迅速かつ的確な出動指令の発出等を図るとともに、施設の維持管理費及び指令員の削減に取り組んでいます。

2 今後の課題を踏まえた取組みの方向

- (1) 国道246号バイパス（厚木秦野道路）事業予定地周辺の土地利用や広域道路網のあり方を沿線自治体とまとめ、地域活性化や持続可能なまちづくりにつなげるとともに、事業区間の建設促進、未事業化区間の早期事業化を図ります。
- (2) 新東名高速道路の全線開通を絶好の機会と捉え、広域連携による観光振興の強化を図り、観光客の増加と地域経済の活性化につなげます。
- (3) 県のドクターヘリ事業と連携し、映像通報システムを活用した災害現場映像の共有を行うことで、迅速な活動方針の決定による救命率の向上や消防部隊の安全管理につなげます。

3 主な取組み（検討中）

No.	主な施策・事業
1	積極的な広域連携・協力体制の推進
2	広域連携による誘客の推進
3	消防の広域連携・協力の推進

【成果・活動量】（検討中）

No.	指標名
1	直近指令・ゼロ隊運用により現場到着時間の短縮が図られた事案の割合

第4 地域まちづくり計画

1 計画の位置付け・役割

地域まちづくり計画は、本市の都市像「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市（まち）」の実現を図り、市民一人ひとりが地域に愛着を持ち、地域の個性や魅力を生かしたまちづくりを市民と行政が協働・連携して進めるための指針とするものです。

2 計画の意義等

(1) 地域づくりの指針

まちづくりの推進には、その主体となる地域住民が地域の特性や課題を把握し、まちづくりの必要性を認識するとともに、地域のまちづくりに対する考え方や方針を行政と共有することが大切です。地域まちづくり計画は、市民一人ひとりがまちづくりの構成員としての認識に立ち、自助、共助の立場から、地域に根差したまちづくりに参加し、実践していくための指針となるものです。

(2) 協働による地域づくり

この地域まちづくり計画は、地区まちづくり委員会を中心とした市内8地区の地域まちづくり計画策定会議により検討、提案された計画案をもとに、地域特性を踏まえつつ、市全体としての調和も考慮しながら作成しました。

この計画をもとに、地域と行政が共に目指す地域（まち）の姿に向かって持続的に行動し、地域が活性化することにより、本市のまちづくりの発展につなげていきたいと考えています。

3 地域区分と主な内容

(1) 地域区分

それぞれの地域におけるまちづくりの課題等に対応するため、自然や歴史、文化等の視点から、市内8地区（本町、南、東、北、大根、鶴巻、西、上）ごとに定めます。

(2) 構成・内容

ア 現状と課題

イ 目指すまちの姿

ウ 地域づくりの基本目標

エ 地域版リーディングプロジェクト

オ 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働

の取組み)

カ 地域づくりを支える主な事業（市の取組み・施策大綱別計画に位置付けた施策）

4 地区別地域まちづくり計画

■ 地域区分図



地域区分	住所（字）別一覧
本町地区	本町、河原町、元町、末広町、入船町、曾屋、寿町、栄町、文京町、幸町、桜町、水神町、ひばりヶ丘、富士見町、上大槻
南地区	新町、鈴張町、緑町、清水町、平沢、上今川町、今川町、今泉、大秦町、室町、尾尻、西大竹、南が丘、立野台、今泉台
東地区	落合、名古屋、寺山、小蓑毛、蓑毛、東田原、西田原、下落合
北地区	羽根、菩提、横野、戸川、三屋
大根地区	北矢名、南矢名、下大槻
鶴巻地区	鶴巻、鶴巻北、鶴巻南
西地区	並木町、弥生町、春日町、松原町、堀西、堀川、堀山下、沼代新町、柳町、若松町、萩が丘、曲松、渋沢、渋沢上、栃窪、千村
上地区	菖蒲、三廻部、柳川、八沢

（注）自治会や学区など、用途によっては地区が異なる場合があります。

(1) 本町地区

1 現状と課題

- (1) 県道705号（秦野駅前通り）沿い及び本町四ツ角周辺は、中心商業地としての活力が失われ、商店街の活性化や駅周辺での若者の居場所づくりが課題となっていますが、本町地区のまちの活性化に向け、市民と行政の協働によるまちづくりが進められています。
- (2) 地域イベント、自治会活動などへの市民参加が減少しています。一方、県立秦野曾屋高校が立地していることから、高校と連携した地域活動や交流イベントが実施されています。また、外国籍市民が増えており、多文化共生の取り組みが必要です。
- (3) 高齢化が進んでいるため、高齢者の生活を地域ぐるみで支援していくことが必要です。また、少子化が進んでおり、地域で子育てを支援することが求められています。
- (4) 見通しが悪い道路や歩道がない道路が多く、安全確保の対策を進める必要があります。また、交通渋滞対策も求められています。
- (5) 自治会加入率の低下などによる地域のつながりの更なる希薄化に伴い、これまでの防災・防犯対策の継続が難しくなっています。また、近年、異常気象による水害や土砂災害対策への関心が高まっており、災害時の安全な避難方法を検討する必要があります。また、防犯意識の更なる高揚、地域ぐるみでの防犯体制の強化も必要です。
- (6) 古くから中心市街地としての歴史があり、地元ボランティア団体によってPR活動が展開されている曾屋水道（国登録記念物）や、本町四ツ角周辺の歴史的建造物（国登録有形文化財）など、多数の文化財が立地しています。また、葛葉川、水無川、弘法山などのほか、湧水もあり、自然環境が豊かです。これらの魅力をより高めていくことが、愛着の持てる住みよいまちづくりにつながります。

2 目指す地域（まち）の姿

- (1) 目指すまちの姿（将来像）
活力とふれあいに満ちた、きれいで安全な暮らしよいまち
- (2) 基本理念
コミュニティ活動が活発で高齢者から子どもたちに伝統文化が受け継がれるなど、世代間の交流が盛んなふれあいの心を大切にしたいまちを目指します。

3 地域づくりの基本目標

- (1) にぎわいづくりによる活気あふれるまち
- (2) 地域活動や世代間の交流が盛んで、多文化が共生するあたたかいまち
- (3) みんなで子どもや高齢者、障害者を支えるまち
- (4) 子どもや高齢者の交通安全が確保されたまち
- (5) 安心して暮らせる災害に強く、治安のよいまち
- (6) 豊かな自然に囲まれ、歴史と伝統を感じるまち

4 地域版リーディングプロジェクト

- (1) プロジェクト名
こどもや若い世代と連携した地域の活性化
- (2) プロジェクトの内容
 - ・ 地域と学校との連携
 - ・ 県道 705 号（秦野駅前通り）沿い及び本町四ツ角周辺の活性化に向けたまちづくりへの参加促進
 - ・ 地域活動拠点の活用
 - ・ 駅周辺の若者の居場所づくり

5 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）

- (1) にぎわいづくりによる活気あふれるまち
 - ・ 県道705号（秦野駅前通り）沿い及び本町四ツ角周辺の活性化に向けたまちづくりへの参加促進
 - ・ 地域活動拠点の活用
 - ・ 駅周辺の若者の居場所づくり
- (2) 地域活動や世代間の交流が盛んで、多文化が共生するあたたかいまち
 - ・ 自治会への加入促進
 - ・ 地域での多文化共生の取組み
 - ・ 末広ふれあいセンター及び自治会館を拠点とした世代間交流の促進
 - ・ 地域と学校との連携
- (3) みんなでこどもや高齢者、障害者を支えるまち
 - ・ 高齢者・障害者の健康・いきがづくり
 - ・ ひとり暮らし高齢者の支援
 - ・ 地域でのこどもの見守り、居場所づくり
- (4) こどもや高齢者の交通安全が確保されたまち
 - ・ 交通安全対策
- (5) 安心して暮らせる災害に強く、治安のよいまち
 - ・ 防犯・防災意識の向上
 - ・ 高齢者がスムーズに避難できる仕組みづくり
- (6) 豊かな自然に囲まれ、歴史と伝統を感じるまち
 - ・ 伝統行事や郷土の歴史の継承
 - ・ 環境美化活動の推進

6 地域づくりを支える主な事業（市の取組み・施策大綱別計画に位置付けた施策）

今後、施策大綱別計画を検討する中で、行政として実施していく事業を位置付けていきます。

(2) 南地区

1 現状と課題

- (1) 幅員の狭い道路が多く、カラー舗装の幅が狭い箇所もあるため、こどもの登下校時など、交通安全対策が必要です。また、交通渋滞対策、防犯のための活動や整備、空家等対策も引き続き求められています。
- (2) 地域高齢者支援センターの取組みを高齢者の方々に周知し、活用を促すことが必要です。また、一人暮らしの高齢者支援のため、情報の共有をはじめ、高齢者の憩い場の提供などの様々な取組みが求められています。
- (3) 南地区は、こどもの数が市内の他の地区と比べて多いことから、地域全体でこどもの健全育成を図るため、子ども会活動や地域行事などを通じた交流促進の取組みを進めていく必要があります。また、こどもたちの見守り体制を強化するため、学校と地域との交流がより必要です。
- (4) 秦野駅周辺に商業施設が少なく、学生等が集まれる場所が少なくなっています。地区内には「はだの桜みち」をはじめとして、カルチャーパーク、震生湖公園、今泉名水桜公園、室川、湧水地、ホテルの生息地など、桜や水のスポットが多くあり、人を呼び込める貴重な資源となっています。その豊かな自然景観を生かした、更なる魅力の向上が求められています。
- (5) 自治会加入率の低下が進み、自治会による様々な地域活動の継続が困難になりつつあります。地区内には、中学校や高校が立地しており、地域の人々との交流を通じ、学生・生徒が地域活動の担い手となることが期待されています。また、上智大学短期大学部の閉校に伴い、学生との交流の存続が危惧されます。

2 目指す地域（まち）の姿

豊かな水と緑に囲まれ、心豊かなふれあいもある素晴らしい環境で大人～若者～こどもがつながる住んでみたいと思うまち

3 地域づくりの基本目標

- (1) 交通安全、防犯、防災対策による安全で安心して暮らせるまち
- (2) ふれあいやいたわりによる、誰もが生きがいを持って暮らせるまち
- (3) 誰もが安心して子育てができ、こどもたちが心豊かに成長できるまち
- (4) 恵まれた自然を生かした観光地、名所づくりによる活力に満ちたまち
- (5) 地区にかかわる様々な人々が交流するあたたかいまち

4 地域版リーディングプロジェクト

- (1) プロジェクト名
桜を活かした、地域の活性化
- (2) プロジェクトの内容
 - ・ はだの桜みちの地域ブランド化
 - ・ 桜に対する地域住民等への意識付け
 - ・ 地区内の桜を回遊するための工夫

5 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）

- (1) 交通安全、防犯、防災対策による安全で安心して暮らせるまち
 - ・地域ぐるみでの防犯パトロールの強化
 - ・住民の防災意識の向上、地域の防災体制の強化、行政と連携した空家等対策の推進
 - ・登下校時の安全確保に向けた取組み
- (2) ふれあいやいたわりによる、誰もが生きがいを持って暮らせるまち
 - ・声かけや見守り、交流イベント等を通じた高齢者を一人にしない環境づくり
 - ・スポーツを通して健康増進を図る機会や場の充実
 - ・地域高齢者支援センターの活用
 - ・高齢者等に関する情報の共有
- (3) 安心して子育てができ、子どもたちが心豊かに成長できるまち
 - ・各種団体の連携による農業体験、自然体験等の親子ふれあい活動の充実
 - ・こどもの見守り・思い出づくり等のための自治会による活動支援
 - ・自治会と学校等の連携
- (4) 恵まれた自然を生かした観光地、名所づくりによる活力に満ちたまち
 - ・湧水地の保全によるドジョウ、ヤゴ等が生息する水辺空間づくり
 - ・秦野駅南口のロータリーやせせらぎの清掃、美化活動の強化
 - ・はだの桜みちの地域ブランド化
 - ・震生湖の魅力向上に向けた取組み
- (5) 地区にかかわる様々な人々が交流するあたたかいまち
 - ・自治会活動活性化への取組み
 - ・地域の活動拠点の検討
 - ・上智大学短期大学部跡地を利用した交流拠点づくり
 - ・県立秦野総合高校との交流
 - ・地区内の桜を回遊できるための工夫

6 地域づくりを支える主な事業（市の取組み・施策大綱別計画に位置付けた施策）

今後、施策大綱別計画を検討する中で、行政として実施していく事業を位置付けていきます。

(3) 東地区

1 現状と課題

- (1) 田原ふるさと公園には、農産物の直売所やそば処を備えるふるさと伝承館、「実朝まつり」が開催される中丸広場があり、市内外から訪れる人々に、東地区の魅力を発信するにぎわいの拠点となっています。また、地区内に点在する拠点のひとつである緑水庵においては、今後の活用に向けた整備が進められるなど、地区内での更なる集客が期待できます。地区のにぎわい向上を目指すため、市と地域の連携による各拠点の魅力の再発見・再構築が求められています。
- (2) 東小学校周辺には、東公民館をはじめとした地域生活の中心となる施設があります。こうした生活を支える各施設の効果的な活用による子育て環境の充実や、多世代が生活しやすい環境づくりが求められています。
- (3) 地区の大半が山間部である東地区は坂道が多く、店舗も地域により偏りがあるほか、バスの減便等により交通利便性が低下し、高齢者等の買い物困難者の増加が大きな課題となっていることから、具体的な対応策の検討が求められています。また、災害時には蓑毛地区が孤立する可能性があり、防災面での対策の強化が求められています。
- (4) 東地区には、丹沢から続く森林や農地、金目川や葛葉川などを背景とした豊かな自然が広がっており、その保全と有効活用が求められています。一方、里山林の荒廃を背景に、農地等での鳥獣被害が年々拡大しており、専門家の協力による有効な防除対策や鳥獣のすみ場となる藪や竹林を解消する活動も求められています。
- (5) 東地区には、豊かな自然環境に加え、東田原中丸遺跡、波多野城址、源実朝公御首塚、蓑毛大日堂、旧芦川家住宅主屋（緑水庵）等の歴史的・文化的遺産が多数点在しています。これらを有効活用するための散策路やトイレ等の整備、また、情報発信を行うためのウォーキングマップの作成など、保全に留まらない取組みの検討が求められています。また、これらの遺産を次の世代へ継承していくためにも、研究者、伝承者及びその育成への支援が求められています。
- (6) 東地区は、人口に比べて自治会の数が多く、自治会運営のための役員の負担が大きくなっています。さらに、少子高齢化による自治会、子ども会の加入率の低下に加えて、コミュニティ活動の担い手不足により、地域のつながりが希薄となることが懸念されています。そのため、見守り活動をはじめとした地域コミュニティの活性化を図る必要があり、自治会役員の負担軽減や地域課題の解決に向けて行動する人材を継続的に育成することが求められています。

2 目指す地域（まち）の姿

- (1) 目指すまちの姿（将来像）
豊かな自然環境の中で、歴史や文化が調和した住みよいまち
- (2) 基本理念
心の絆を大切にするまちづくり

3 地域づくりの基本目標

- (1) 住民が誇りにできる丹沢や大山、湧水等の豊かな自然と、史跡や文化財等の遺産を積極的に生かしたまちづくり
- (2) 豊かな自然に囲まれたゆとりある環境を大切にしたい、安全で安心して暮らせる持続可能なまちづくり
- (3) 日常のふれあいや見守り、助けあいなどを通して生み出される連帯感や信頼関係を基礎に、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で支えあい、住みよくしていく心の絆を大切にするまちづくり

4 地域版リーディングプロジェクト

- (1) プロジェクト名
田原ふるさと公園等を生かした地域活動
- (2) プロジェクトの内容
 - ・地域と行政が連携した田原ふるさと公園、伝承館、源実朝公御首塚周辺のより一層の活性化の検討
 - ・田原ふるさと公園、緑水庵、ヤビツ峠レストハウス等を活用した地域活動（フリーマーケット、骨董市、自然観察ツアー、史跡巡りツアー等）の開催
 - ・里地里山ボランティア団体を中心とした、地域や小・中学生、企業の地域イベントへの参画
 - ・市と地域が連携した各拠点の維持管理

5 主な取り組み・すすめる活動（地域主体の取り組み・地域と行政との協働の取り組み）

- (1) 住民が誇りにできる丹沢や大山、湧水等の豊かな自然と、史跡や文化財等の遺産を積極的に生かしたまちづくり
 - ・地域と市が連携した田原ふるさと公園周辺の更なる活性化の取り組み
 - ・観光資源のネットワーク化や新たな魅力の掘り起こしと情報発信
 - ・家庭、学校、地域の連携による地域文化の伝承
 - ・歴史、文化、自然などに親しむハイキングやウォーキングルート等の調査・発信
- (2) 豊かな自然に囲まれたゆとりある環境を大切にしたい、安全で安心して暮らせる持続可能なまちづくり
 - ・里地里山の保全・再生
 - ・交通安全・防犯対策の充実
 - ・買い物困難者への支援等

6 地域づくりを支える主な事業（市の取り組み・施策大綱別計画に位置付けた施策）

今後、施策大綱別計画を検討する中で、行政として実施していく事業を位置付けていきます。

(4) 北地区

1 現状と課題

- (1) 北地区は、里地里山や水無川、葛葉川など、丹沢の自然が広がり、県立秦野戸川公園や表丹沢野外活動センター等の自然を生かした施設も点在しており、これらの地域資源を生かした地域活性化や、将来にわたり美しい景観の保全が求められています。一方で、近年はヤマビル・鳥獣等の被害や里地の荒廃などの対策が喫緊の課題となっています。
- (2) 新東名高速道路の開通に伴い、地区を取り巻く環境に変化が生じているため、交通面や防犯面など、安全・安心な生活環境の維持が求められています。また、災害に備え、自治会単位での取組み、あるいは地区内の事業者等との連携など、更なる防災力の強化が求められています。
- (3) 新東名高速道路の全線開通の機会を捉え、地域資源を活用した地域振興を図りながら、活気のあるまちづくりを進めることが求められています。また、秦野丹沢スマートインターチェンジ周辺の土地利用等について、具体的な検討を進めていくことが重要です。
- (4) 地区内の様々な施設や機会を活用し、こどもの居場所づくりや幅広い世代での地域交流が求められています。また、まちづくり委員会等の活動を次世代へつないでいくため、その活動を検証し、マニュアル作成、活動の合理化・スリム化など、役員の負担軽減につなげる仕組みづくりも求められています。

2 目指す地域（まち）の姿

- (1) 目指すまちの姿（将来像）
豊かで美しい自然と共生し、地域の活力があるまち
- (2) 基本理念
良好な河川環境、みどり豊かな里地里山を保全しながら、地域住民のふれあいがあり、安全で快適に住み続けることができるまち

3 地域づくりの基本目標

- (1) 誰もが安全で安心して暮らし続けられるまち
- (2) 新東名高速道路の利便性を生かした活力あるまち
- (3) みどり豊かな自然景観の適切な保全と活用による魅力あるまち
- (4) 住民のふれあいと交流が盛んで、次世代へとつながれるまち

4 地域版リーディングプロジェクト

- (1) プロジェクト名
住む人も訪れる人も安心で魅力あるまちづくり
- (2) プロジェクトの内容
 - ・ 自主防災組織の活動強化（地区防災計画の検討や防災訓練の実施等）
 - ・ 企業や福祉施設等と自治会の防災協定の締結促進や定期的な情報共有
 - ・ 防犯灯の適正配置による明るいまちづくり
 - ・ 通学時における地域住民の見守り活動等の拡充
 - ・ 地域内パトロールの拡充や防犯カメラの設置の推進
 - ・ ヤマビル・鳥獣等被害対策の強化

5 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）

- (1) 誰もが安全で安心して暮らし続けられるまち
 - ・交通安全対策の拡充
 - ・防犯対策の拡充
 - ・地域による防災力の強化
- (2) 新東名高速道路の利便性を生かした活力あるまち
 - ・地域の特性を生かした活気のあるまちづくり
- (3) みどり豊かな自然景観の適切な保全と活用による魅力あるまち
 - ・里地里山の保全・再生
 - ・里地里山の魅力発信
 - ・景観まちづくり及び河川の浄化活動
 - ・地域内の美化清掃
- (4) 住民のふれあいと交流が盛んで、次世代へとつながれるまち
 - ・地域コミュニティの活性化
 - ・幅広い世代等の居場所づくり
 - ・地域活動の情報発信と共有
 - ・まちづくり委員会等の活動の検証

6 地域づくりを支える主な事業（市の取組み・施策大綱別計画に位置付けた施策）

今後、施策大綱別計画を検討する中で、行政として実施していく事業を位置付けていきます。

(5) 大根地区

1 現状と課題

- (1) 大根地区は、弘法山、金目川、大根川などの豊かな自然に囲まれているほか、道祖神、地蔵、東光寺、二子塚古墳、龍法寺、八幡神社、建速神社など、歴史的資源が地域の中に点在しています。こうしたまちの魅力を生かし、愛着の持てるまちを作っていくことが必要です。
- (2) 大根地区では、快適な生活環境づくりに向けて、大根川の清掃や各地域の美化清掃など、様々な活動を進めてきましたが、自治会員の高齢化等により担い手が減少しています。今後、新たな担い手の育成・確保に取り組むとともに、より多くの人々が日常生活の中で無理なく参画できる環境美化の取組みが求められています。
- (3) 近年、自然災害の規模が拡大していることから、災害時の避難体制の充実が求められています。特に、高齢者など、要配慮者の避難支援体制の構築や、情報伝達手段の改善、防犯対策の充実も必要です。
- (4) 東海大学前駅のにぎわいづくりや若者の居場所づくり、商店街の活性化が求められています。地区内に東海大学や県立秦野高校が立地しているというメリットを生かした「学生と連携した取組み」も必要です。
- (5) 市全体と比べ、高齢化率が高いため、地域でのふれあいや助けあいなど、高齢者の生活支援を進めていくことが必要です。また、これからは、外国籍市民との共生も必要です。
- (6) 大根地区では、「ひろはた自習・相談室」でこどもの学習支援を進めてきましたが、地域のこどもたちの遊び場や居場所づくりを更に進めていくことが求められています。また、これからを担う、若い世代に夢を持ってもらえるようなまちづくりが求められていますが、子ども会の活動停止や廃止が進む中、新たな活動の形を検討する必要があります。

2 目指す地域（まち）の姿

- (1) 目指すまちの姿（将来像）
安全・安心・清々しいやさしいまち
- (2) 基本理念
安心して、いつまでもいきいきと暮らせる住み良いまち

3 地域づくりの基本目標

- (1) 自然を大切にするまち
- (2) こども、高齢者、社会的弱者の誰もが快適で、安全な生活環境づくりへ努力するまち
- (3) いやしの場づくりへ努力するまち
- (4) 人間関係を豊かにするまち
- (5) 思いやりとやさしさを持つ、元気なこどもを育てるまち

4 地域版リーディングプロジェクト

- (1) プロジェクト名
こどもたちの地域の居場所づくり
- (2) プロジェクトの内容
 - ・ひろはた自習・相談室の運営支援
 - ・こども食堂の運営
 - ・学校開放の促進等、学校と地域住民の連携によるこどもの居場所づくり

5 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）

- (1) 自然を大切にするまち
 - ・ホテルが棲む環境づくり
 - ・田園風景の保全
- (2) こども、高齢者、社会的弱者の誰もが快適で、安全な生活環境づくりへ努力するまち
 - ・身近な空間（庭、ベランダ、生垣等）を花や緑で彩る
 - ・資源の分別とごみの減量活動の推進
 - ・東海大学前駅周辺の環境づくり
 - ・無理なく参画できる環境美化の取組み
 - ・ペットと暮らせるまち
 - ・高齢者にやさしいまちづくり
 - ・通学路の見守り
 - ・災害を最小限度にとどめる防災体制づくり
 - ・犯罪が起きにくい環境づくり
 - ・地域での災害への備え（風水害に対する意識向上）
- (3) いやしの場づくりへ努力するまち
 - ・明日に希望が持てる場づくり
 - ・高齢者の居場所づくり
- (4) 人間関係を豊かにするまち
 - ・地域住民のふれあい、助けあい活動の推進
 - ・東海大学・県立秦野高校・大根中学校と地域との交流、力を借りた取組み
 - ・東海大学前駅周辺のにぎわい、若者の居場所づくり
 - ・敬老会などの取組みの充実
- (5) 思いやりとやさしさを持つ、元気なこどもを育てるまち
 - ・モラル、マナー意識の向上
 - ・こどもたちが参加する活動や野外で遊べる環境づくり
 - ・こどもたちの地域での居場所づくり
 - ・子ども会のあり方の検討

6 地域づくりを支える主な事業（市の取組み・施策大綱別計画に位置付けた施策）

今後、施策大綱別計画を検討する中で、行政として実施していく事業を位置付けていきます。

(6) 鶴巻地区

1 現状と課題

- (1) 鶴巻温泉駅駅舎の橋上化、駅前広場の整備などが完了し、今後は、弘法山公園へのハイキングの玄関口として、また、温泉地としての魅力を生かした駅周辺のにぎわいづくりが必要となっています。
- (2) 地形的特性から、台風、大雨等による浸水被害・土砂災害の危険が高い状況にあり、引き続き、安全・安心に暮らせる防災対策や救助活動体制の充実が求められています。
- (3) 歩道のない道路や、段差がある道路が多いため、歩道・通学路の整備といった道路の安全対策やバリアフリー化が必要です。また、渋滞が生じている駅南北の交通をスムーズにしていくことが求められています。
- (4) 山々や河川、田園地帯があり、遺跡、寺社、大ケヤキ、延命地蔵尊といった歴史的資源が豊富です。このような地域資源について、地域の内外に向けた周知・広報活動を進めるとともに、滞在ができ、そこで過ごせる場所づくりに取り組む必要があります。
- (5) 「ほっとワークつるまき」などの地域活動拠点間の連携と、これを生かした地域交流を一層進めていくとともに、外国籍市民との共生などにも取り組んでいく必要があります。
- (6) 少子高齢化が進行していることから、子育てや高齢者への支援が一層必要になってきています。さらに、空家等対策やごみ対策を充実し、きれいな生活環境を維持していくことも求められています。

2 目指す地域（まち）の姿

- (1) 目指すまちの姿（将来像）
温泉と緑と眺めを楽しめる、人にやさしいにぎわいのある住みやすいまち
- (2) 基本理念
誰もが誇りと愛着の持てる「住みたい・住んでよかった鶴巻まちづくり」

3 地域づくりの基本目標

- (1) 温泉を楽しめるにぎわいと活力のあるまち
- (2) 安全で安心して暮らせる人にやさしいまち
- (3) 歴史、文化、環境を大切にし景観を楽しめるまち
- (4) 人との交流を深め、互いに助けあうまち

4 地域版リーディングプロジェクト

- (1) プロジェクト名
地域社会の活動拠点を活用した取組み
- (2) プロジェクトの内容
 - ・ 地域活動拠点間の連携
 - ・ 地域活動拠点を生かしたイベントの開催
 - ・ 地域活動拠点を生かしたオープンな休憩場所（住民向け、来訪者向け）の提供など

5 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）

- (1) 温泉を楽しめるにぎわいと活力のあるまち
 - ・鶴巻温泉駅南・北まちづくりの推進
 - ・まちの案内板、掲示板の設置
 - ・弘法山・吾妻山のハイキングコースのPR、休憩場所の創出
 - ・空家を活用した定住促進
- (2) 安全で安心して暮らせる人にやさしいまち
 - ・防災対策の拡充
 - ・避難場所の充実
 - ・道路の安全対策、バリアフリー化
- (3) 歴史、文化、環境を大切にし景観を楽しめるまち
 - ・鶴巻の歴史、文化や環境のよさを知る
 - ・大根川、善波川の護岸の利用
 - ・鶴巻田園環境の保全
 - ・鶴巻の自然環境の魅力発信
 - ・モニュメントのPR
- (4) 人との交流を深め、互いに助けあうまち
 - ・地域行事への積極的な参加
 - ・地域社会の活動拠点の強化とその活用
 - ・ひとづくりの取組みの強化
 - ・自治会イベント等の広域化
 - ・助けあい活動の活性化
 - ・外国籍市民との共生

6 地域づくりを支える主な事業（市の取組み・施策大綱別計画に位置付けた施策）

今後、施策大綱別計画を検討する中で、行政として実施していく事業を位置付けていきます。

(7) 西地区

1 現状と課題

- (1) 西地区は、表丹沢と渋沢丘陵、水無川や四十八瀬川等の河川がある自然豊かな地域であり、古墳などの歴史的資源も多いことから、今後予定されている新東名高速道路の全線開通の機会を捉え、地区内の資源をPRするとともに、これを活用した地域活性化を進めることが求められています。また、一部店舗の老朽化や商業者の高齢化が進む中、渋沢駅周辺の商店街の活性化に向けた取組を進めていく必要があります。
- (2) 歩道のない道路が多く、高齢化が進む中、道路の安全対策や生活道路の整備が求められています。
- (3) 震災時だけでなく、近年、異常気象により風水害の危険性が高まっていることから、台風や大雨など、様々な災害時の避難が課題となっています。また、渋沢丘陵周辺は急傾斜地となっており、土砂災害への対策が必要です。さらに、近年は、特殊詐欺や闇バイトによる強盗など、高齢者世帯を狙った犯罪が増加していることから、防犯カメラの設置等の推進が求められています。
- (4) コロナ禍を経て、自治会離れやイベントの取りやめなど、地域での交流の低下が課題となっています。また、様々な環境によるひきこもりや閉じこもりなど、こどもから高齢者までの幅広い世代に対し、きめ細かな支援が求められています。また、西中学校体育館と西公民館の複合施設の活用やコミュニティ・スクールの取組みを更に充実し、広く発信することが求められています。
- (5) 鳥獣による農作物被害への対応、里地里山の保全・再生、遊休農地等の活用、今後も引き続き、取り組む必要があります。

2 目指す地域（まち）の姿

- (1) 目指すまちの姿（将来像）
 - ・豊かな自然環境を維持・活用し、四季を感じることができる美しい町並みと機能性のあるまち
 - ・ふれあいのある、安全・安心で元気とにぎわいのあるまち
- (2) 基本理念
 - ・誰もが安心して暮らせるよう、互いに協力します
 - ・住民同士のふれあいを通じて地域の活性化を進めます

3 地域づくりの基本目標

- (1) まちの魅力、にぎわいの創出
- (2) 道路・交通環境の整備
- (3) 防災・防犯・安全の強化
- (4) 教育・文化・福祉の拡充、多世代交流の促進
- (5) 農林業の振興

4 地域版リーディングプロジェクト

- (1) プロジェクト名
にぎわいと豊かな自然を結ぶ骨格の形成
- (2) プロジェクトの内容
 - ・ 渋沢駅周辺の活性化
 - ・ 西中学校体育館と西公民館の複合施設の活用
 - ・ 道路・交通環境の整備

5 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）

- (1) まちの魅力、にぎわいの創出
 - ・ 河川の自然環境を生かした取組みの促進、持続可能な体制づくり
 - ・ 渋沢丘陵から震生湖までのハイキングコースや頭高山周辺の整備、矢倉沢往還道の再生
 - ・ 新東名高速道路の開通（スマートインターチェンジ）を生かした地域活性化
 - ・ 渋沢駅周辺のまちおこし、まちの魅力の発信
- (2) 道路・交通環境の整備
 - ・ 道路・交通環境の整備
- (3) 防災・防犯・安全の強化
 - ・ 災害への備え
 - ・ 各種イベントなどへの参加促進による地域の結束力の強化
 - ・ あいさつ、声かけて地域の絆を深め、一層の防犯対策を強化
 - ・ 防犯カメラや防犯灯等の充実
 - ・ 自治会加入率の向上
- (4) 教育・文化・福祉の拡充、多世代交流の促進
 - ・ 学校と地域における取組みの推進
 - ・ 各施設の活動環境整備の検討
 - ・ 地域高齢者支援センターとの連携
 - ・ 地域サロン活動の充実と拡充
 - ・ 地域間交流の推進
 - ・ 上地区自治会との連携
- (5) 農林業の振興
 - ・ 地元との連携による農作物の鳥獣被害の防除に関する取組みの推進
 - ・ 地域住民やボランティア団体と連携した、里地里山の保全・再生に関する取組みの推進
 - ・ 遊休農地等における体験観光（落花生やさつまいも堀りなど）や花畑づくりの推進
 - ・ 自治会と農協西支所との連携

6 地域づくりを支える主な事業（市の取組み・施策大綱別計画に位置付けた施策）

今後、施策大綱別計画を検討する中で、行政として実施していく事業を位置付けていきます。

(8) 上地区

1 現状と課題

- (1) 上地区は、市内でも人口減少と高齢化が特に顕著であることに加え、傾斜地が多い地区となっており、高齢ドライバーの免許返納が推奨される中、高齢者の交通手段の確保が課題となっています。また、いつまでも元気でいられるよう、高齢者の体力の維持や、活躍の場づくりを行うとともに、現役世代も議論に参加しやすい環境づくりが求められています。
- (2) 豊かな自然環境と農業は、地区の大きな特徴です。自然環境では、自然を生かし、地域の活性化を図ることが求められています。特に、四十八瀬川は美しい景観を持つ貴重な環境資源ですが、河川敷内の雑木の伐採や土手の整備など、原風景を保つ取組が必要です。一方、農地では、鳥獣被害、ヤマビル被害、耕作放棄地の増加などが問題となっています。
- (3) 地区のにぎわいづくりのため、住民同士や、住民と上地区を訪れる人との交流できる拠点の整備が必要です。また、今後予定されている新東名高速道路の全線開通の機会や、インターチェンジを生かした、地域の活性化と安全・安心な生活環境の維持も求められています。
- (4) 他の地区と比べると自治会加入率は高いものの、役員等の高齢化が進んでいることと、自治会未加入者との交流が進まないことが課題となっています。
- (5) 台風被害の記憶も新しい中、地震だけでなく、多様な災害を想定した対策が求められています。また、高齢者が多い中、適切な避難誘導と避難所の運営が求められており、災害時に誰一人孤立しないための取組が必要です。
- (6) さと地共生住宅開発許可制度や、空家等対策の取組みを積極的に推進し、上小学校の小規模特認校制度も相まって、子育て世代を呼び込むため、生活道路の整備、渋沢駅へのアクセス改善、防犯対策等による生活利便性の向上が必要です。

2 目指す地域（まち）の姿

豊かな自然と交通環境が調和し、こどもから大人まで地域ぐるみの交流が盛んな魅力と活力あるまち

3 地域づくりの基本目標

- (1) 多様な介護予防運動に取り組む笑顔があふれるまち
- (2) 豊かな自然や地域資源を利活用した新しい地域おこしを目指すまち
- (3) 里地里山の豊かな自然と共生し、安全・安心で住む喜びを感じるまち
- (4) 地域の生活にあった交通手段を維持し、便利で暮らしよいまち

4 地域版リーディングプロジェクト

- (1) プロジェクト名
上地区イノベーション
- (2) プロジェクトの内容
 - ・まちづくり委員会として、農園ハイク及びいなか暮らしふるさと塾（いなか暮らし体験ツアー）を支援
 - ・かみ未来会議を実施（上小学校の小規模特認校制度を生かし、PTAと連携するなど、子育て世代の移住を促進）
 - ・上地区で活動する人たちと一体となった地域活性化

5 主な取組み・すすめる活動（地域主体の取組み・地域と行政との協働の取組み）

- (1) 多様な介護予防運動に取り組む笑顔があふれるまち
 - ・地域で行う高齢者の生きがいづくり
 - ・高齢者の車対策
 - ・地域での見守り
- (2) 豊かな自然や地域資源を利活用した新しい地域おこしを目指すまち
 - ・里地里山の保全
 - ・自然環境を利活用した地域おこし
 - ・農業振興、耕作放棄地の活用
 - ・地域拠点の整備
 - ・空家等対策
 - ・「農園ハイク」と「いなか暮らし体験ツアー」の連携
 - ・新東名高速道路の新秦野インターチェンジを生かした地域おこし
- (3) 里地里山の豊かな自然と共生し、安全・安心で住む喜びを感じるまち
 - ・子育て支援の仕組みづくり
 - ・地域内及び他地域との協力体制の拡充
 - ・西地区自治会との連携
 - ・まちづくりの担い手の育成
 - ・各種事業の連携
 - ・イベントを通じた地域交流の促進
 - ・防犯（防犯カメラ、防犯灯の設置等）・交通対策の強化
 - ・防災対策
 - ・高齢者の避難
- (4) 地域の生活にあった交通手段を維持し、便利で暮らしよいまち
 - ・交通安全対策
 - ・公共交通の維持
 - ・住民意識の向上、地域コミュニティの活性化
 - ・生活利便性の向上

6 地域づくりを支える主な事業（市の取組み・施策大綱別計画に位置付けた施策）

今後、施策大綱別計画を検討する中で、行政として実施していく事業を位置付けていきます。